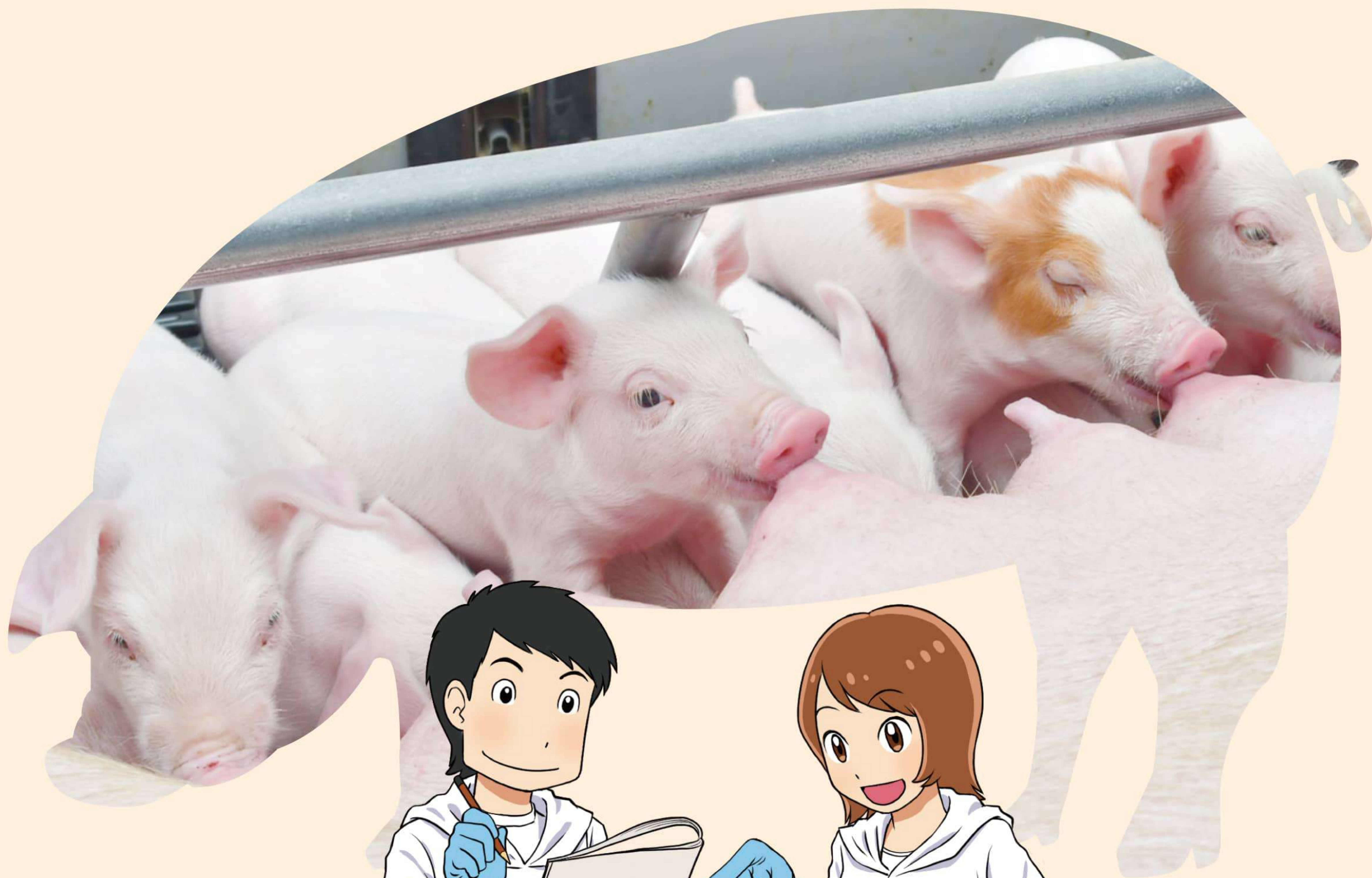


飼養衛生ガイドブック

豚、いのしし編

管理基準



趣旨 はじめに

平成30年9月以降の我が国での豚熱（CSF）の発生及びアジア地域におけるアフリカ豚熱（ASF）の発生拡大を受け、我が国の家畜防疫をよりの確に実施する観点から、令和2年7月1日に家畜伝染病予防法が改正されました。

それに先立ち、豚及びいのししの飼養農場における

飼養衛生管理の適正化を早期に図るため飼養衛生管理基準の見直しが行われ、令和2年3月9日付けで

新たな豚及びいのししの飼養衛生管理基準が公布されました。

家畜伝染病予防法第12条の3に規定されている

飼養衛生管理基準は、家畜の飼養に係る衛生管理の方法として家畜の所有者が守るべき基準です。

今般の飼養衛生管理基準の改正では、

生産者及び関係者から飼養衛生管理基準の各項目の意義が

分らないとの声を受け、取組の目的ごとに

以下のⅠ～Ⅳに体系化され、それぞれの体系について、防除対象とする感染源の種類（人、物品、野生動物、飼養環境、家畜）

ごとに項目が分類されました。

飼養衛生管理基準分類リスト

Ⅰ 家畜防疫に関する基本的事項

Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止

Ⅲ 衛生管理区域の衛生状態の確保

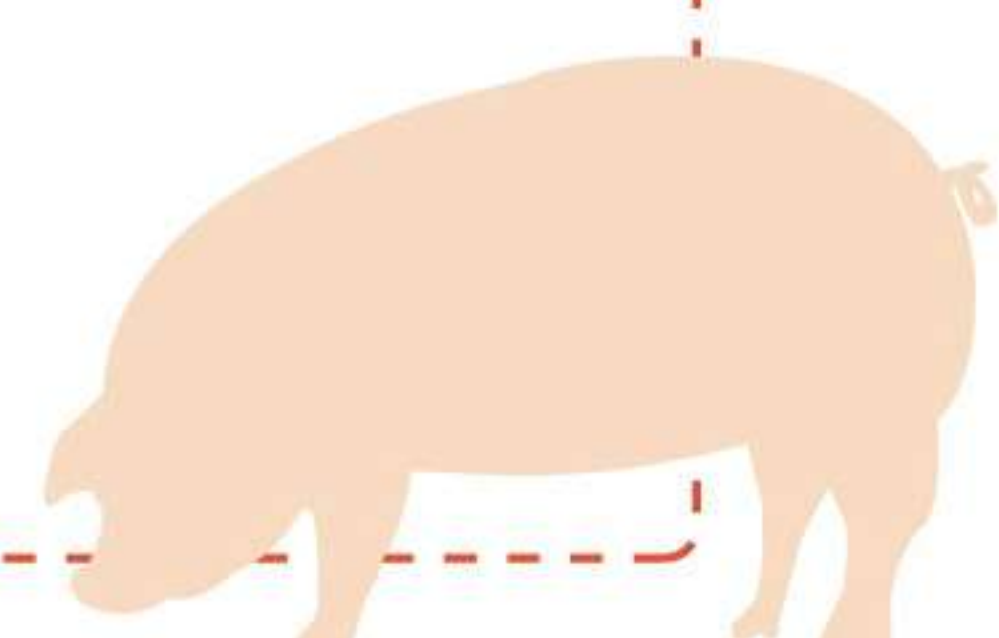
Ⅳ 衛生管理区域からの病原体の散逸予防

Ⅰにおいては、家畜の所有者の責務、飼養衛生管理マニュアルの作成等の当該基準が現場で徹底されるための取組等が規定され、Ⅱ～Ⅳにおいては具体的な衛生管理の取組等が定められています。

この度、令和元年度CSF情報発信委託事業の一環として、生産者向けに令和2年改訂の豚及びいのししの飼養衛生管理基準をわかりやすく説明したガイドブックを作成しました。

本ガイドブックが、生産者の皆様における飼養衛生管理基準の意義に対する理解の向上と自発的な家畜伝染病の発生、侵入防止体制構築の一助となれば幸いです。

令和2年7月1日



目次

※ の番号は飼養衛生管理基準の各項目番号となります。

プロローグ

03

I 家畜防疫に関する基本的事項

人に関する事項

1 ～ 7

04

飼養環境に関する事項

8 ～ 11

05

家畜に関する事項

12

10

II 衛生管理区域への病原体の侵入防止

人に関する事項

13 ～ 16

11

物品に関する事項

17 ～ 22

13

【番外編】病原体はどうやって侵入するか

20

野生動物・家畜に関する事項

23 ～ 24

21

III 衛生管理区域の衛生状態の確保

人に関する事項

25 ～ 26

23

物品に関する事項

27 ～ 28

25

野生動物に関する事項

29 ～ 31

27

飼養環境に関する事項

32 ～ 33

29

家畜に関する事項

34

31

【番外編】オールイン・オールアウト（A/AO）を 目指したグループ生産システムについて

32

IV 衛生管理区域からの病原体の散逸予防

人に関する事項

35

33

物品に関する事項

36 ～ 37

35

家畜に関する事項

38 ～ 40

37

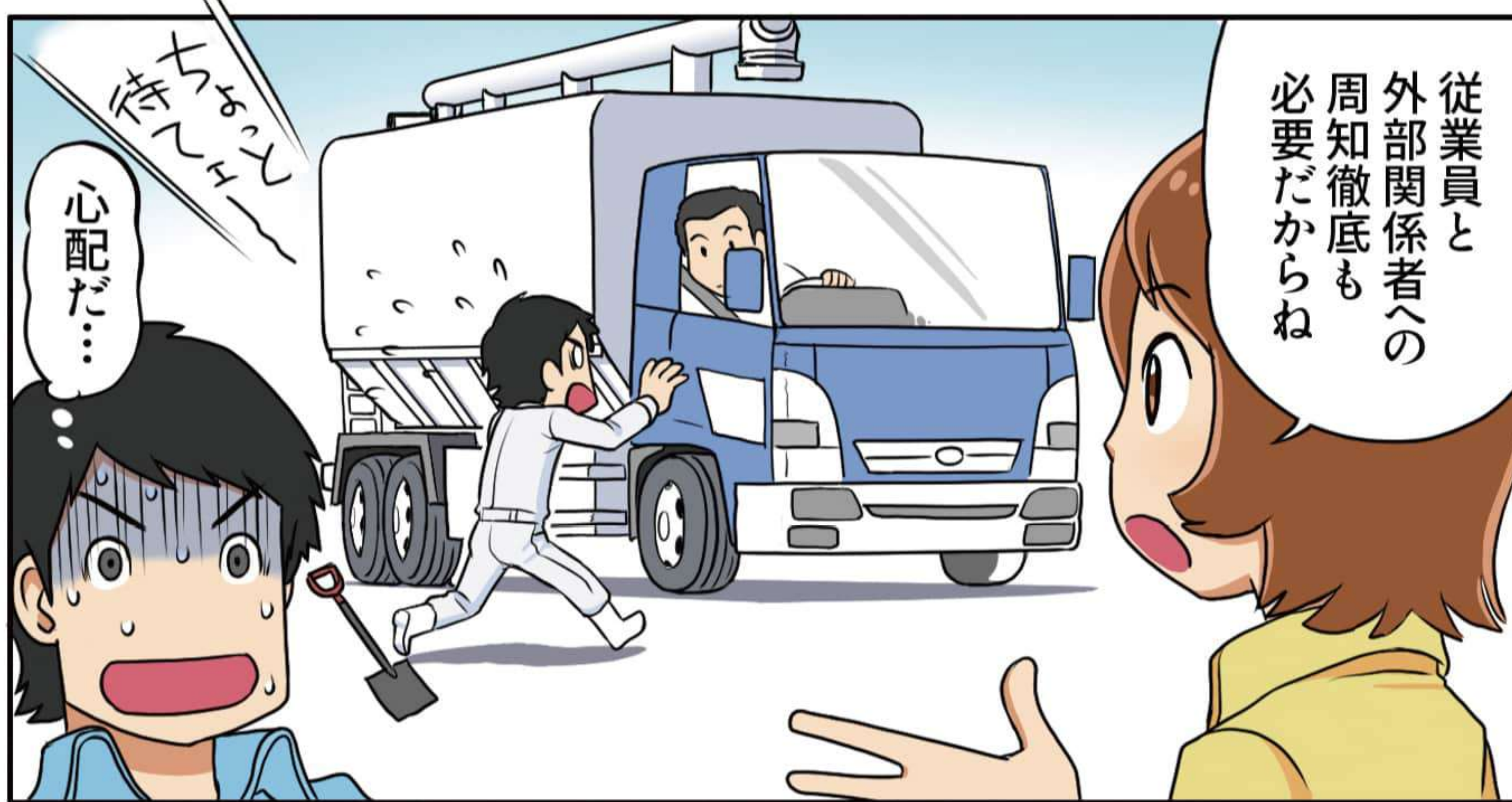
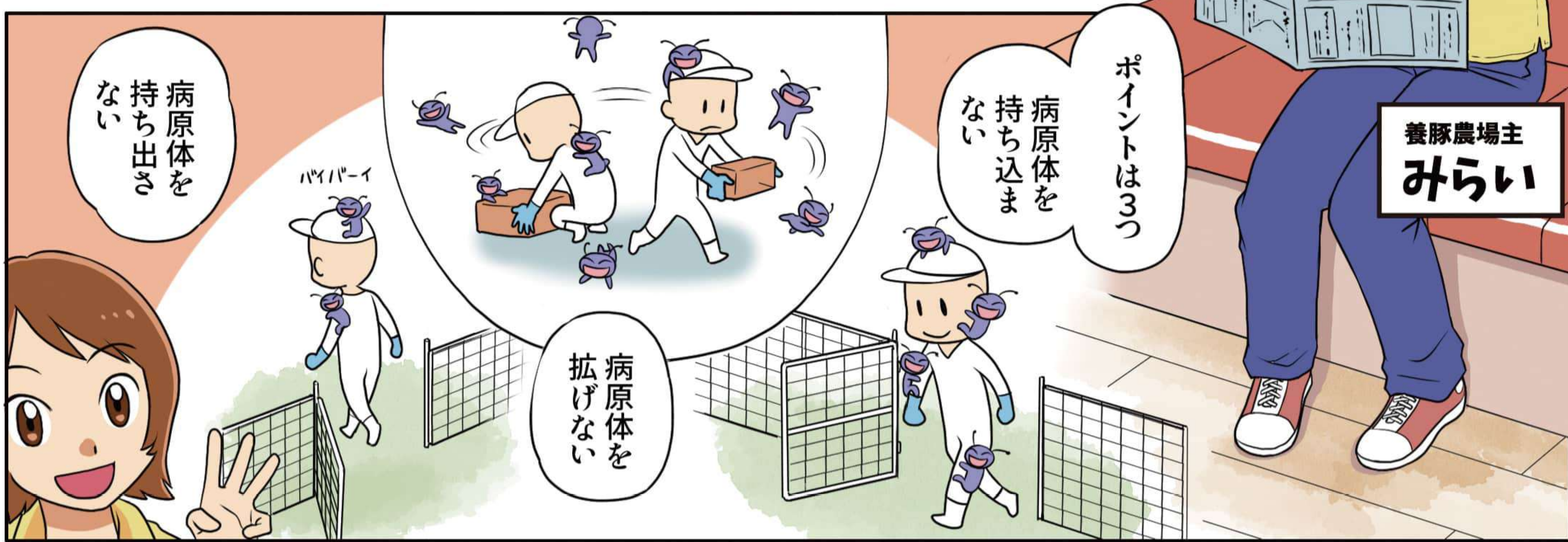
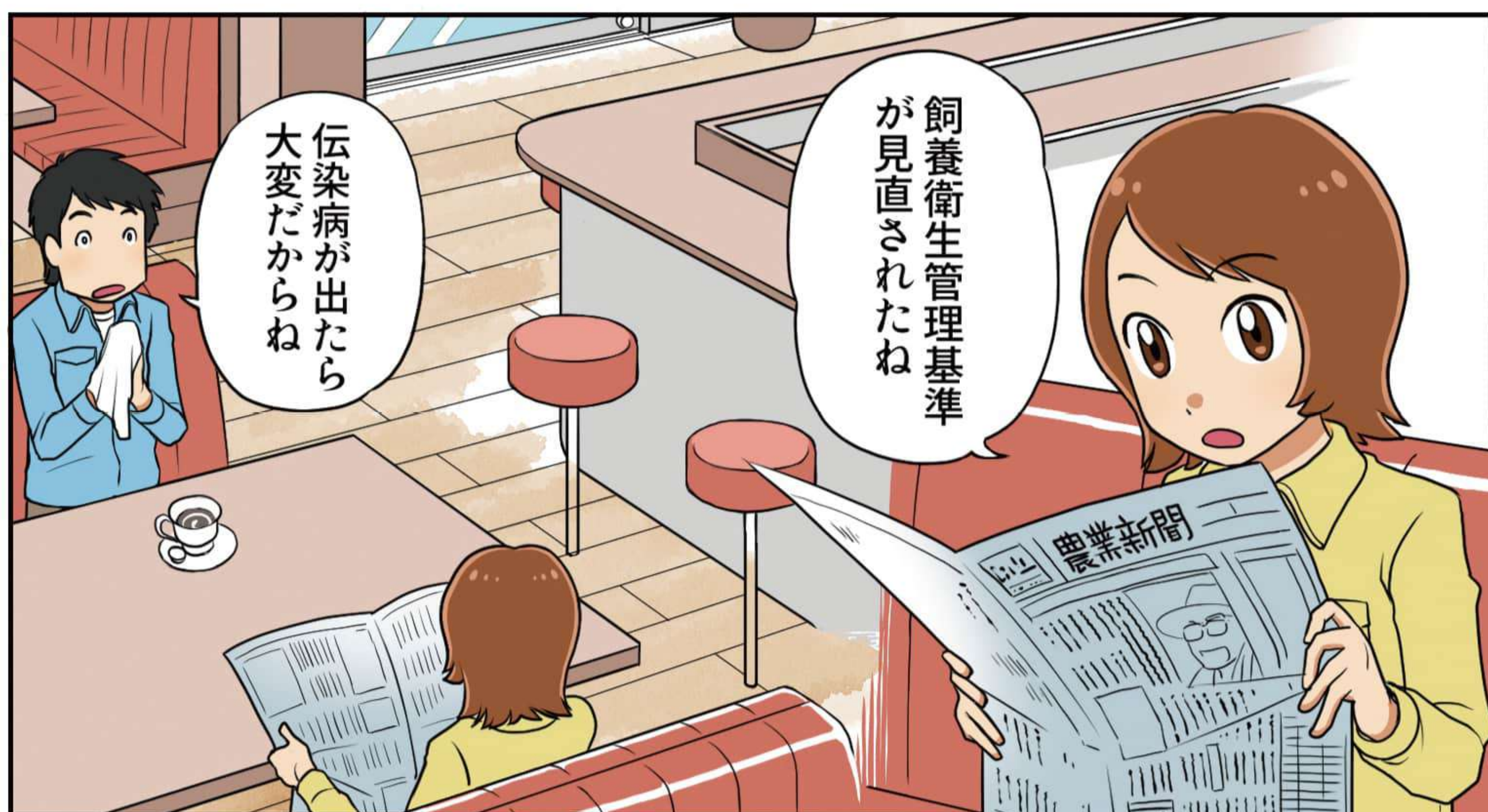
付録

消毒薬について

39

用語集

41



人に関する事項

1

7

家畜の所有者の責務・家畜防疫に関する最新情報の把握及び実践・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底
記録の作成及び保管・通報ルール作成等・獣医師等の健康管理指導・家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備

飼養衛生管理基準の見直しでは、

家畜の所有者に対して様々な責務が
明記されたので、最新の情報を確認

していかないとね。これから農場ごとに

管理獣医師又は診療施設を定めないと

いけないから、一緒に飼養衛生管理基準を

勉強していくために、うちの農場の

獣医師さんを紹介するよ。お互い伝染病の

発生リスクに備えて勉強していこう！

本当かい!? ぜひお願いするよ！

はじめまして、みらいさんの農場の

管理獣医師です。さっそくだけど、

新しい飼養衛生管理基準について説明しよう。

お願いします！



家畜の所有者は

家畜防疫の

最前線を担っており、

家畜の伝染性疾病の

発生予防とまん延防止に

努める責任があると

されているんだ。

その責任を果たすための

決まり事が、これから

二人が勉強していく

飼養衛生管理基準の各事項

ということになる。

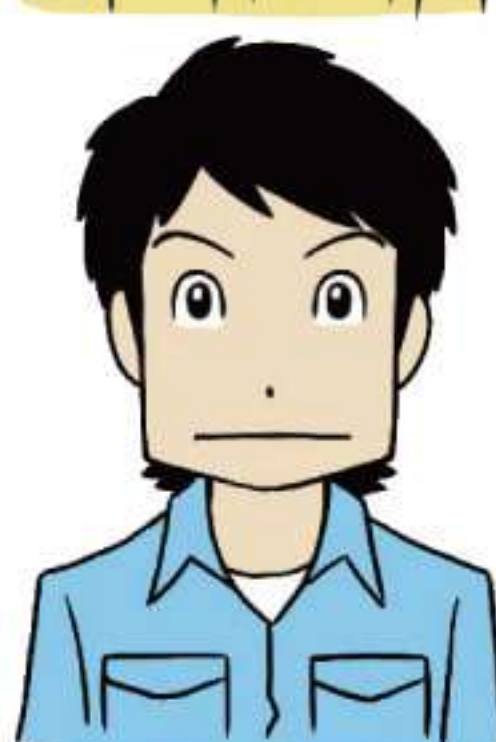
飼養衛生管理基準では、

まず基本事項として

以下の内容を**準備・作成**

するように定められて

いるんだ。



わかりました！なるほどな！

1 家畜の所有者以外に
管理者がある場合にあつては、
飼養衛生管理者を選任すること

2 農場の平面図を作成すること
家保の検査及び指導を受けること

3 飼養衛生管理
マニュアルを作成すること

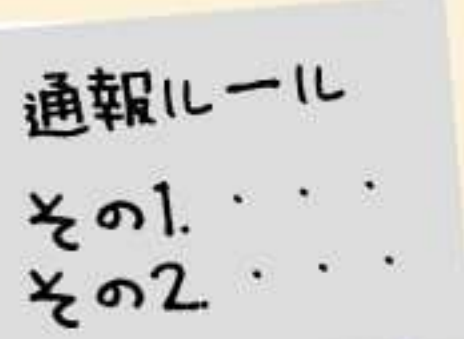
管理獣医師等の専門家の意見を
反映した上で作成し、印刷して
従事者に配布するようにしてください

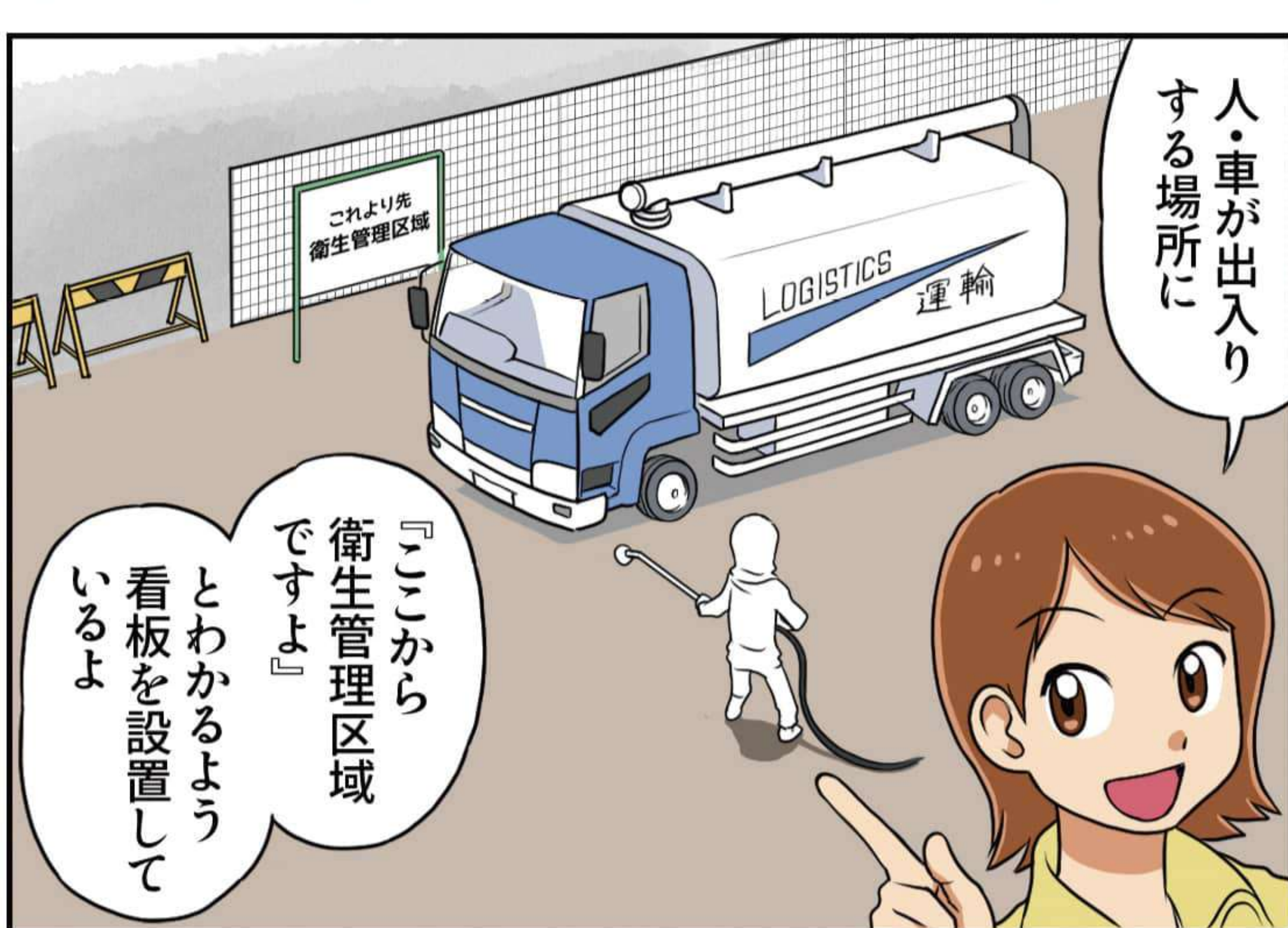
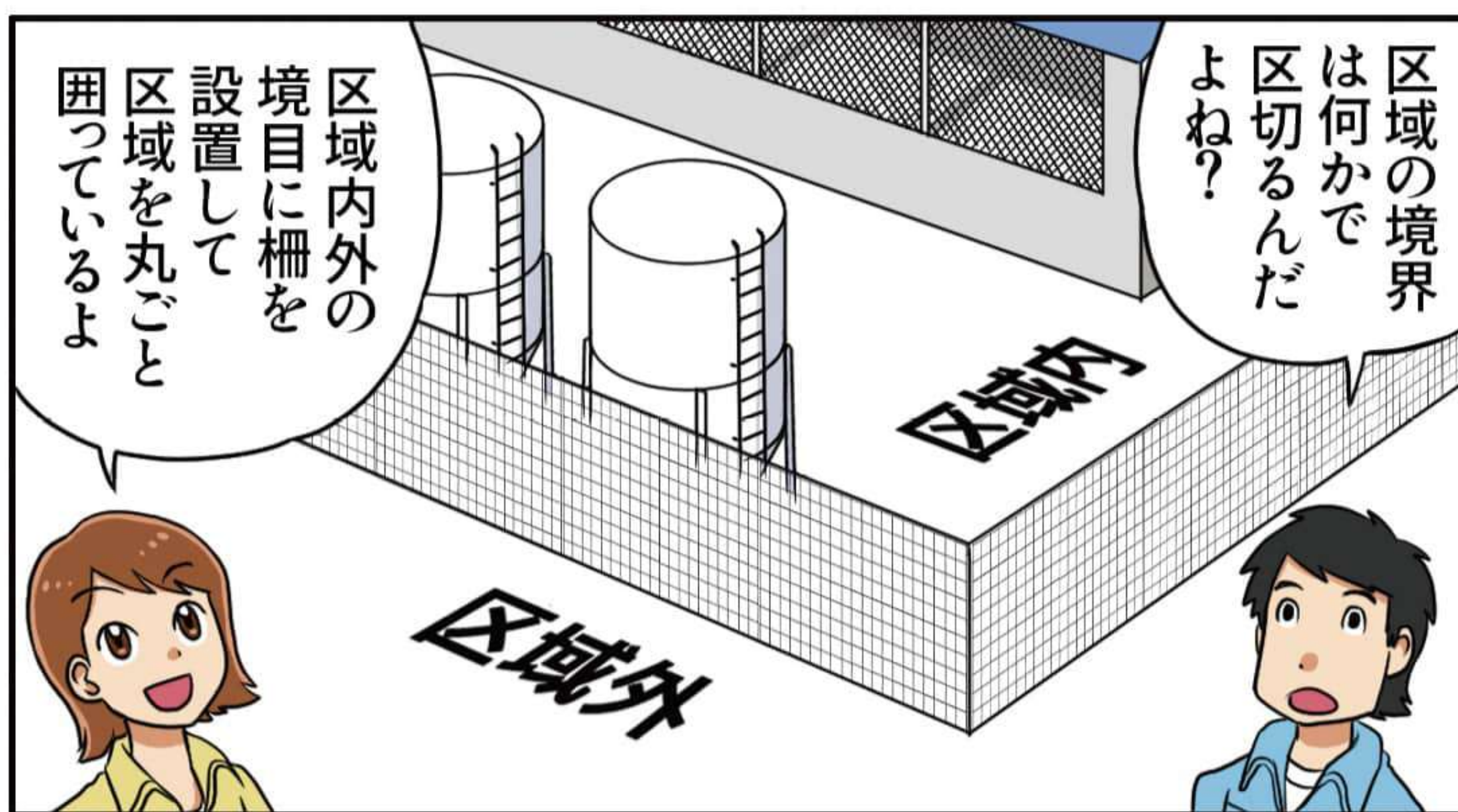
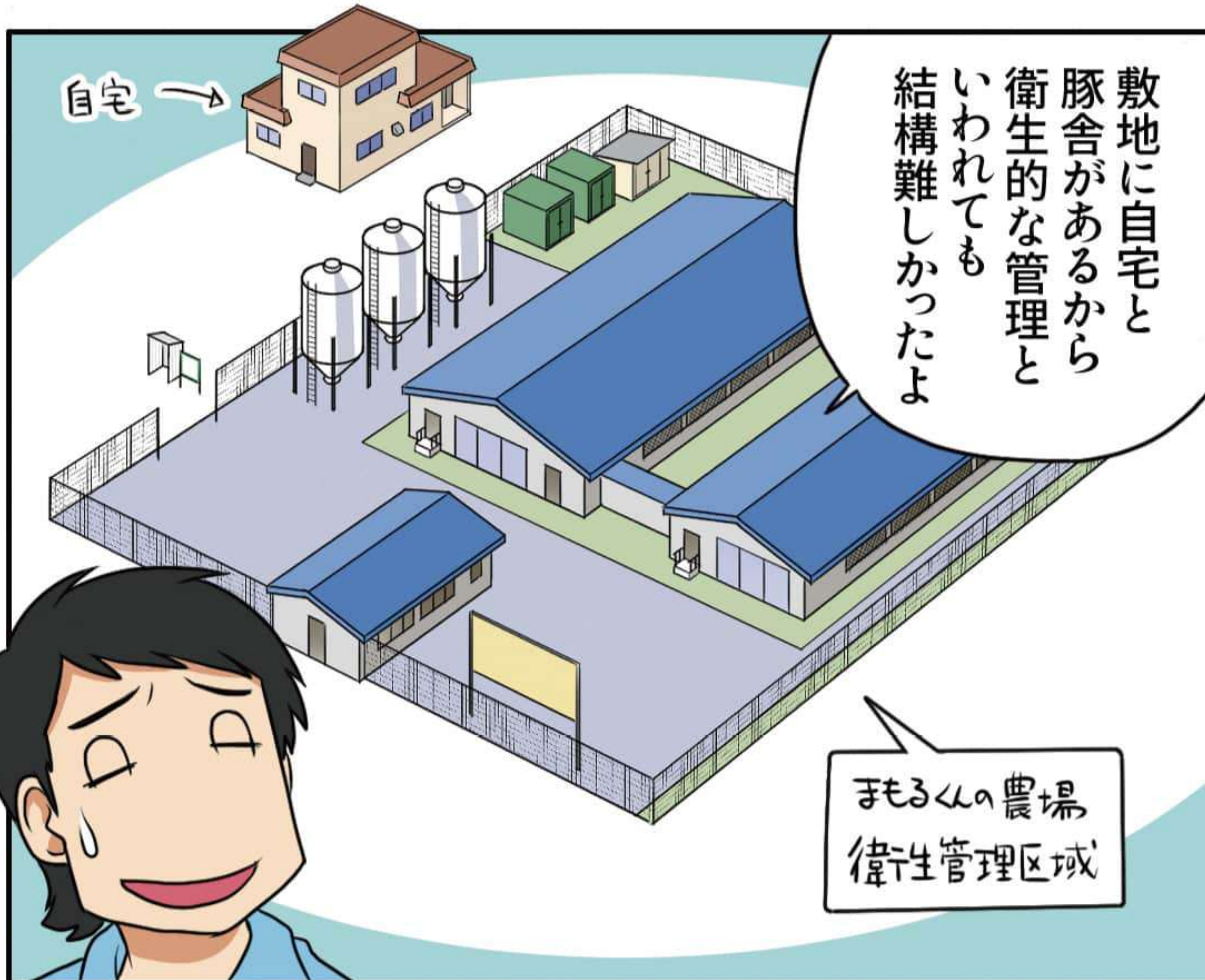
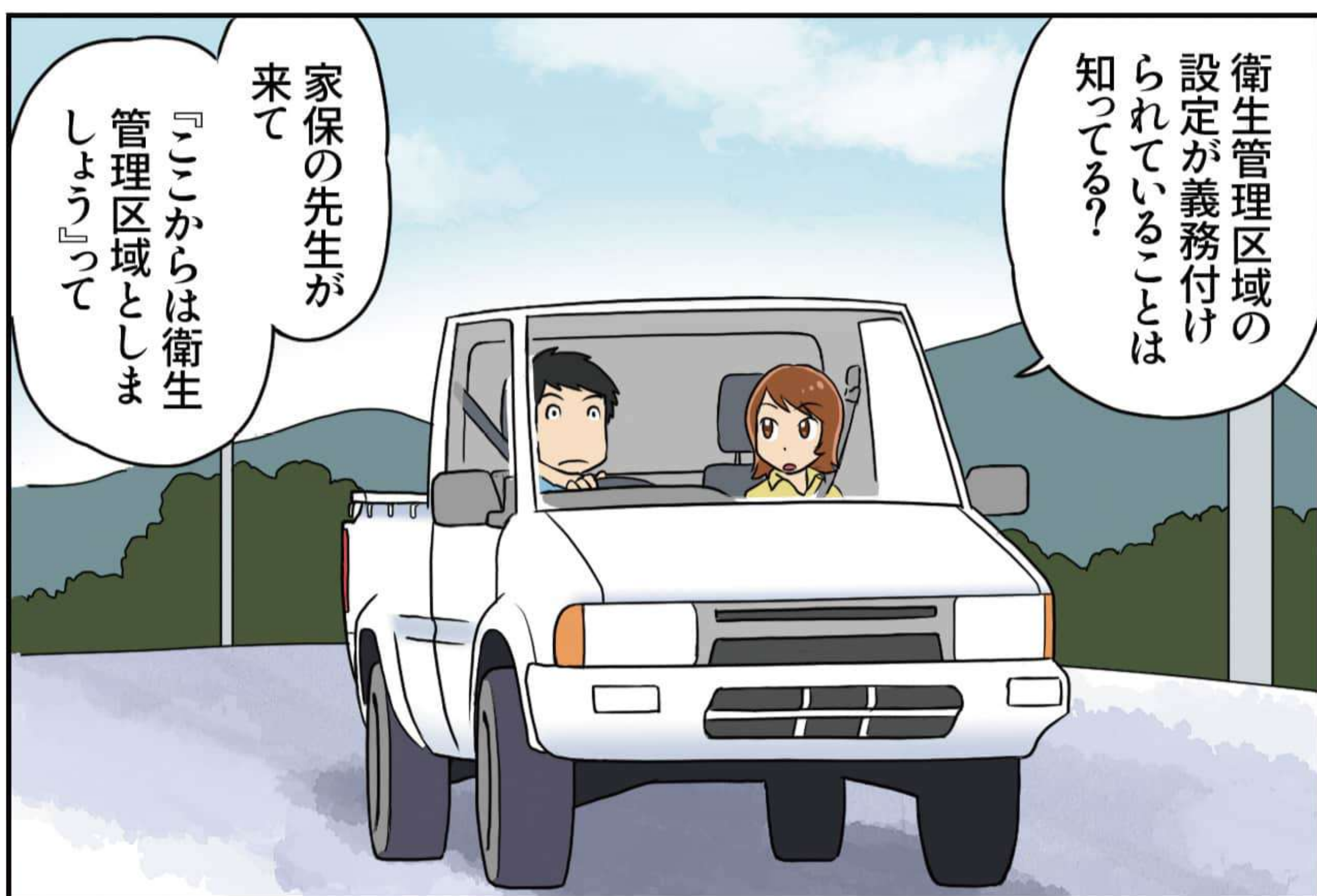
4 衛生管理記録を
作成し、保管すること

5 特定症状発見時の
通報ルールを作成すること

6 管理獣医師又は
診療施設を定めること

7 大臣指定地域が指定された場合の
取組内容を習熟しておくこと





飼養環境に関する事項

8

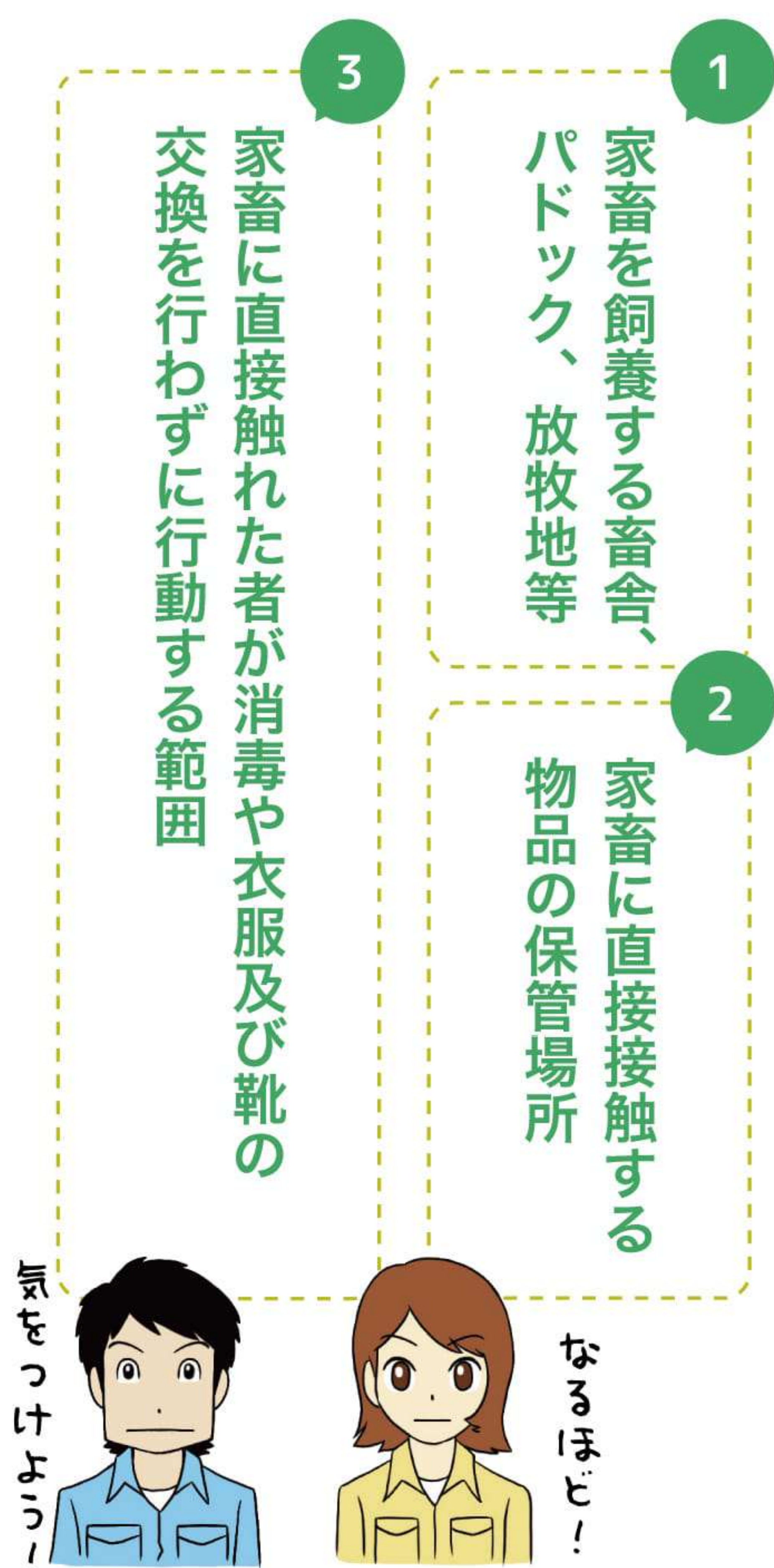
衛生管理区域の設定

8 衛生管理区域の設定

飼養衛生管理基準では、**衛生管理区域を設定すること**が定められているんだ。

衛生管理区域は、部外者の立入制限を行い、出入口での消毒、衣服や靴の交換などの衛生管理を重点的に実施することで、病原体に汚染される可能性が少ない清浄区域を作り、**家畜への病原体の侵入リスクを低減するために設定**するものなんだ。**衛生管理区域の出入口の数は最小限**にして、部外者や野生動物を入れないため、衛生管理区域とそれ以外を柵などで明確に区分する必要があるし、出入りするときには、**消毒が必要**なんだよ。また、衛生管理区域には以下の施設・設備・敷地が全て網羅されていることが重要なんだ。

衛生管理区域に網羅されている必要のある施設・設備



家畜の伝染性疾病対策モデル農場の一例

飼養衛生管理基準を遵守して

CSF・ASFから農場を守ろう！



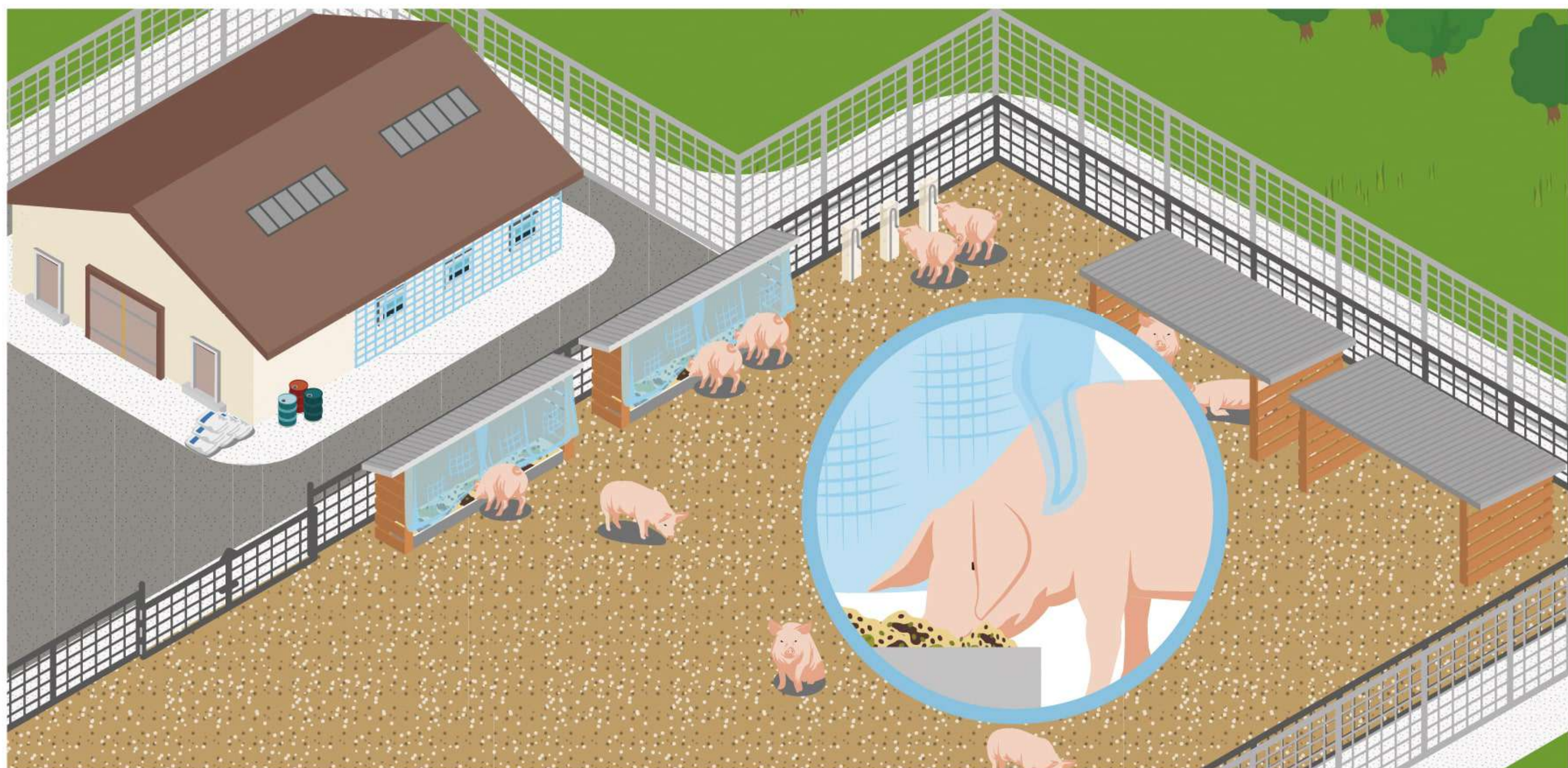
岐阜県提供資料を基に作成

飼養環境に関する事項

9 放牧制限の準備

9

放牧制限の準備



自然に近い環境で豚を飼育するために、放牧をしているケースもあると思う。

放牧をする際は**定期的に石灰を散布し、寄生虫対策（駆虫）**を実施する必要があるんだ。

また、野生動物が衛生管理区域内に侵入して、そこで排せつされた糞便から病原体が伝播して伝染病の原因になる場合もあることから、野生動物が侵入しないように柵（野生いのししの生息地域では2重柵）を設置し、畜舎周辺の除草などにも気を付ける必要があるよ。



もし地域内で家畜の伝染性疾病が発生したら、放牧している豚はどういう対応をしたらいいですか？



まん延防止のために必要と認められるときは、放牧が制限されたり、放牧していた豚を畜舎に移動して飼養するか、出荷もしくは他農場へ移動しなければならなくなるんだ。

そういった事態に備えて放牧を計画する際には、事前に避難用設備を確保しておくか出荷や移動に備えておく必要があるよ。



飼養環境に関する事項

10 埋却等の準備

10

埋却等の準備

家畜の伝染病にかかった豚や豚の死体は、消毒だけでは病原体の拡散を完全に防ぐことが難しく、原則として焼却か埋却しなければならんだ。

だから、家畜の所有者は万が一の場合の埋却地を準備しておく必要があるんだよ。

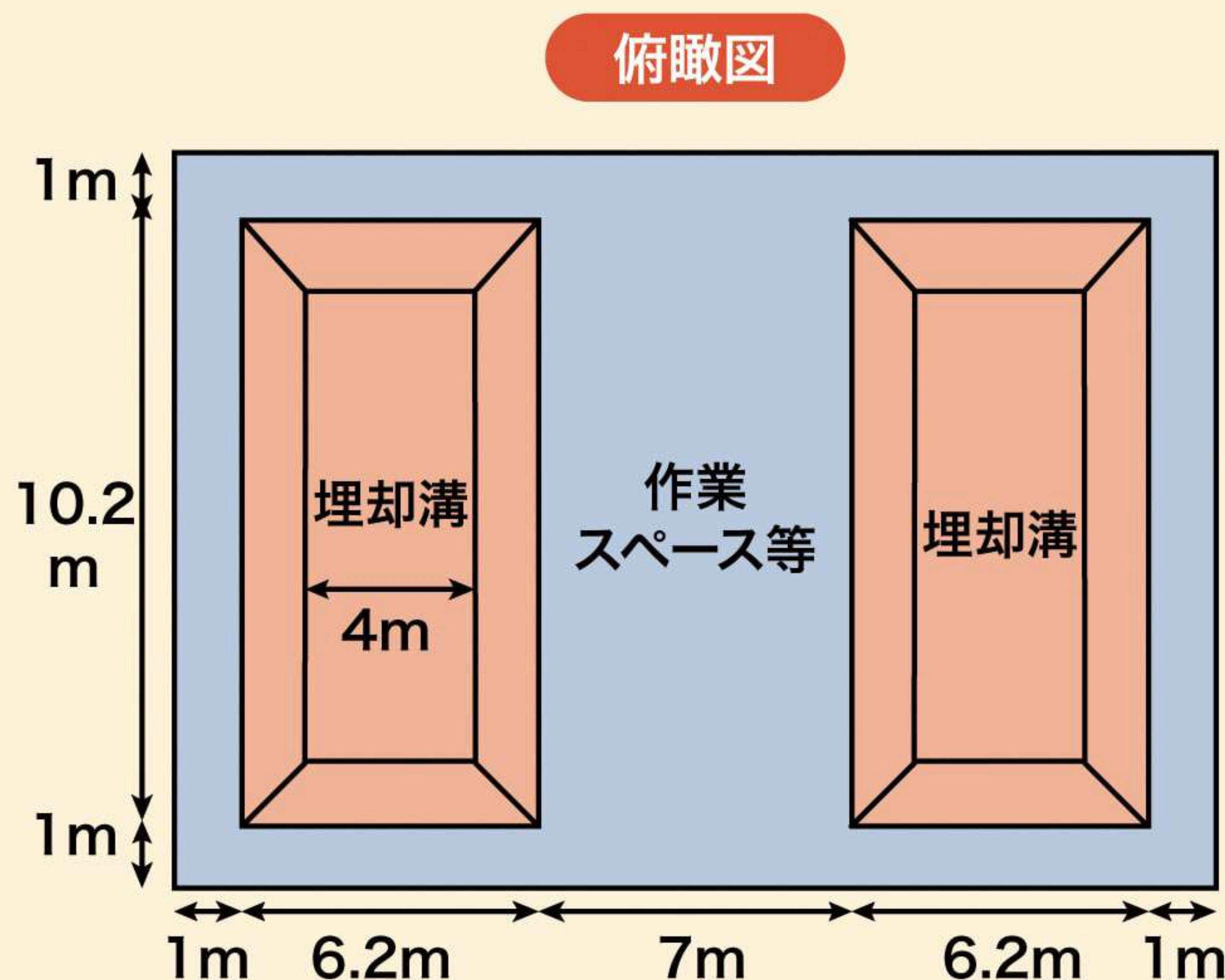
どのくらいの広さの土地が必要なんですか？

3か月齢以上の豚では、1頭あたり0.9㎡が標準だよ。

もし、埋却地を確保できない場合は、焼却施設又は化製処理施設のリストアップをしておくことになっているよ。



豚の埋却に必要な標準的な面積例



埋却可能頭数の計算例（肥育豚）

- ・埋却溝の底面積 $4\text{m} \times 8\text{m} \times 2\text{本} = 64\text{m}^2$ (周囲1.1mは法面)
- ・肥育豚1頭当たり必要な底面の面積 $0.222\text{m}^2/\text{頭}$
- ・当該埋却地に埋却可能頭数 $64\text{m}^2 \div 0.222\text{m}^2/\text{頭} \approx 288\text{頭}$
- (1頭当たり必要な埋却地 $(12.2\text{m} \times 21.4\text{m}) \div 288\text{頭} \approx 0.9\text{m}^2$)

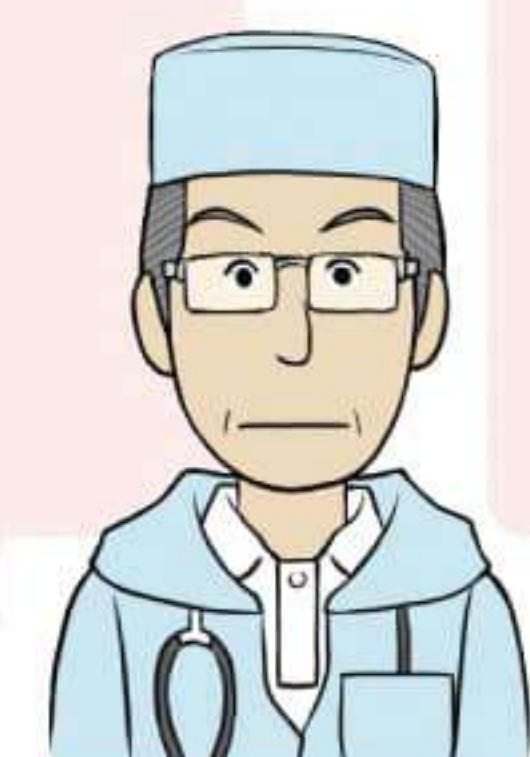
注意!

- ① 複数の埋却溝を並列に掘削する場合、7～10mの間隔を空けましょう。
- ② 地盤が弱い場合、作業中に法面が崩れるおそれがあるため、土木作業の関連部局や施工業者の意見を聞き、法面の勾配を調整するなどの対応をとりましょう。
- ③ 埋却溝の底面において、体液が不均等に貯留された場合、噴出しやすくなります。噴出を防止するため、底面の勾配がきつくならないように注意するとともに、埋却溝が長い場合には中間に仕切りを入れましょう。

飼養環境に関する事項

11 愛玩動物の飼育禁止

ネズミ対策にネコを飼うのは問題ないですか？



衛生管理区域内での
ペットの飼育は禁止と
されているんだ。

禁止の理由は、豚との共通の
伝染病にかかった個体が病原体を
拡げるリスクがあるし、
そうでなくともネコなどの
愛玩動物が衛生管理区域の内外や
畜舎を出入りすると、
身体や口、排せつ物などから
豚等の病原体が拡がるリスクが
あるからなんだ。
同じ理由で番犬や地域猫にも
注意が必要だよ。地域猫は防護柵
の設置などに対応してほしい。

11 愛玩動物の飼育禁止

愛玩動物と豚の共通感染症例【出典…動物衛生研究部門HP】

トキソプラズマ病

媒介する愛玩動物
ネコ

症状

ネコは感染しても無症状であり、糞便中に
病原体を排出する。感染ネコの
糞便に排出される病原体が豚に経口感染
すると、発熱、咳、鼻汁、腹式呼吸（あえぎ）、
皮膚の紫赤斑、起立不能、初めて感染した
妊娠豚の流産などの症状を示す。



↑ 症状について

レプトスピラ症

媒介する愛玩動物
イヌ

症状

感染したレプトスピラ属菌の血清型や動物
の種類により症状は様々であり、
非妊娠豚では一般的に軽症だが、妊娠豚で
は流死産あるいは新生子障害が認められる。
尿中に病原体を排出する。



↑ 症状について

サルモネラ症

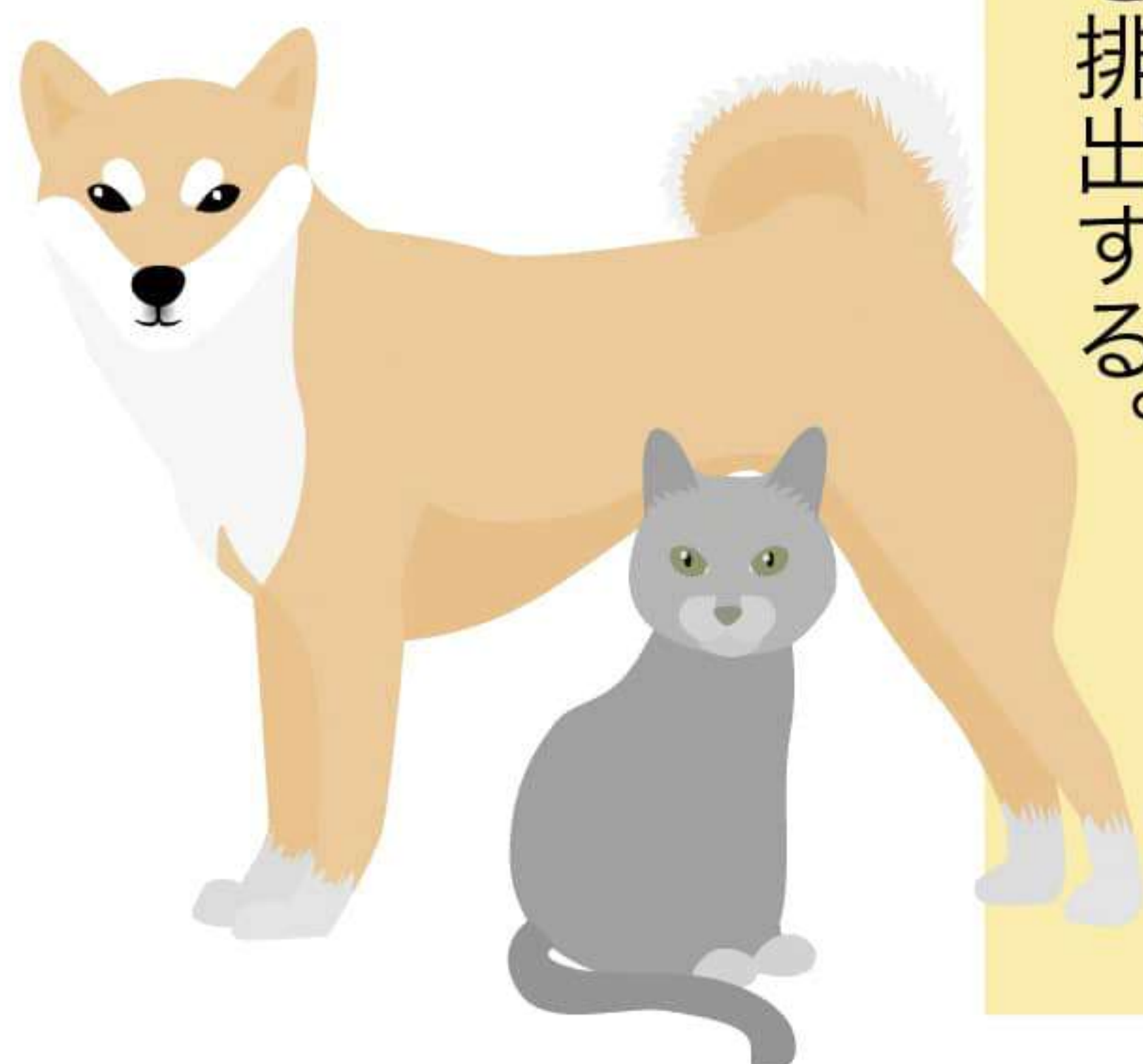
媒介する愛玩動物
ネコ、イヌなど

症状

感染したサルモネラ属菌の血清型や動物の
種類、豚の月齢により病型が異なり、
急性敗血症型（チフス様疾患）では発熱、
食欲不振、元氣消失を呈した後、
敗血症死する。下痢症型では悪臭を伴う
下痢を主徴とし、急性例の場合は早期に
死に至る。慢性に経過した場合、腸炎に起因
する脱水・消瘦などにより発育不良となる。
上記の症状に加えて肺炎や流産を
引き起こす場合もある。
主に糞便中に病原体を排出する。



↑ 症状について



家畜に関する事項

密飼いの防止

12 密飼いの防止

最近、産子数が増えてきたんだ！
豚房に子豚がたくさんいるのが
うれしくてね！

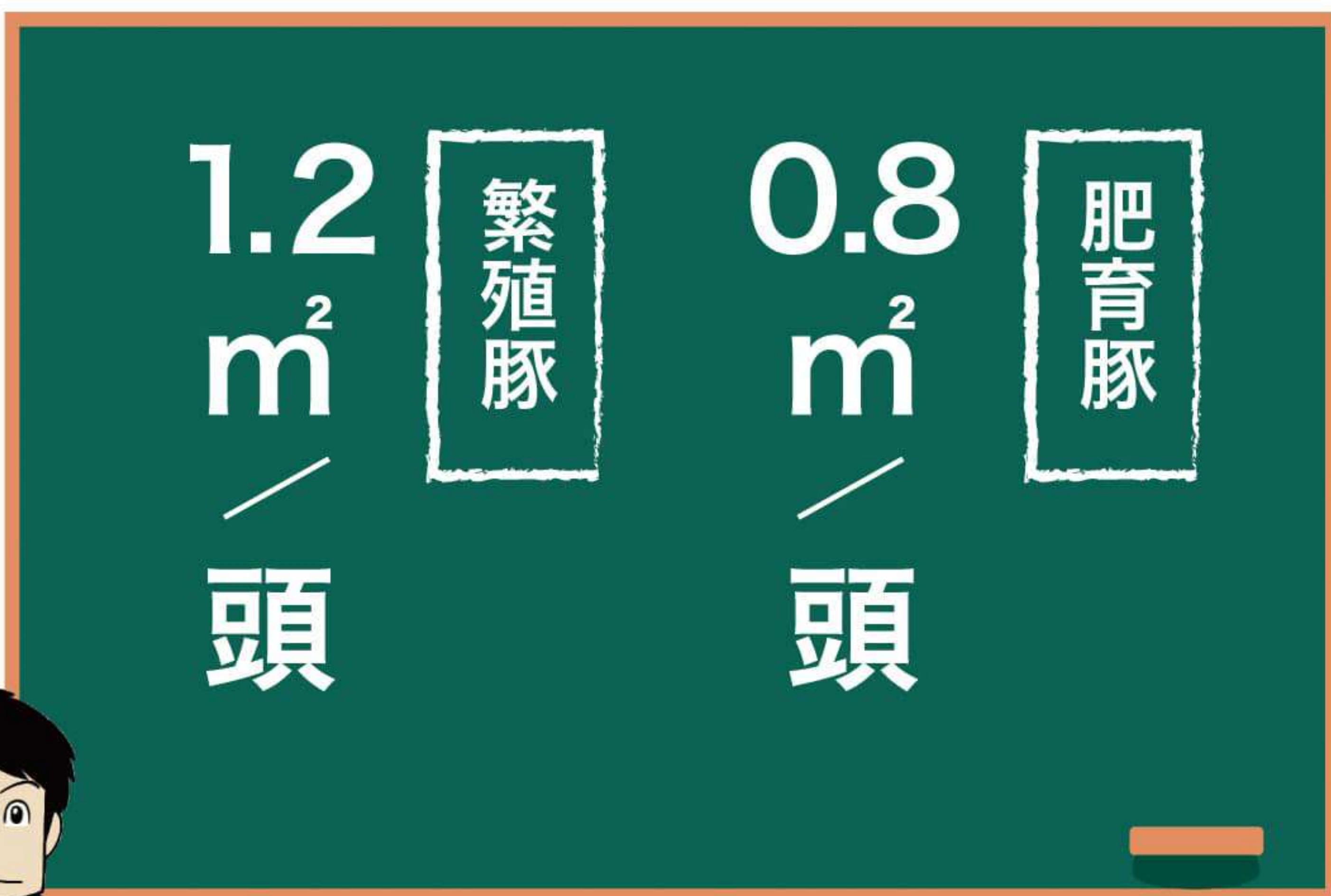
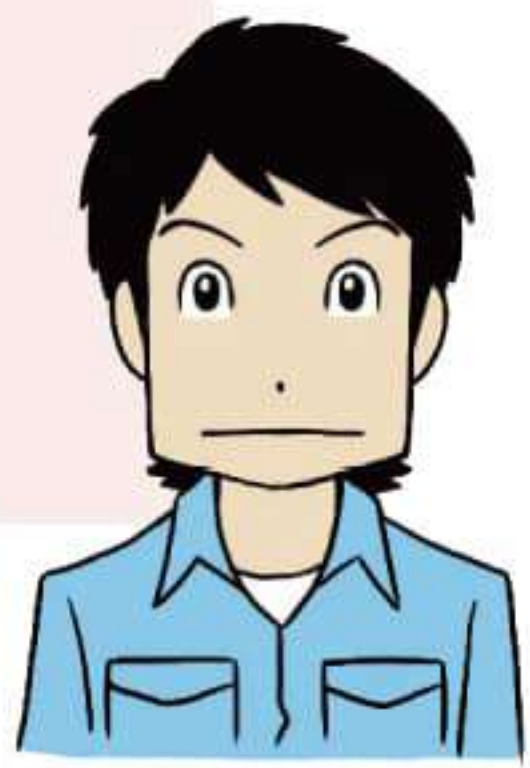


それはすごい！ 良かったね！
でも1つの豚房に

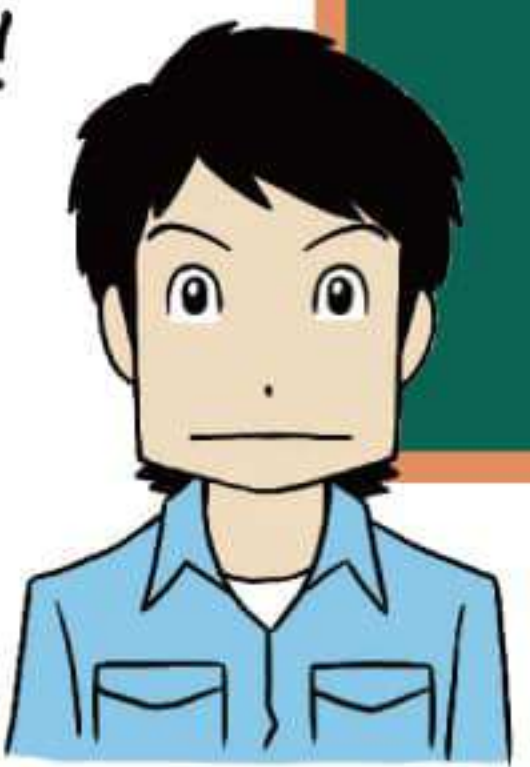


豚を詰め込みすぎてはいけないよ。
密飼いといってね、1つの豚房に豚を
詰め込みすぎると病原体との接触
機会が増えるだけではなく、
ストレスで病原体への抵抗性が
下がったりすることで伝染病が
発生しやすい状態になってしまうんだ。

満員電車で風邪をもらっちゃう
のに似ているなあ。そう考えると豚に
はどれくらいの広さが必要なんです？

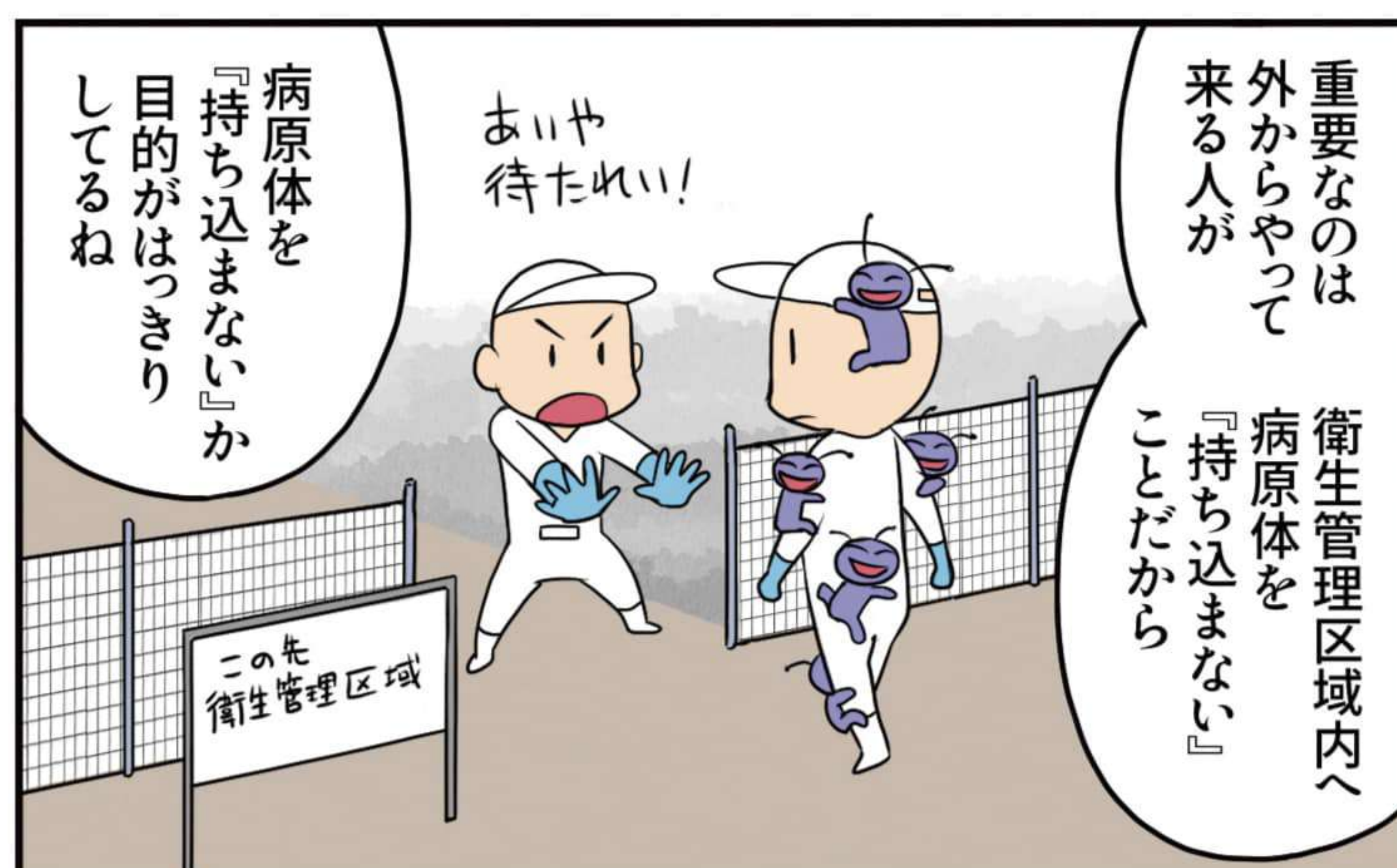
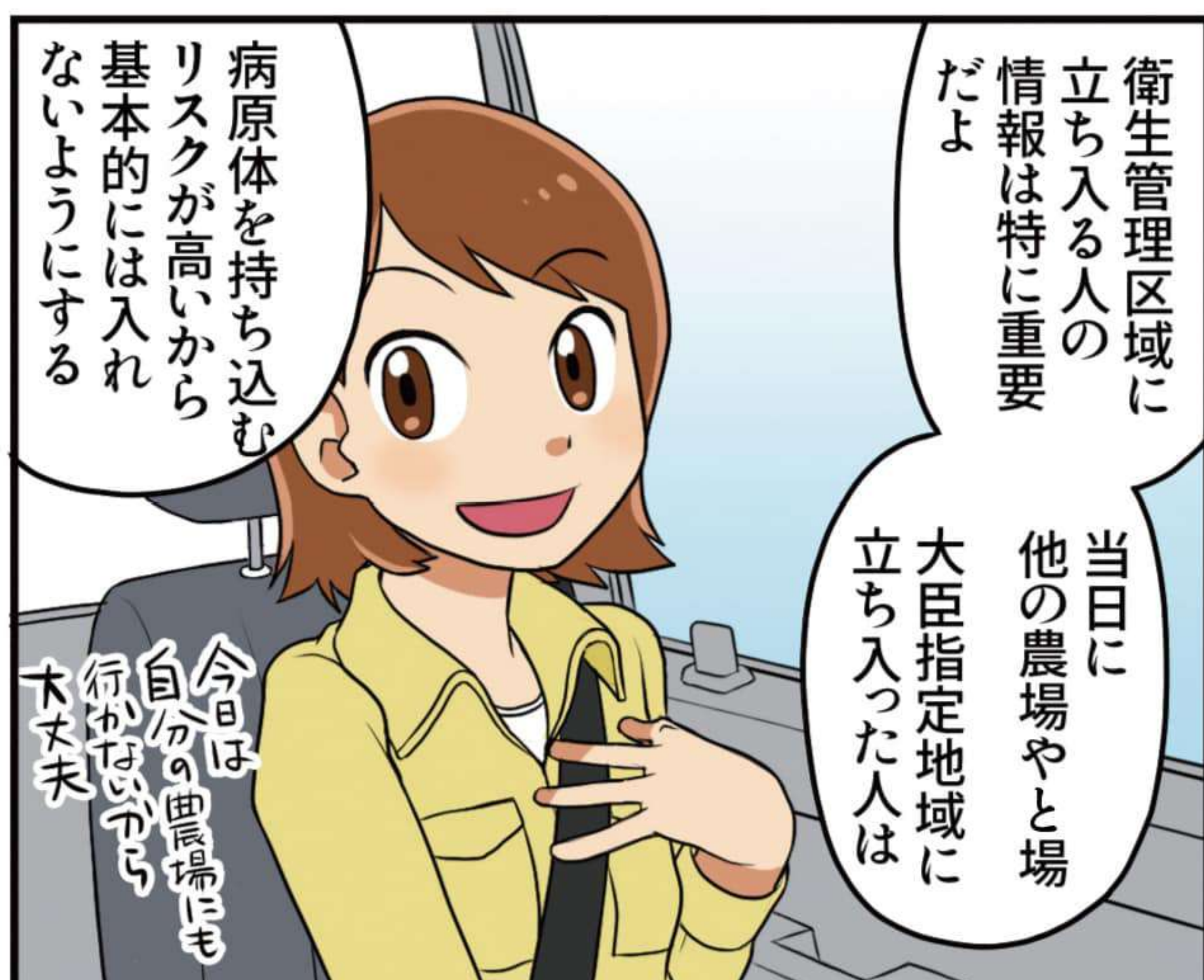
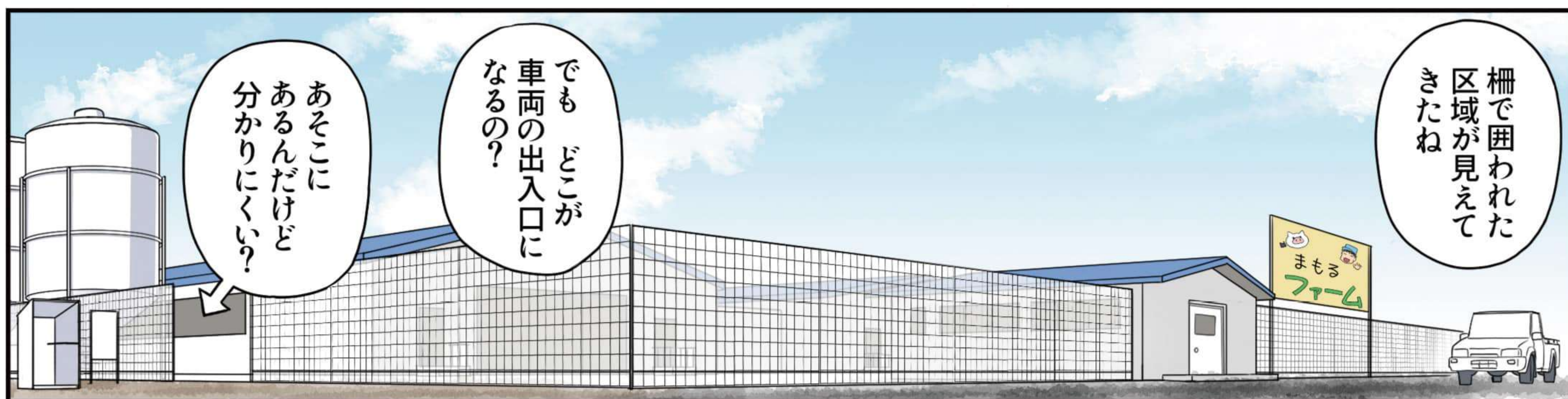


なるほど！



豚房の構造にもよるけど、
肥育豚では0.8 m² / 頭、
繁殖豚では1.2 m² / 頭が
目安とされているよ。





人に関する事項

13

13 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限

衛生管理区域へ入る



人の管理は衛生管理の中でも特に大事なことなんだ。必要のない人が許可なく入ってしまったら、**出入口の数が必要最小限**にして、出入口付近には立ち入る人が見えるように「関係者以外立ち入り禁止」の看板などを設置するようにすること。



▲衛生管理区域への立入制限の看板

16

衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限・他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

14

14 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置

病原体を侵入させるリスクがある



から、当日に他の農場や大臣指定地域に立ち入った人や、過去一週間以内に海外から入国した人も衛生管理区域内へ立ち入らせないようにしよう。
家畜防疫員、管理獣医師、人工授精師、飼料運搬業者などがやむを得ず立入る場合は、入浴、着替えなどの防疫措置が必要だよ。

15

15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等

また、家畜が飼養されている



衛生管理区域内に区域外から病原体を持ち込まないために、衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置して、衛生管理区域に入る全ての人に手指の洗浄、消毒をしっかりとってもらおう。専用の手袋を着用してもいいよ。



▲入口の消毒設備、衣服や靴の交換ができる設備

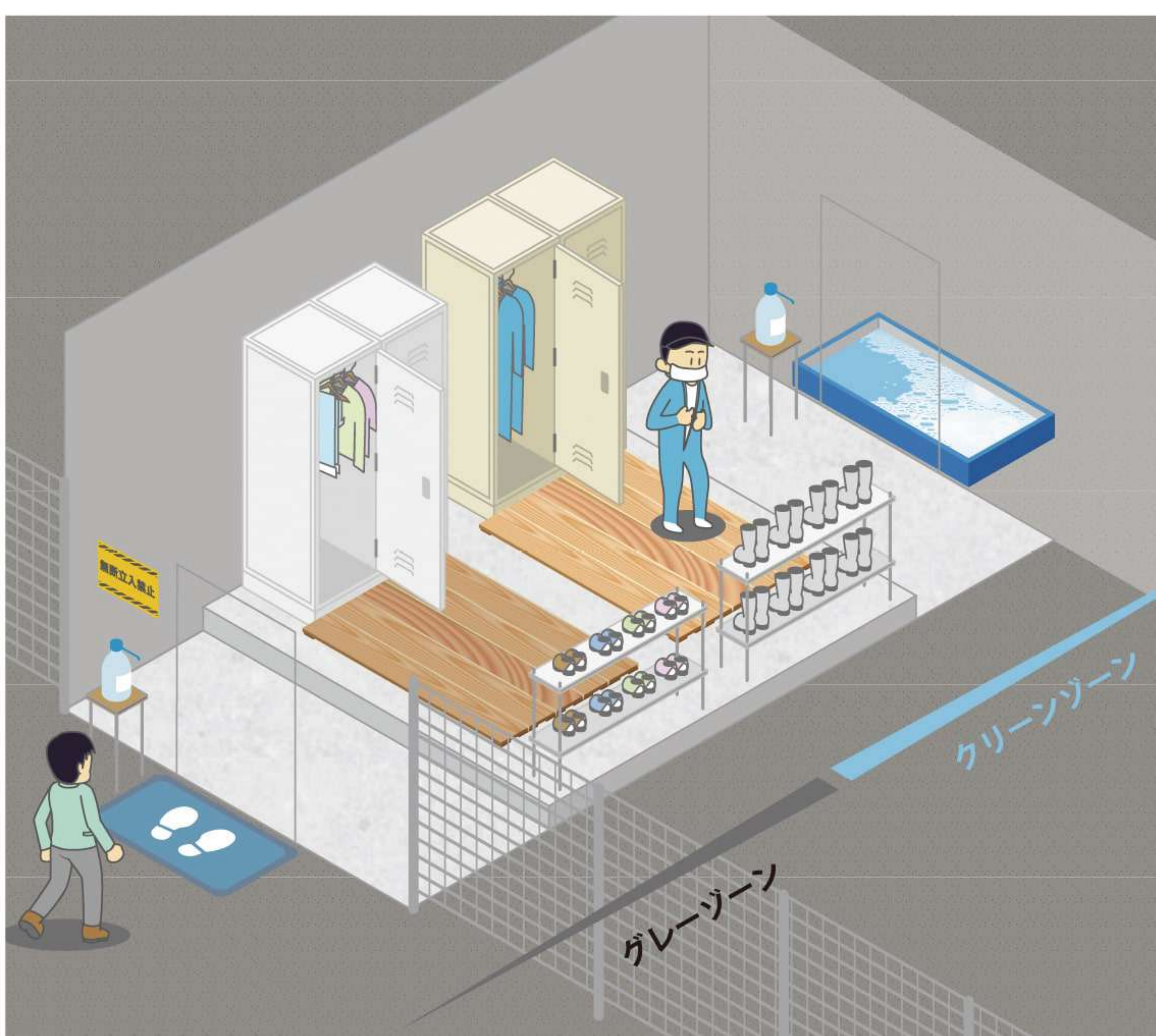
16

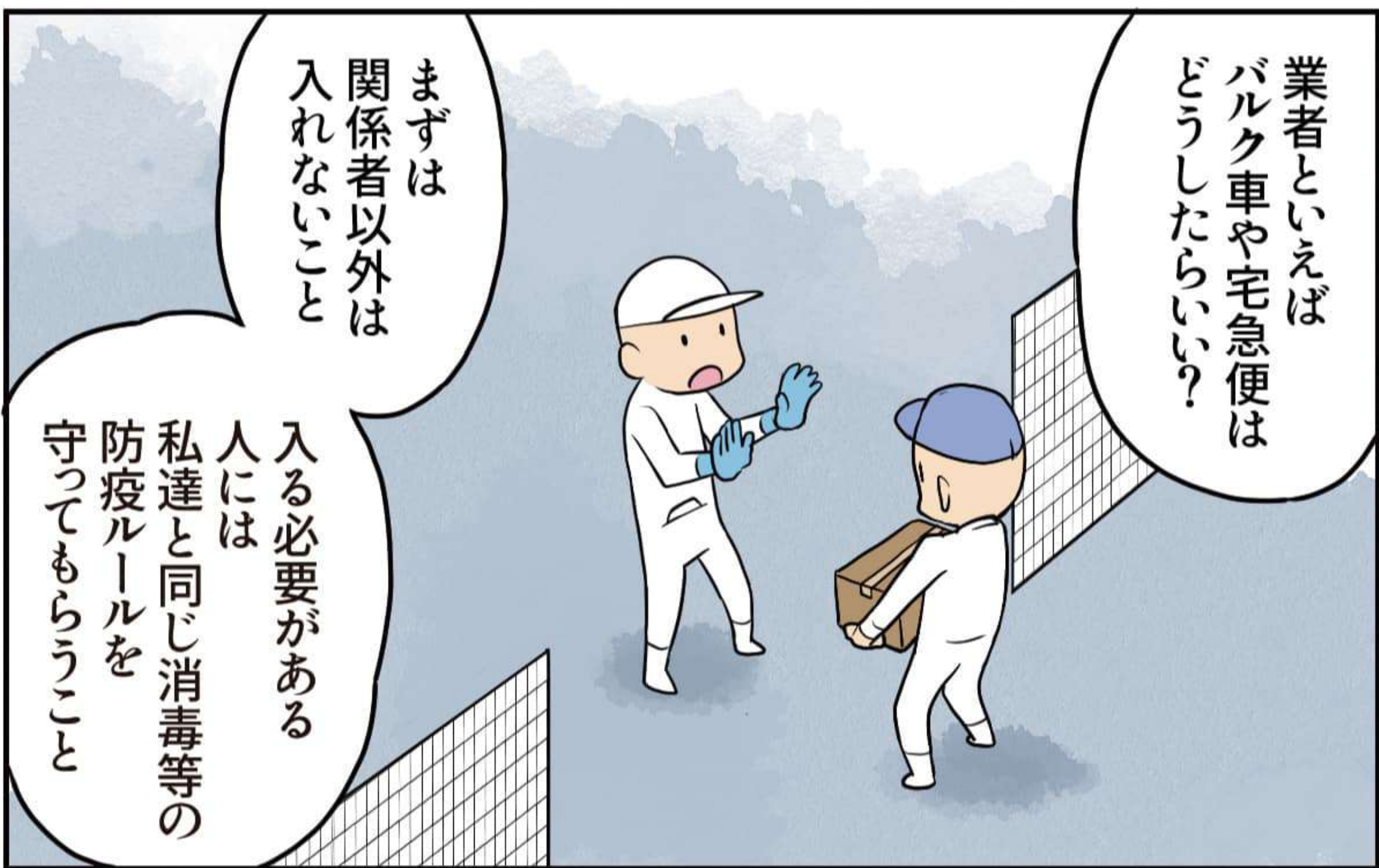
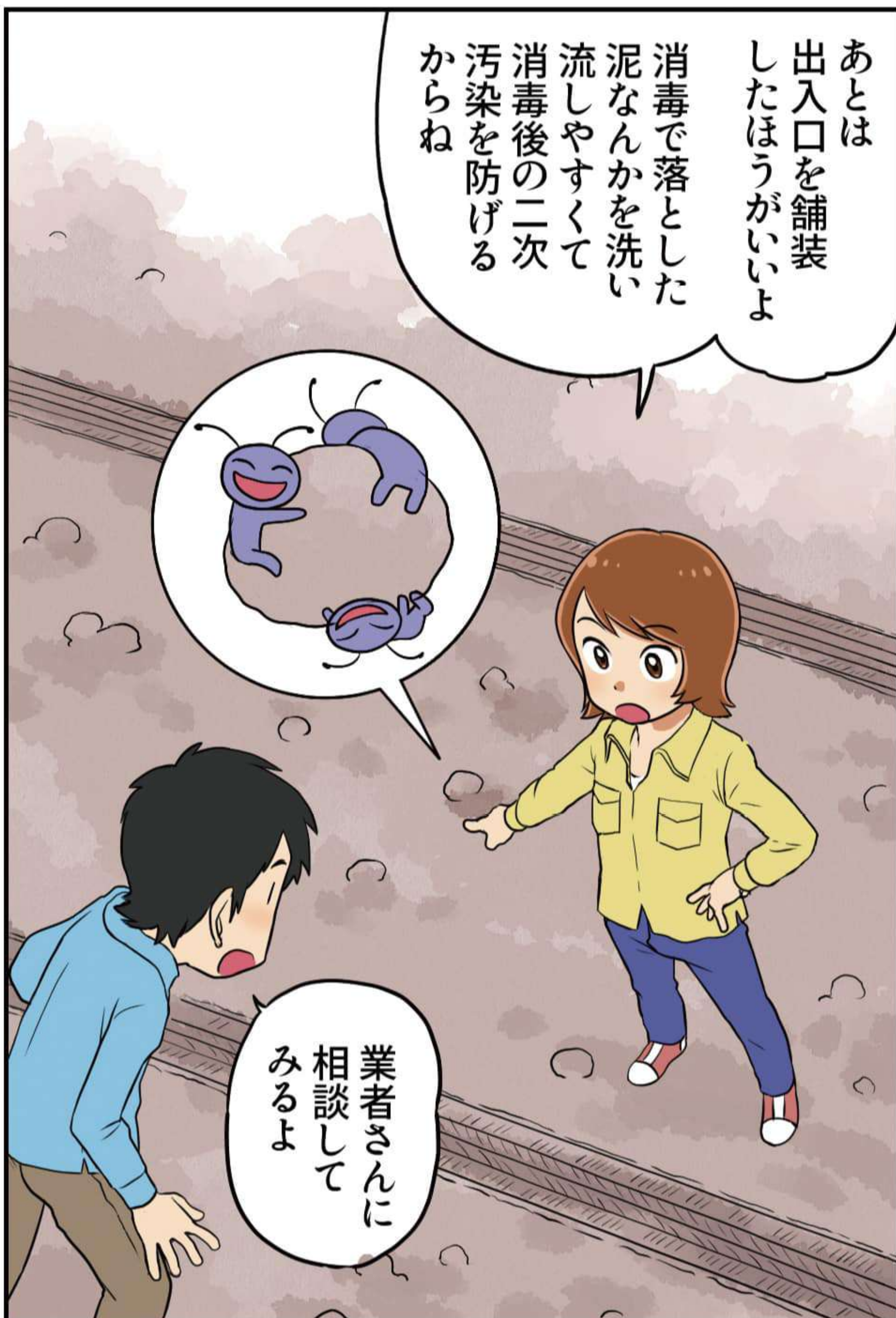
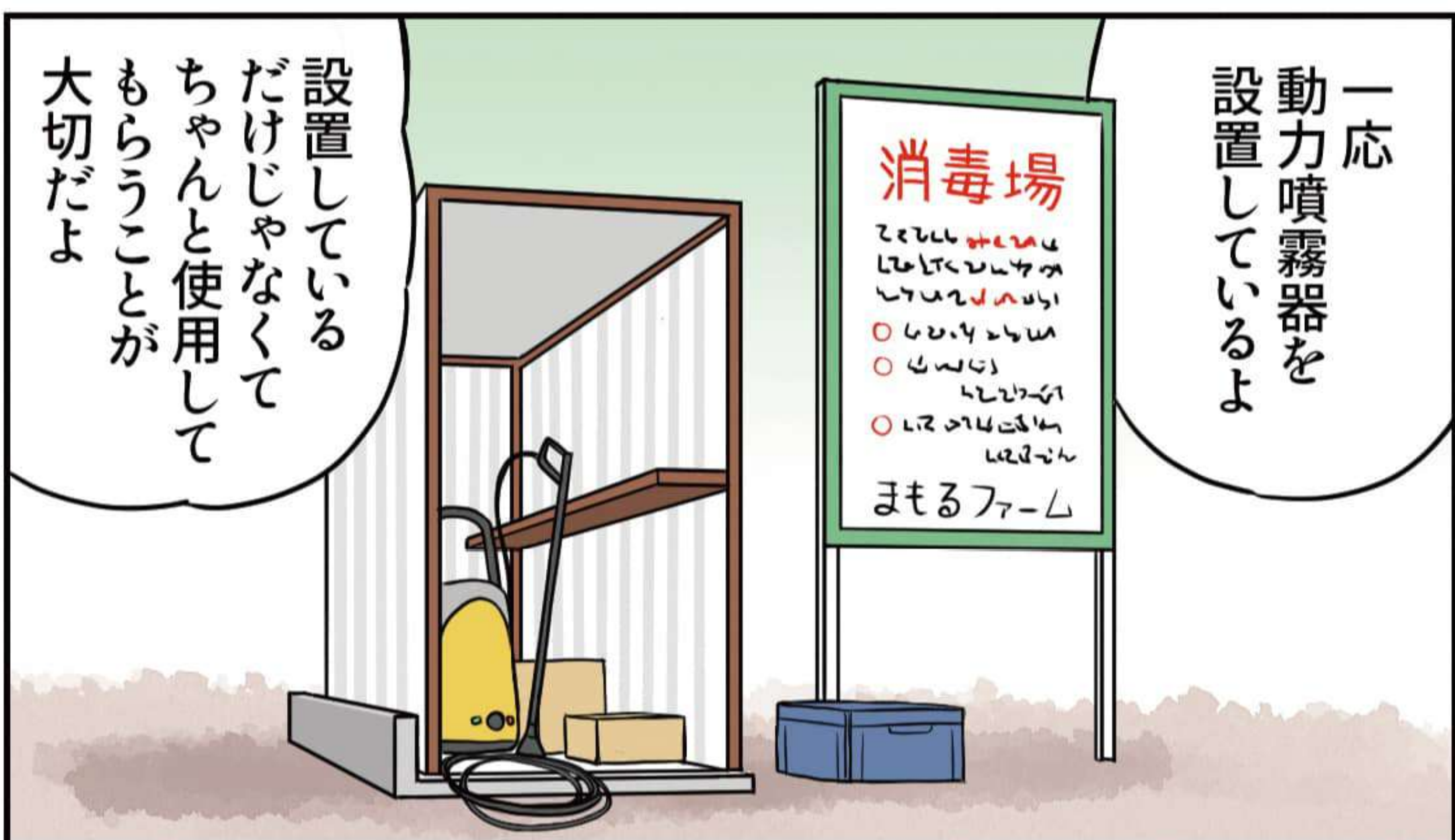
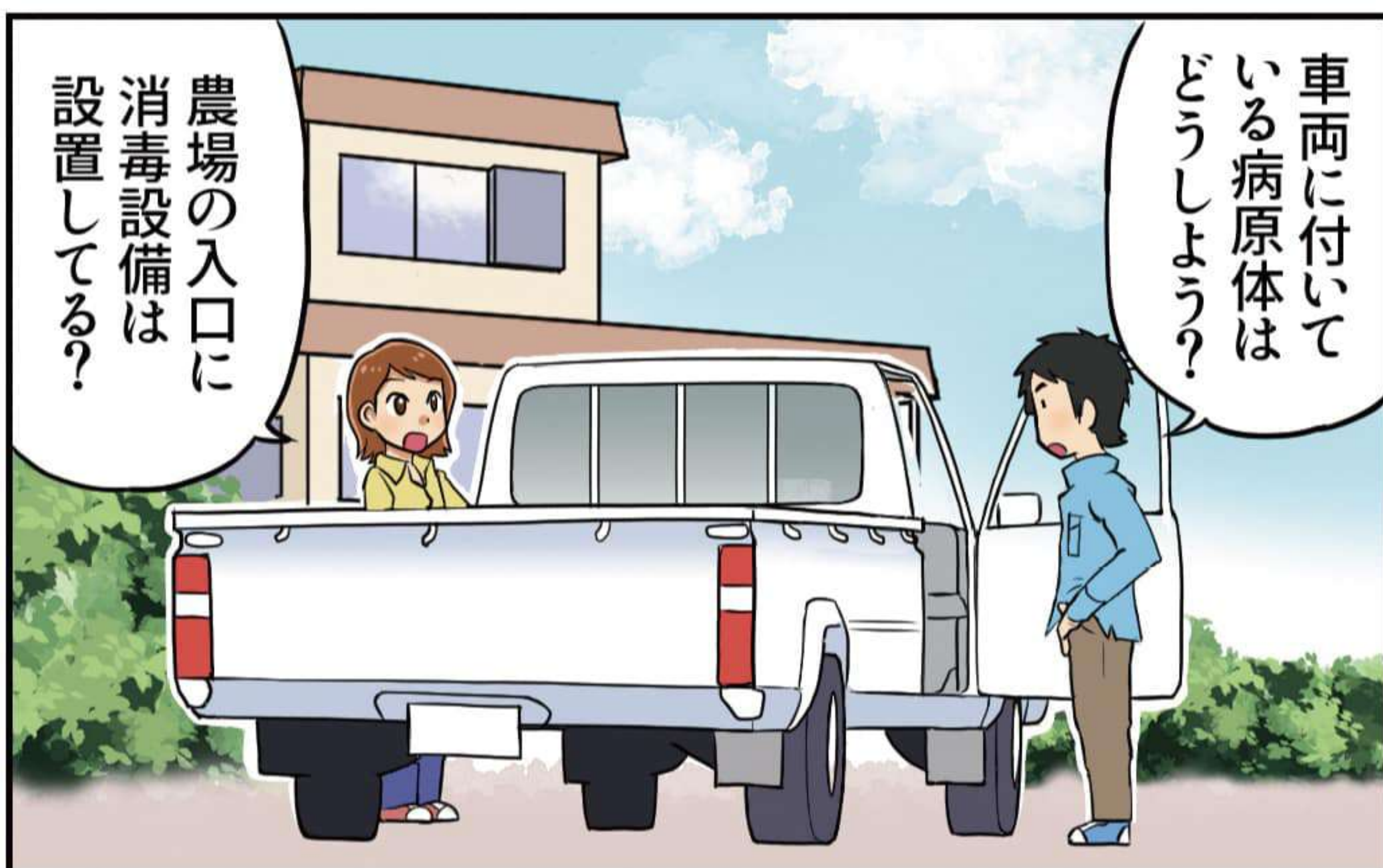
16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

衛生管理区域内に入る場合は



専用の衣服と靴を設置して、しっかり着用してもらおう。衣服を着替える場所は、着脱前後の衣服や靴が接触しないよう、すのこ等で区域を分けて動線を区分しよう。





物品に関する事項

17

18

衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等・他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置

17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

先生！ 車の出入りも

基本的に人と同じですよ！

衛生管理区域内に出入りするとき、

病原体を持ち込んだり、逆に病原体

を持ち出したりしてしまわないように、

衛生管理区域の出入口に

車両の消毒設備を設置して、

出入りする車両には

必ず消毒してもらわなければならない！

消毒の実施記録も書く！



そうそう、あと注意点として

動力噴霧器などで車両から落とした

泥や汚れの上を、人や車両が通過して

二次汚染しないように、消毒場所は

コンクリートで舗装したり、側溝を

整備して洗い流せるようにするか、

泥や汚れに十分な量の消毒薬を

散布することもあるんだ。



▲車両を消毒している様子

衛生区域内で車両から
降りる時に気を付けることは
ありますか？



車内における交差汚染を

防ぐためにも、農場専用のフロア

マット(洗いやすいゴム製のものなど)

を準備したり、車両のステップ、

アクセル、ブレーキパッド、

ハンドルなども消毒しようね。

18

他の畜産関係施設等で使用した物品を
衛生管理区域に持ち込む際の措置

他の畜産関係施設で

使用した物は基本的に

持ち込まないようにしよう。

どうしても持ち込む場合は、しっかり

消毒してから持ち込むんだよ。



消毒が必要な物品の例

◀デジタルカメラ

▼超音波画像診断装置



▲ステンレス製ハシゴ(三脚)

▲工具箱

物品に関する事項

19

海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置

19

海外で使用した衣服等を
衛生管理区域に持ち込む際の措置

この間従業員が海外旅行に行ったって話していたよね。その人は旅行で使った衣類や靴で農場に来ていないよね？

え？ あまり見てなかったな。

農場では着替えるし。靴は汚れていたら掃除するけど、普通の人と変わらない感覚じゃないかな。

帰国後1週間は衛生管理区域内に入らないのはもちろんのこと、病原体を持ち込むリスクを避けるために、過去4ヶ月以内に海外で使用した衣服や靴を衛生管理区域内に持ち込んだんじゃないんだよ。どうしても持ち込む場合は、衣服や靴を事前に洗浄、消毒しておく必要があるからね。



環境中のウイルスの残存期間

豚熱ウイルス (CSFウイルス)	対象物	環境状況	生残期間
		50℃	3日
		37℃	7～15日
	腐敗した臓器		3～4日
	腐敗した血液・骨髄		15日
	汚染した豚房	冬	28日

OIE Disease cardより転載

アフリカ豚熱 ウイルス (ASFウイルス)	対象物	環境状況	生残期間
	糞尿	室温	11日
	燻製肉(骨なし)		30日
	汚染した豚房		30日
	精肉および挽肉		105日
	腐敗した血液		105日
	冷凍肉	冷凍	110日

欧州食品安全庁ジャーナル(2010)より転載

口蹄疫ウイルス (FMDウイルス)	対象物	環境状況	生残期間
	豚肉	1～7℃	1日
	牛肉	4℃	3日
	堆肥(牛)	夏	7日
	敷料(ワラ等)		28日
	衣服, 靴	夏	63日
	牛肉	-20℃	90日
	衣服, 靴	冬	98日

農研機構 動物衛生研究部門HPより転載

物品に関する事項

20

飲用水の給与

20 飲用水の給与

給水の水源は何を使っているんだい？



うちは井戸水を利用しているけど、消毒をして定期的に水質検査を行っているわ。検査をすると安心だから。



すばらしい！

水の消毒はしっかりしないとダメだからね。



水道水みたいな飲用に適する水ならいいけど、沢水や溜め池の水なんかは野生動物が触れて病原体が入るリスクがあるんだ。

給与水の種類と使用条件(例)

水道水
使用可

井戸水
年1回以上の水質検査により「飲用可」である事が理想的。大腸菌が陽性または一般細菌数が許容値以上では、点滴式の塩素消毒と塩素濃度のモニタリングを推奨。

沢水などの表面水
年1回以上の水質検査および点滴式の塩素消毒と、塩素濃度のモニタリングを推奨。

水道法に基づく

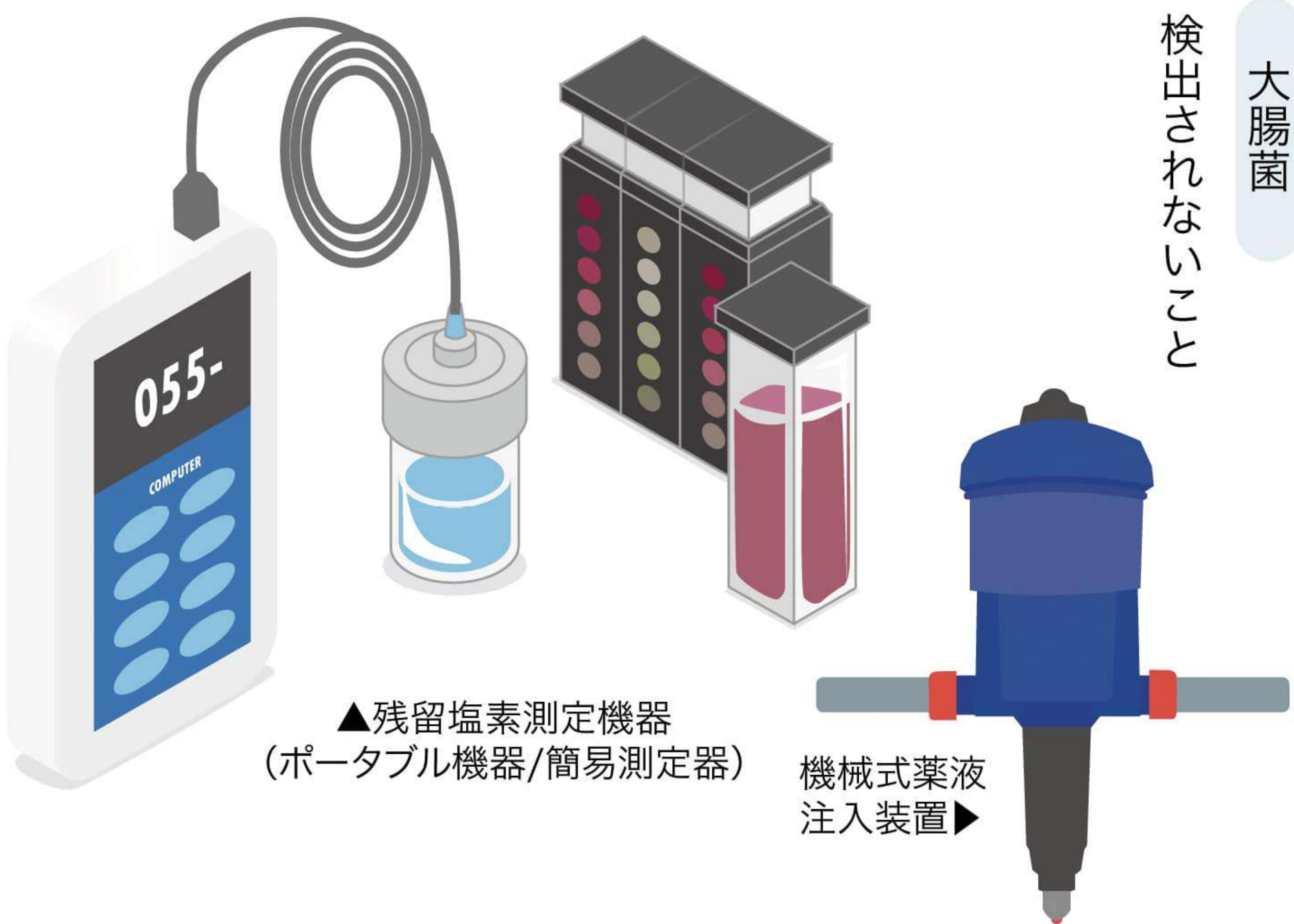
水質基準項目と基準値

一般細菌

1mlの検水で形成される集落数が100以下

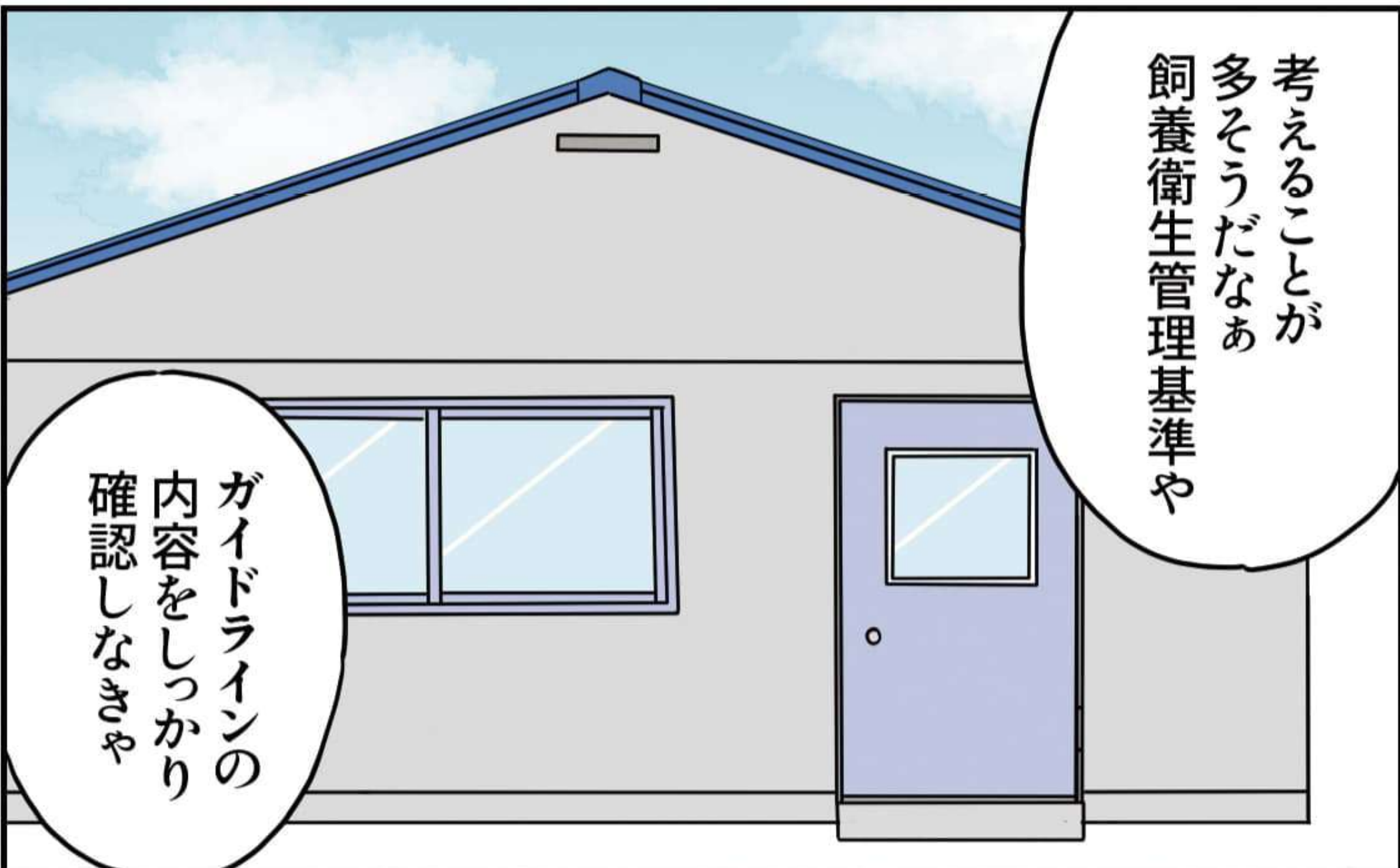
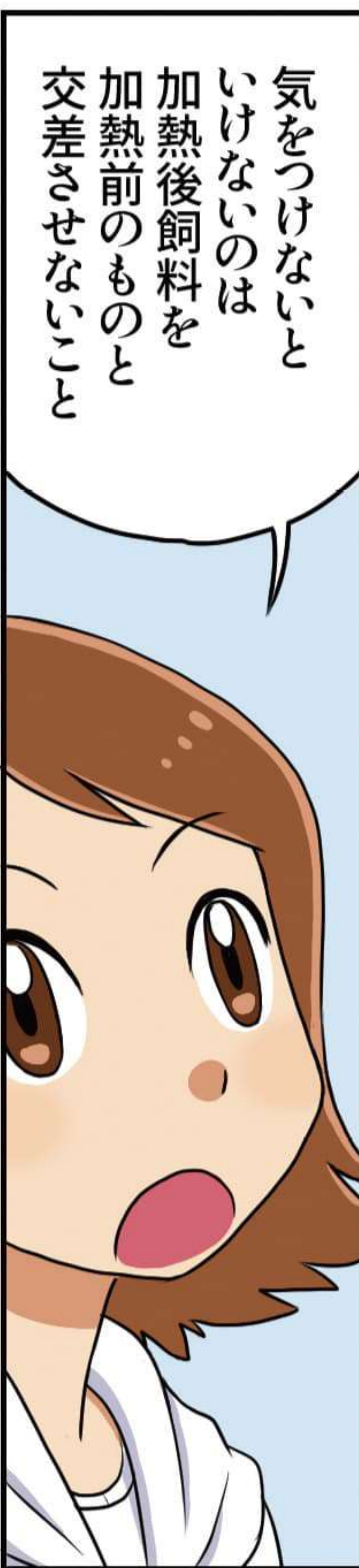
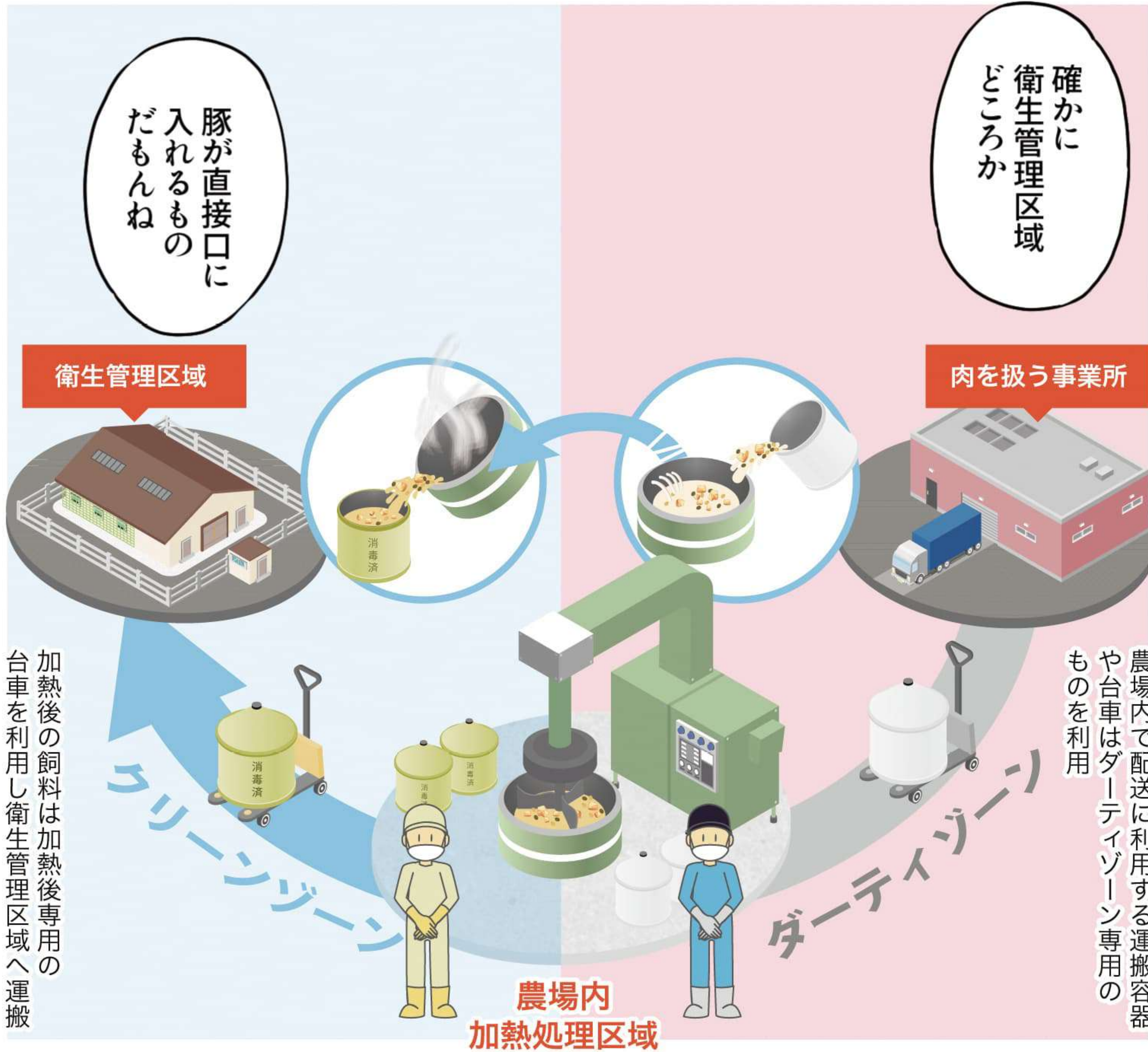
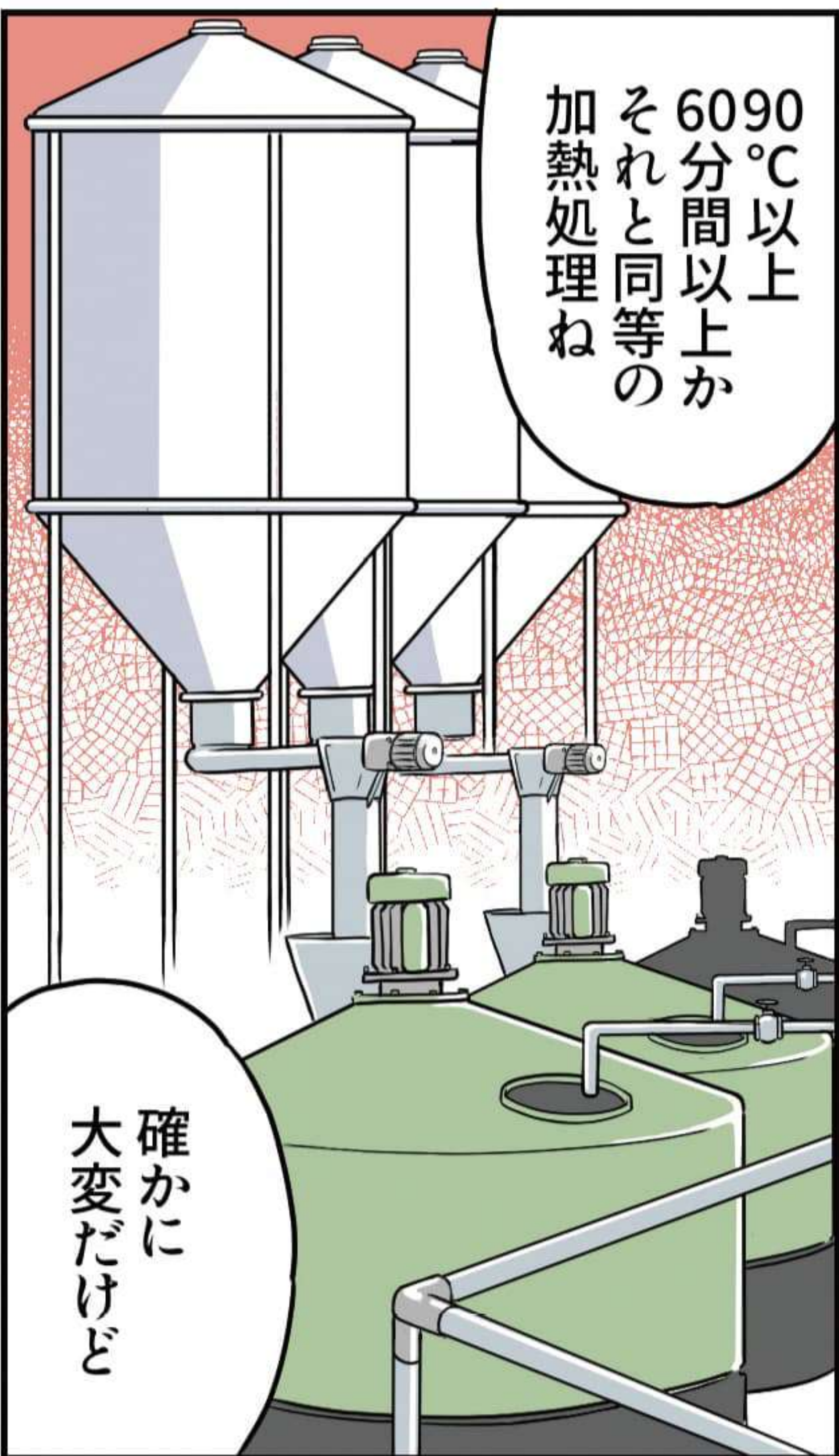
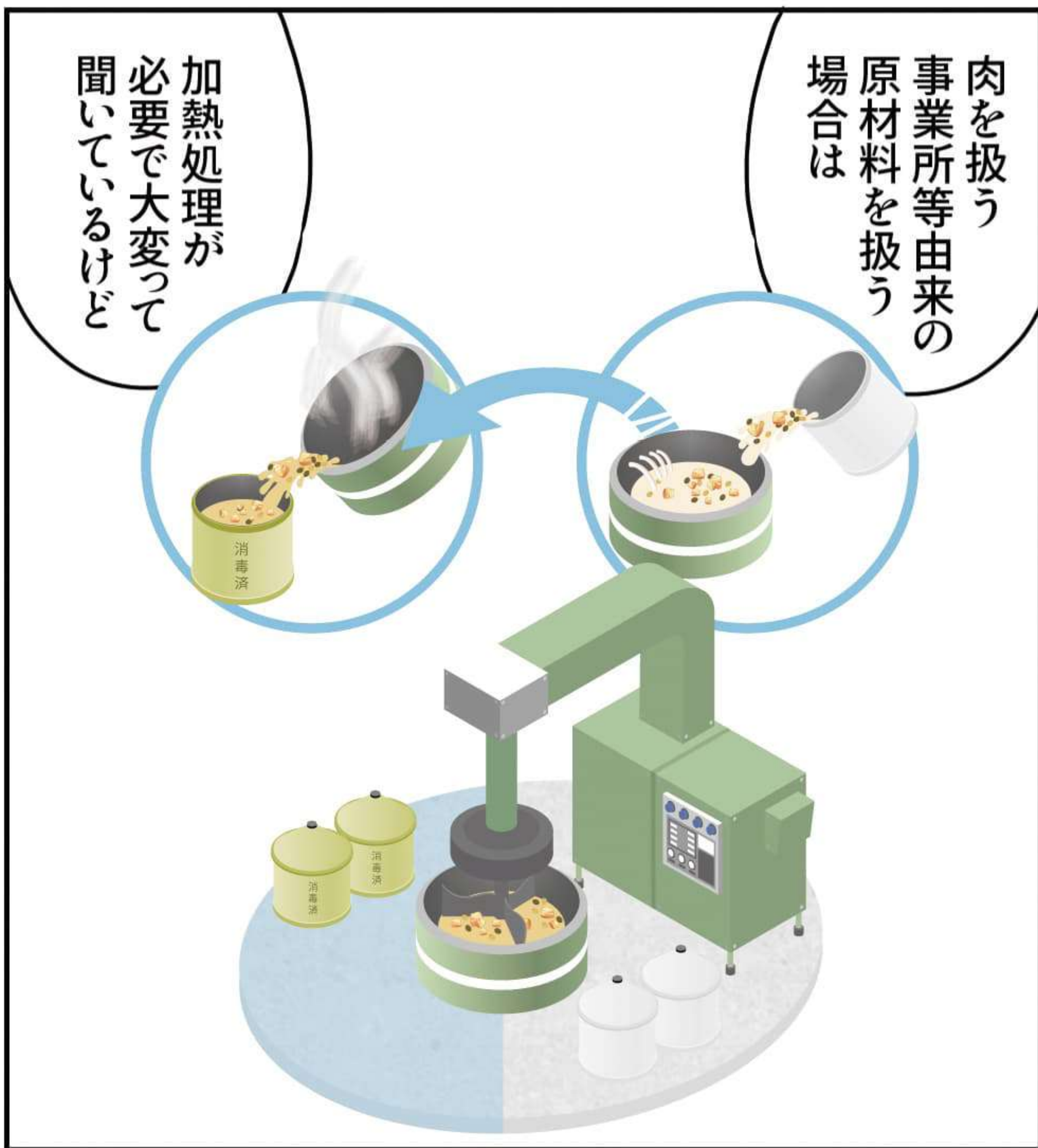
大腸菌

検出されないこと



▲残留塩素測定機器
(ポータブル機器/簡易測定器)

機械式薬液
注入装置▶



物品に関する事項

21

処理済みの飼料の利用

21 処理済みの飼料の利用



肉を扱う事業所から
排出された食品循環
資源を飼料の原材料
とするときは、

必ず飼養衛生管理

区域外で適切に

処理して区域内に

持ち込む必要が

あるからね。

なるほど！
勉強になるわ

病原体の侵入リスクを
回避するためだね！



肉を含む食品循環資源を飼料とする場合には以下の**処理・対策が必要**です！

1

加熱処理の記録の作成及び記録の保管

確認！

撈拌しながら摂氏90度以上で60分間以上又はこれと同等以上の効果を有する
方法(※)で加熱されており、加熱処理の記録の作成及び記録の保管がされている。

※撈拌しながら90℃で60分間以上、又は95℃で19分間以上、100℃で6分間以上の加熱処理

2

交差汚染しないよう必要な措置が講じられている

確認！

加熱後の飼料が加熱前の原材料等により交差汚染しないよう、措置が講じられている。

食品循環資源の種類と導入元

食品循環資源の肉の含有有無、導入元の加熱処理条件や
交差汚染対策の実施の有無を確認すること。

【参考】飼料安全法に基づくガイドライン

家畜の所有者自らが、食品循環資源を
調達するときは、この点に注意だよ！

食品循環資源の収集方法

加熱処理済みの原材料が、そうでないものと接触しない方法で
収集又は運搬されているかを確認すること。

衛生管理区域への持ち込み方法

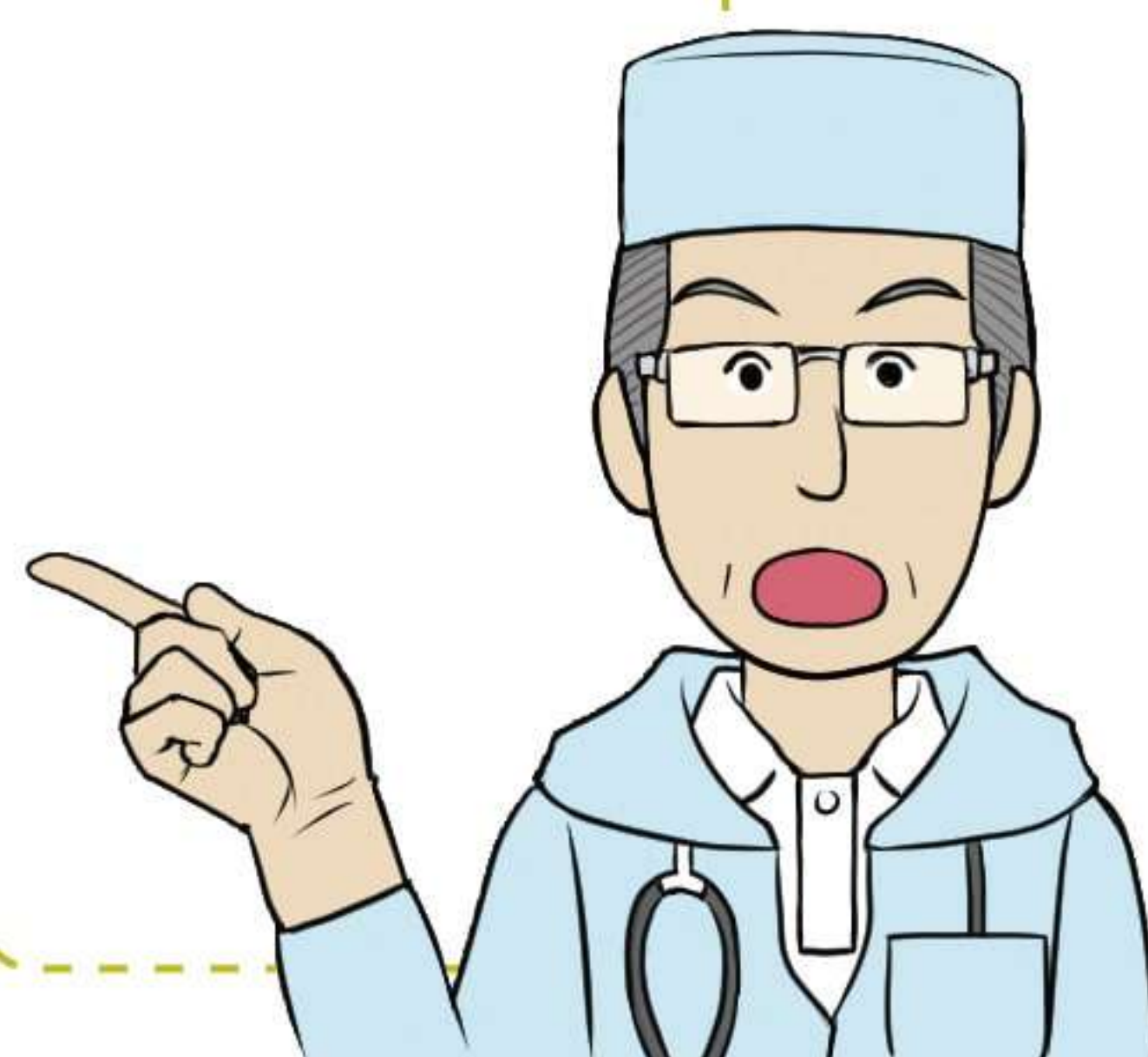
農場で原材料を加熱する場合は、原材料の保管場所や加熱処理施設の場所は
衛生管理区域外とし、非加熱の原材料を取り扱った際の衣服、靴、未消毒の
容器等は衛生管理区域内に持ち込まないこと。加熱処理済の原材料を衛生管理
区域内に持ち込む際には、消毒済みの加熱処理専用容器を使用すること。

農場での加熱処理状況及び交差汚染対策の状況

農場で原材料を加熱する場合は、加熱処理を衛生管理区域外で行い、加熱処理
設備は検温により温度条件を満たしているか確認し、その記録を作成・保管
すること。加熱前後の原材料を扱う作業動線は分離し、作業者の衣服及び靴の
交換、加熱済専用台車の使用、衛生的な作業動線の区分などの
交差汚染対策を講じること。

適正な加熱処理が実施されていないものを持ち込んでいないか

非加熱の原材料、加熱処理の不十分な飼料と交差した飼料や
物品等を衛生管理区域内に持ち込まないこと。



物品に関する事項

22

安全な資材の利用

22 安全な資材の利用

そういえば、
みらいさんの農場では以前、
農作物を給与していたよね。
そういった資材はどこから
入手していたの？



ご近所の
農家さんたちからですよ。
長年お世話になっていたんです。
せっかく作った野菜だけど、売り物に
ならないから豚に食べさせてあげてと、
好意で頂いていました。



その好意はうれしいよね。
でも、その農家さんが
野生動物対策をしているのは
確認していたかい？



はい！ うちの地域では
一時期、いのししによる農作物被害が
増えて、これ以上野生動物に
荒らされないようにするために、
地域の取組として電気柵や鳥よけを
設置することになったんです。



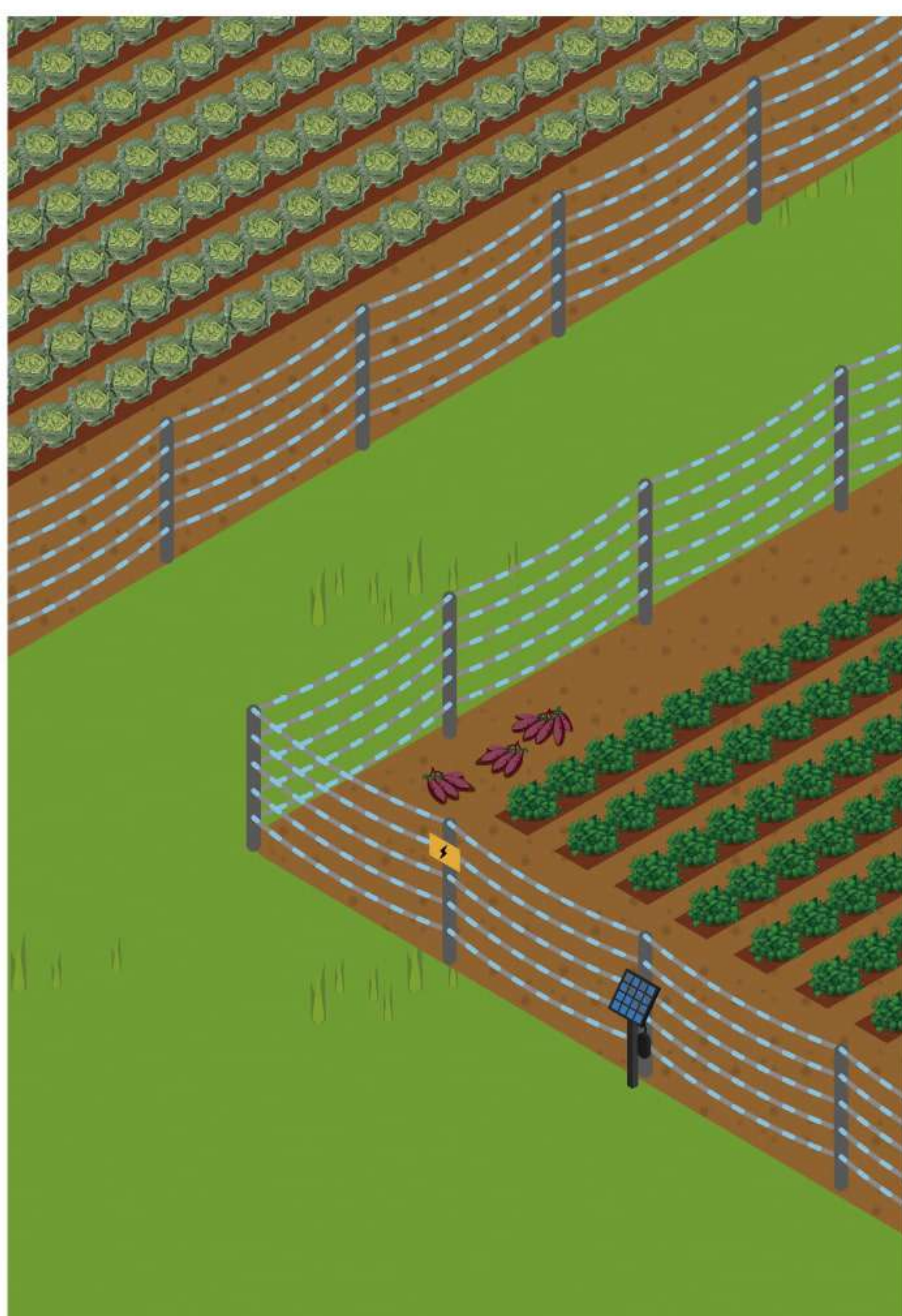
地域一丸となって
野生動物対策に取り組んで
いることはとてもいいことだね！
でも、野生動物に荒らされた農産物や
糞便等の付着した資材を
家畜の飼料や資材として利用する
場合には、それらが病原体に
汚染されている可能性も考慮した上で、
しっかりと洗浄してから
利用するとか、一定期間使わないで
置いておくとか、
場合によっては利用を中止すると
判断することも大事だよ。



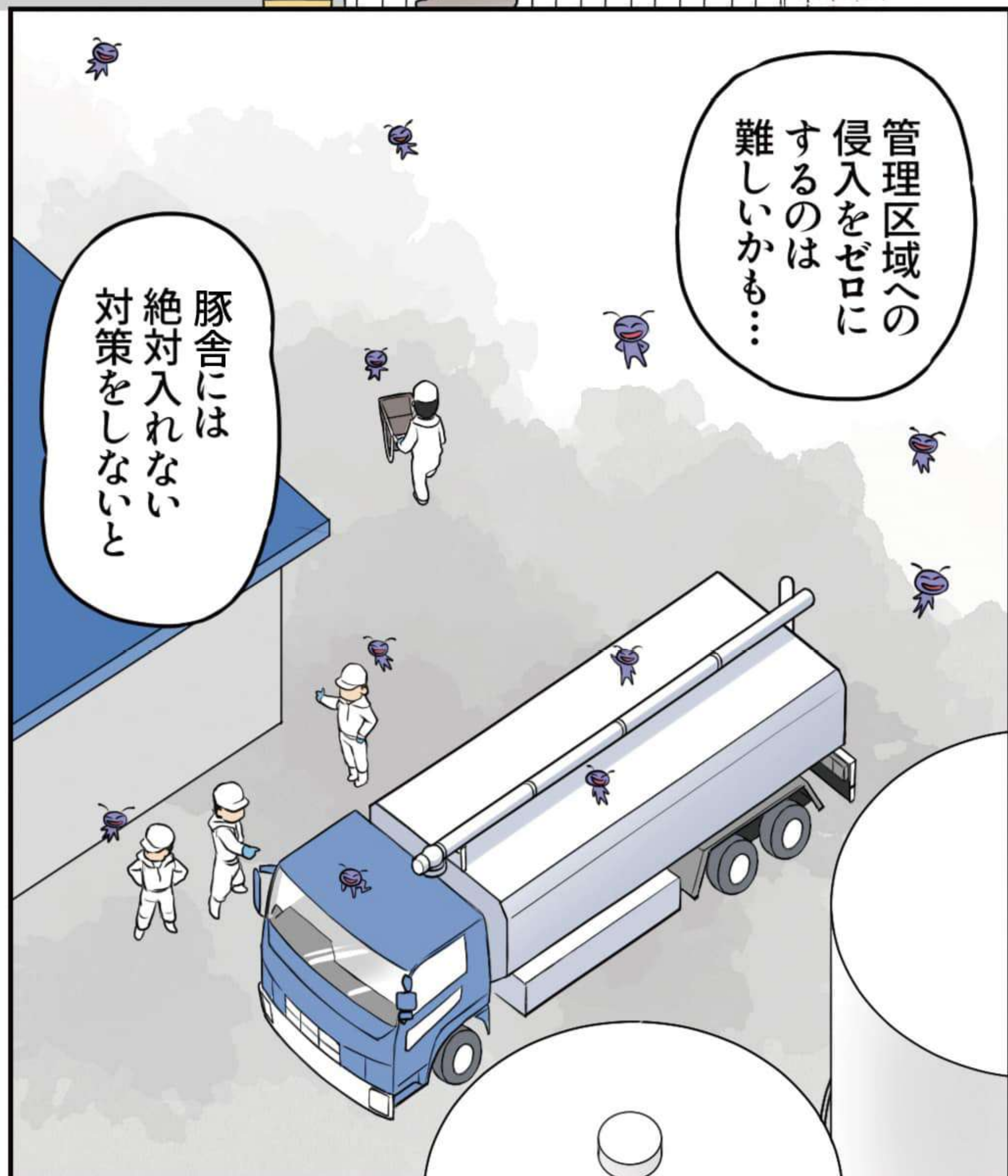
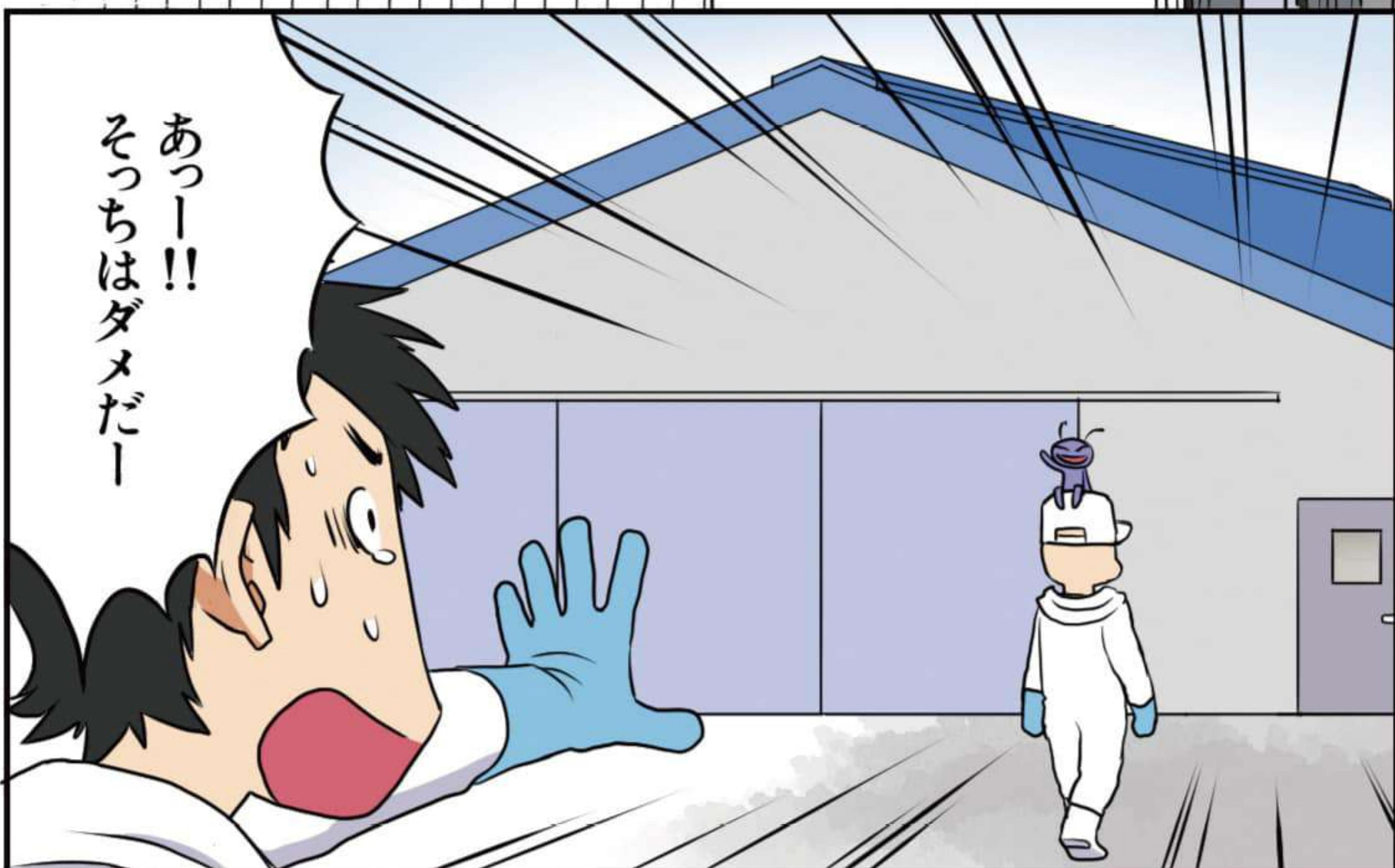
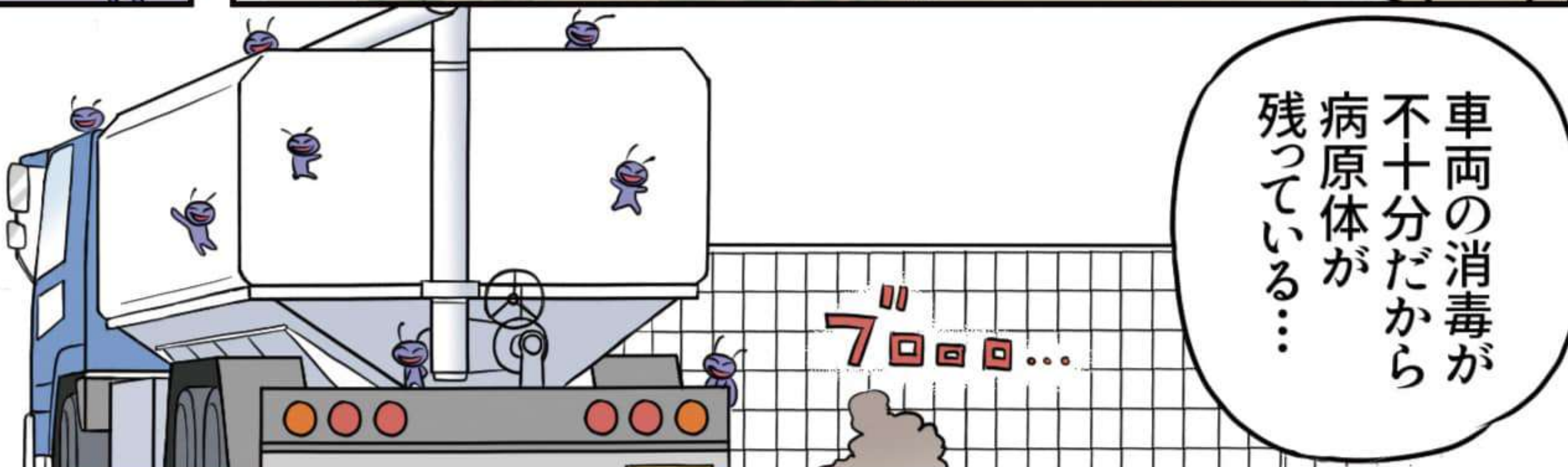
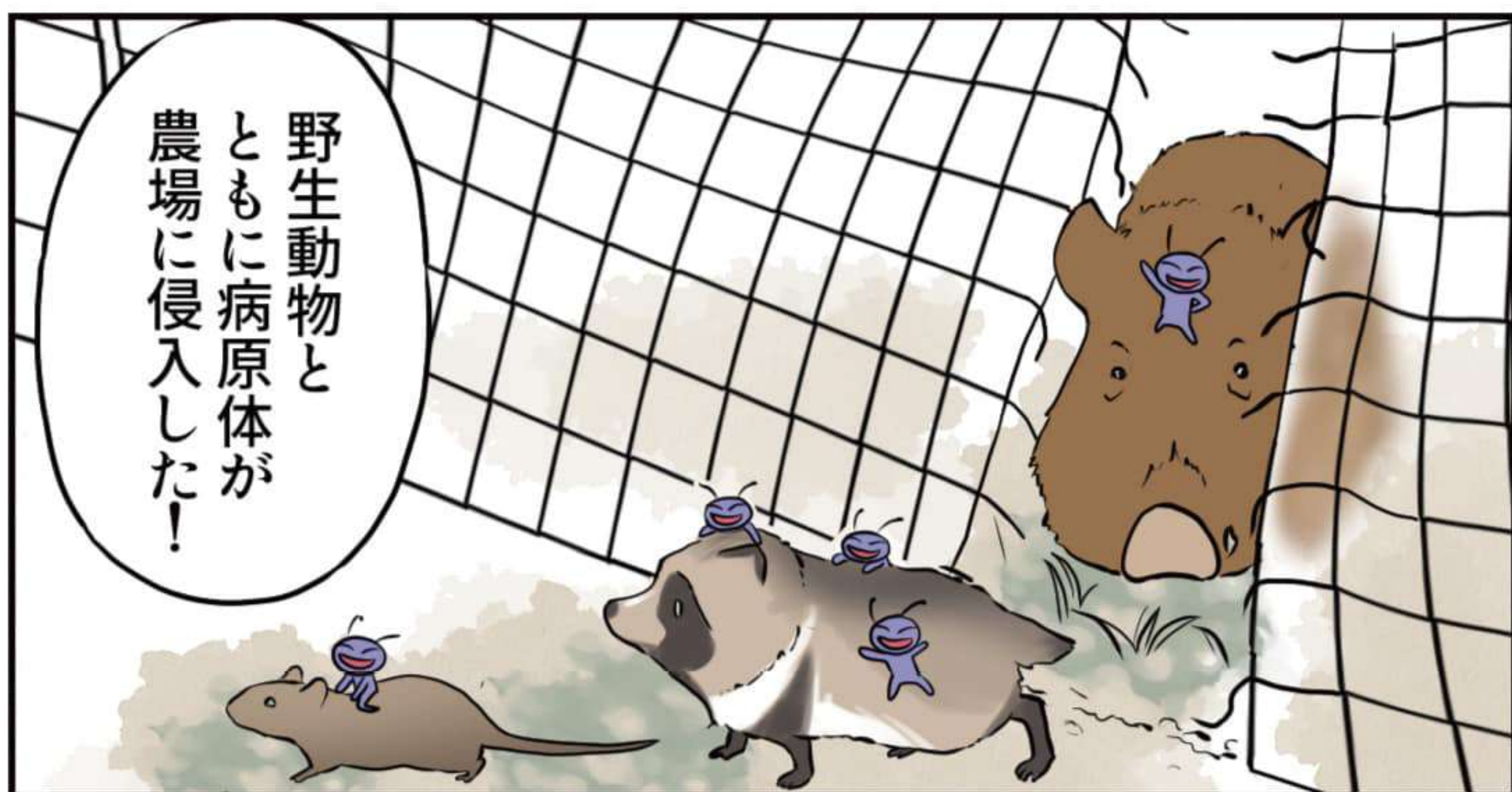
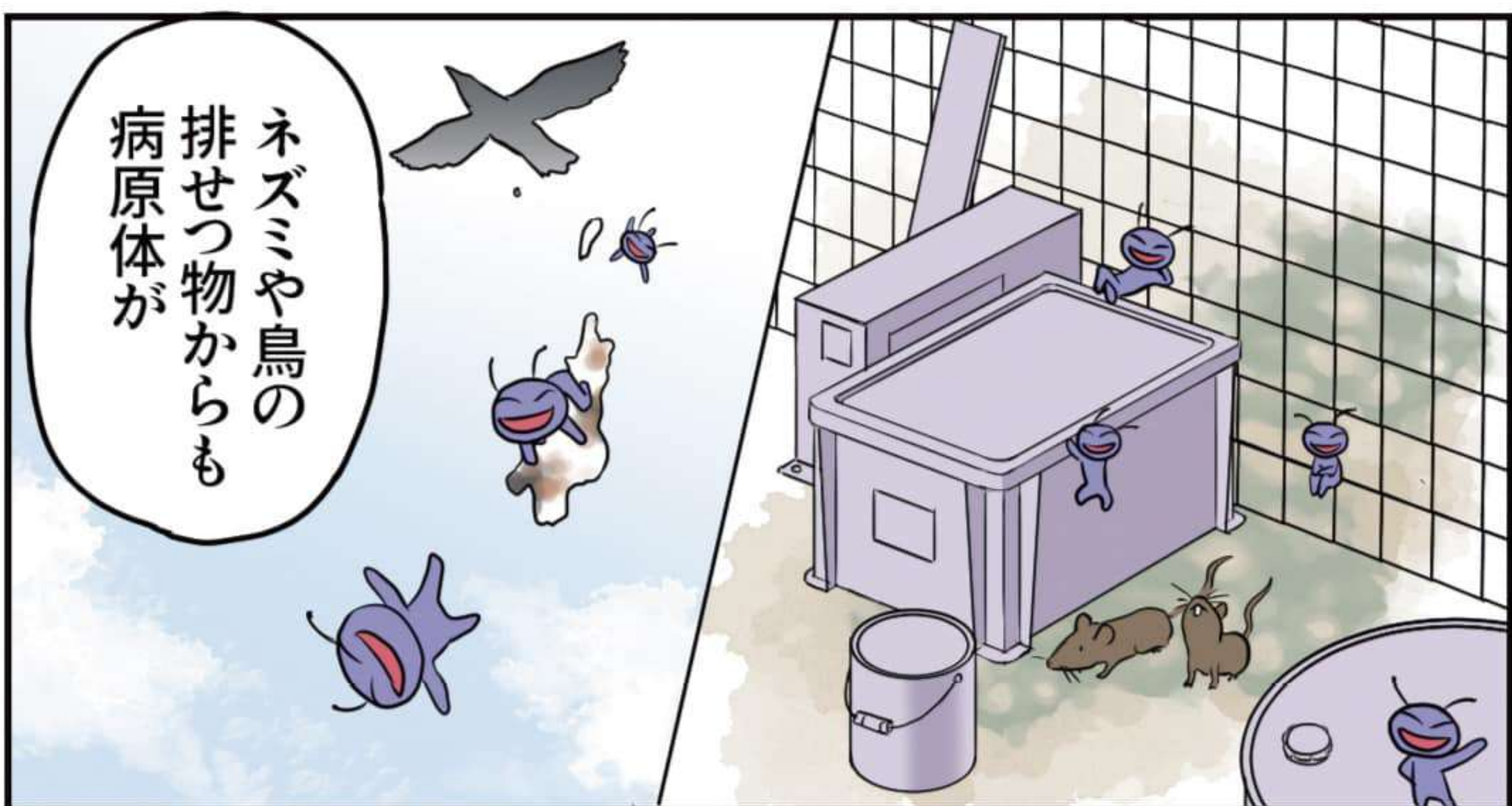
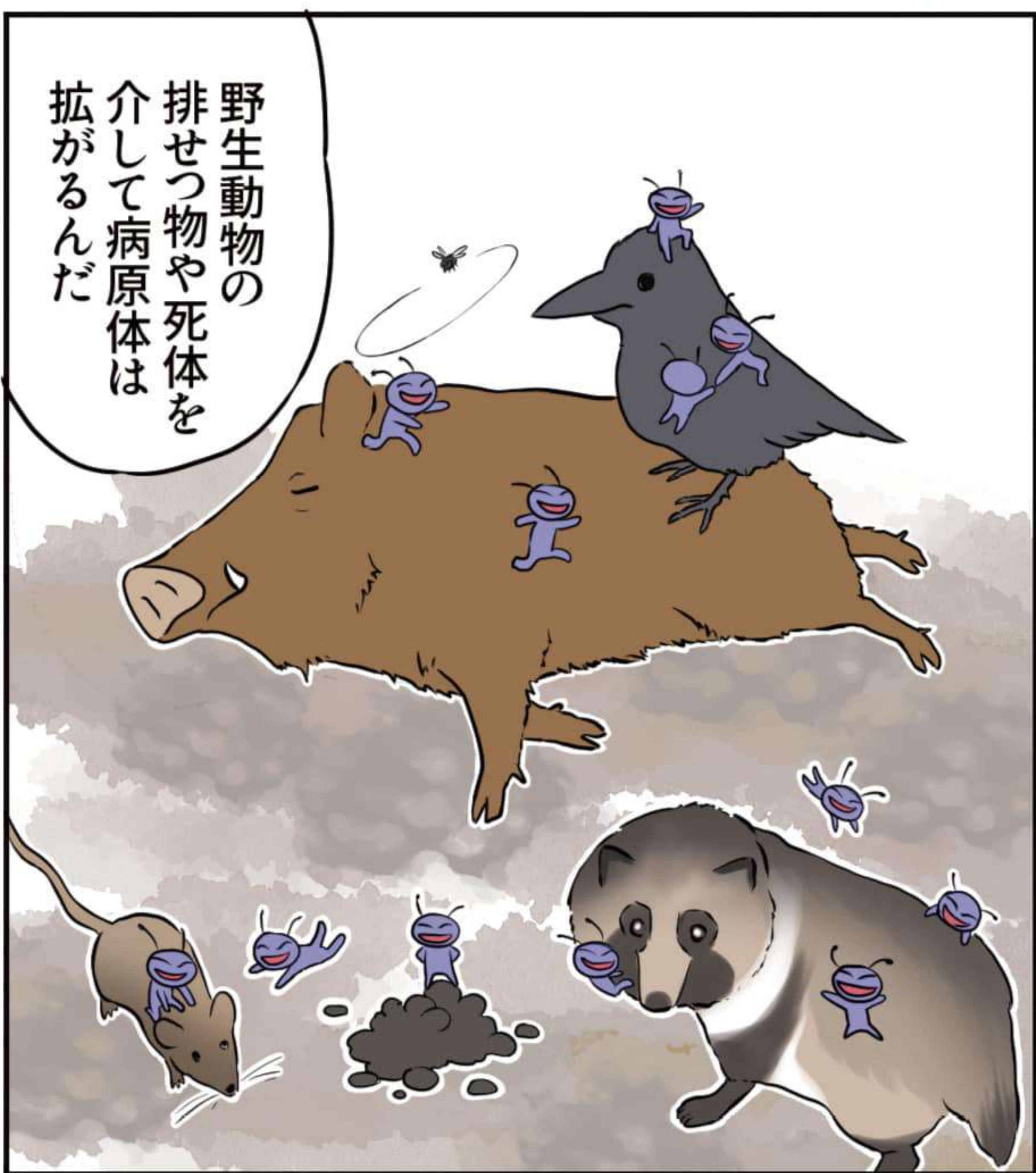
わかりました！
いつ、どこで収穫されたものなのか、
収穫地に関する情報も
記録しておくといいですね？

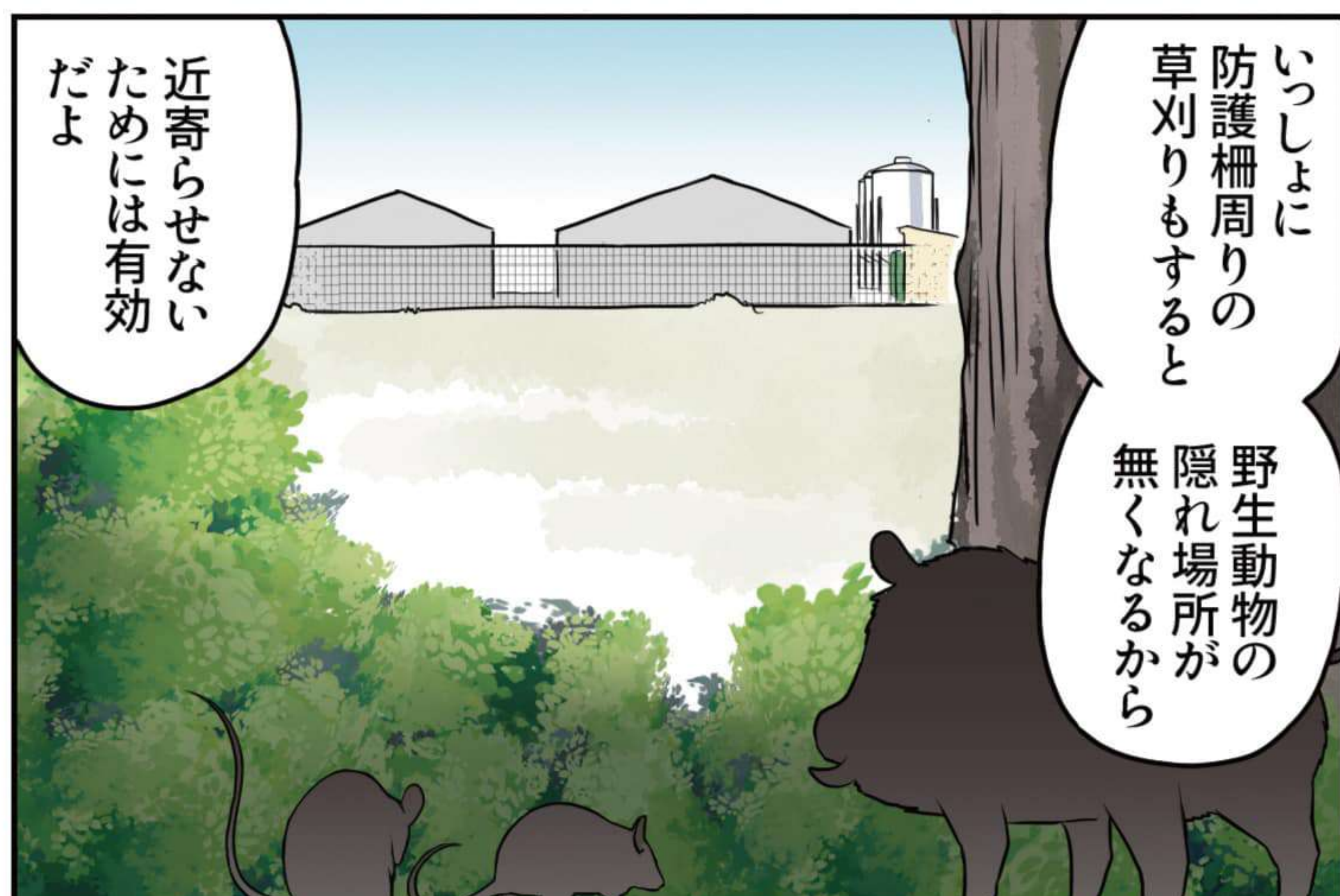
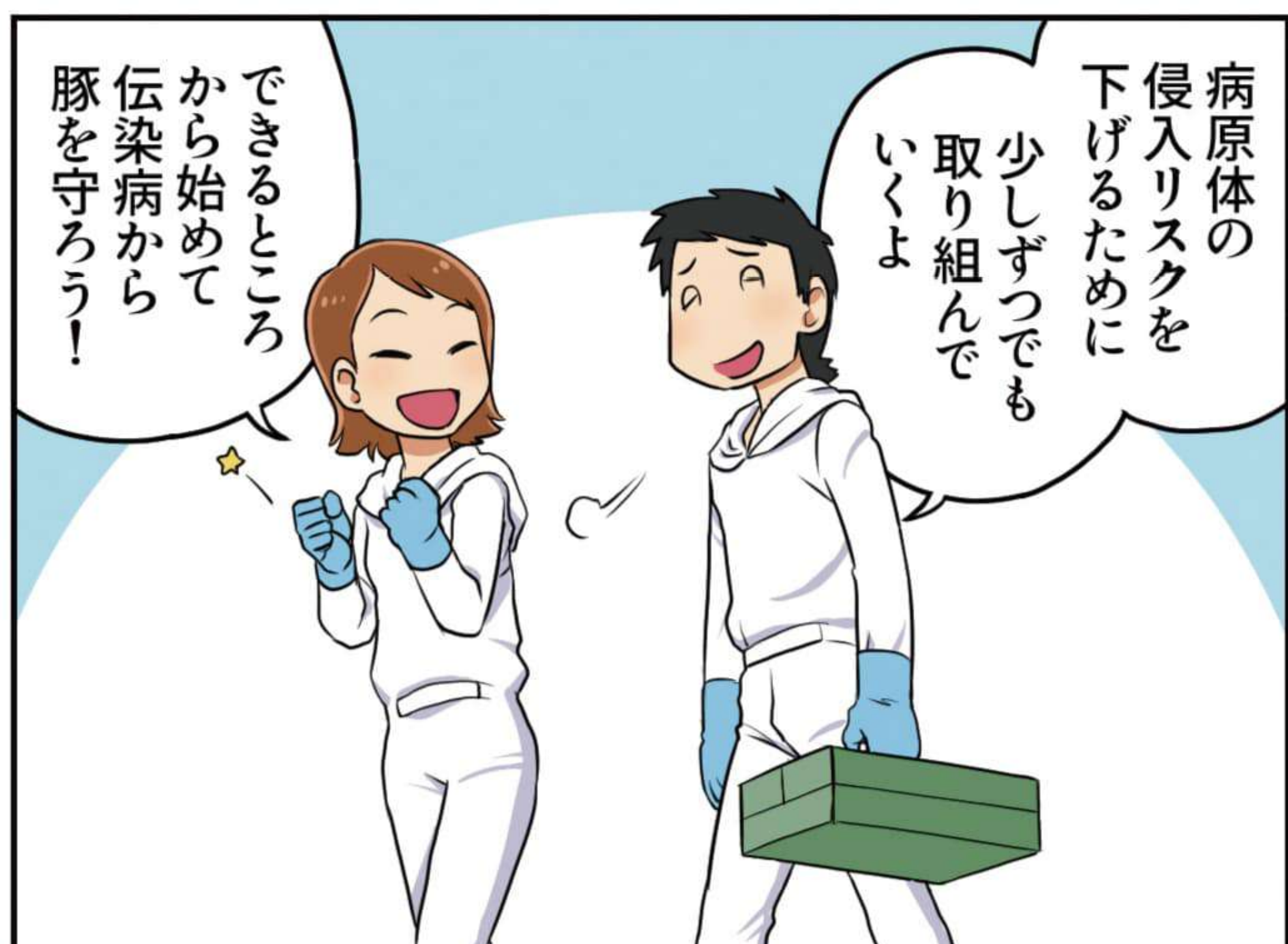
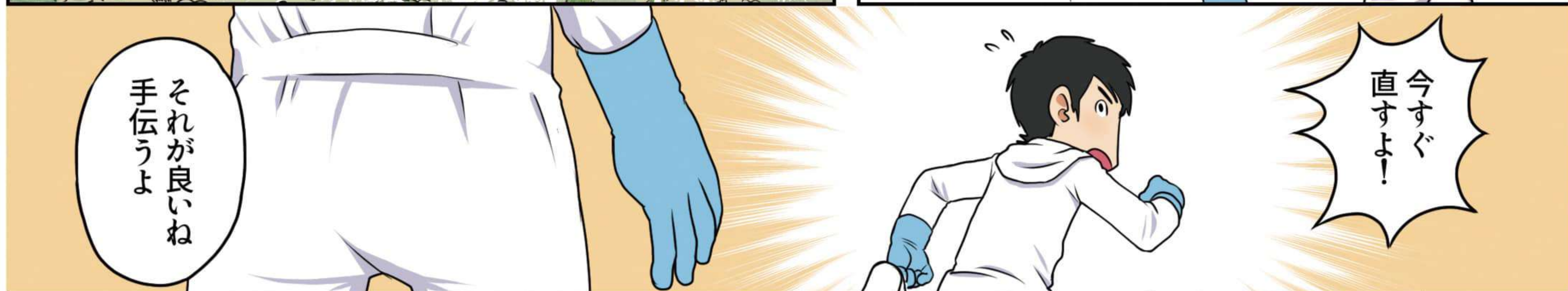
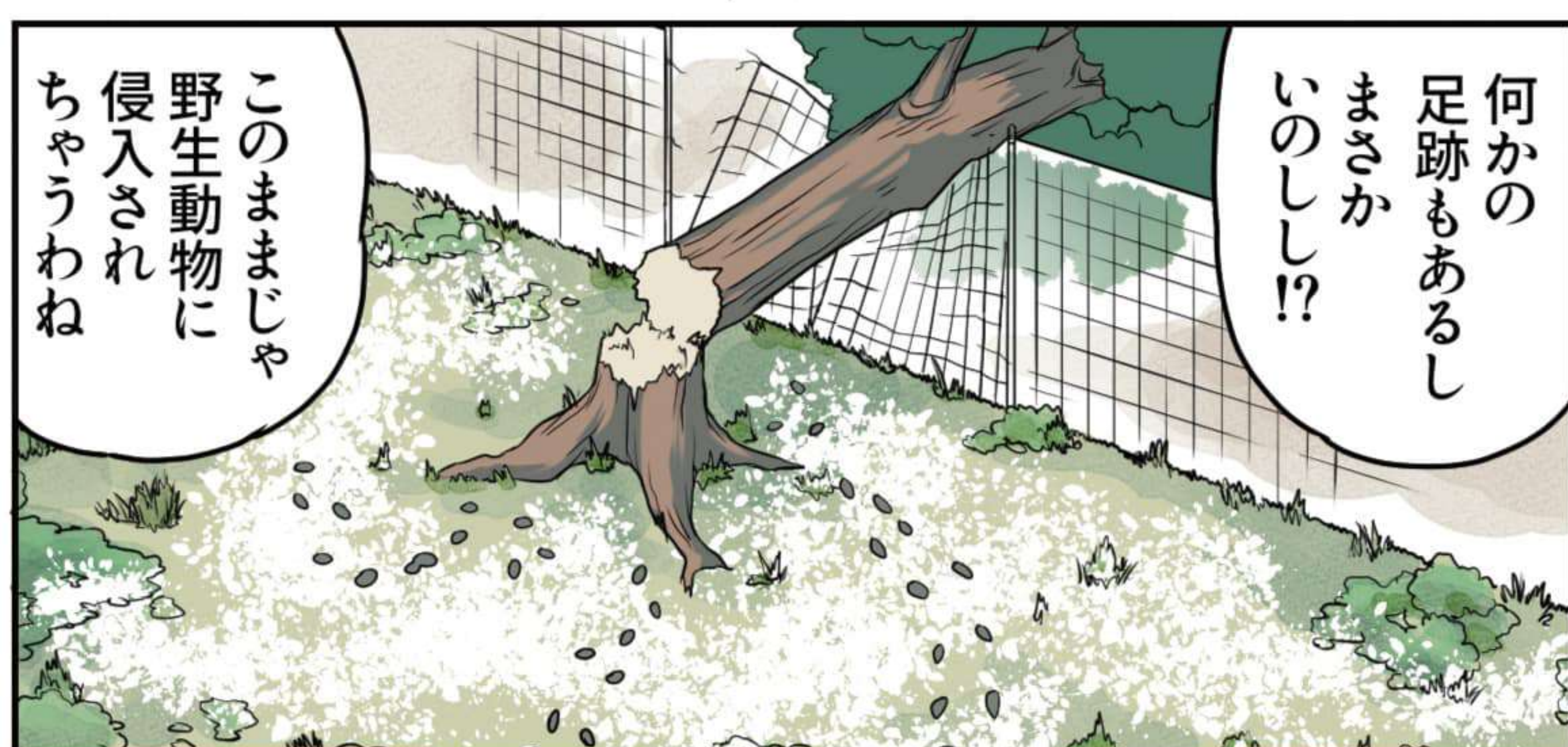
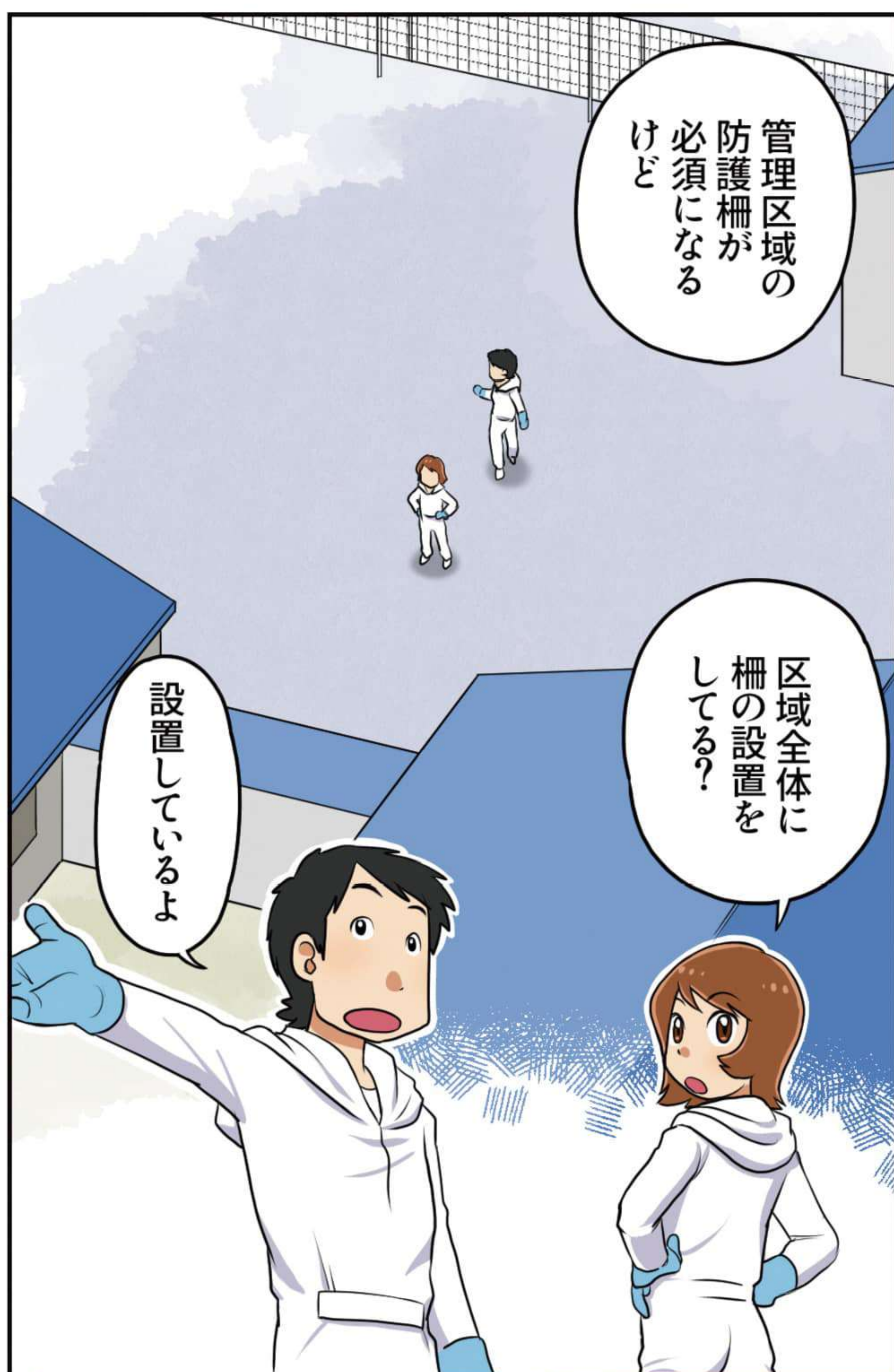


おー！
そこまで考えたのかい？
飼養衛生管理基準のことが
よくわかってきているね！
適切な管理や使用方法は、
行政に相談してみると良いよ。



【番外編】病原体はどうやって侵入するか
病原体はどこから





野生動物・家畜に関する事項

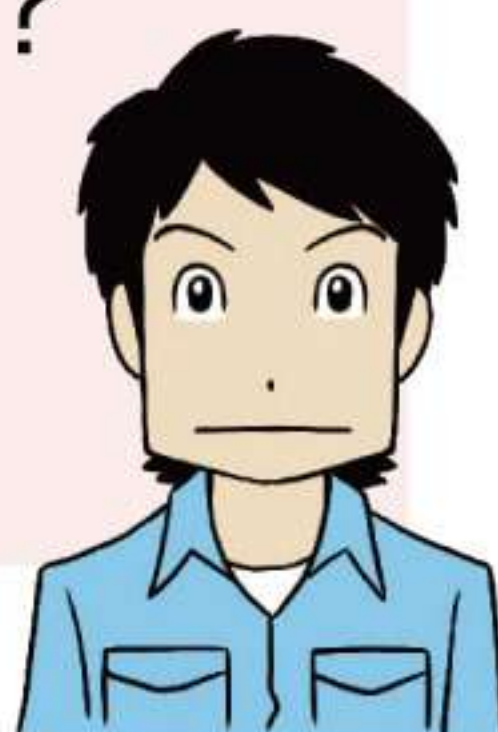
23

24

衛生管理区域への野生動物の侵入防止・家畜を導入する際の健康観察等

23 衛生管理区域への野生動物の侵入防止

野生動物の中では、やはり野生のいのしし対策が重要ですか？
 どうして、いのししはそんなに注意しなければならないんですか？

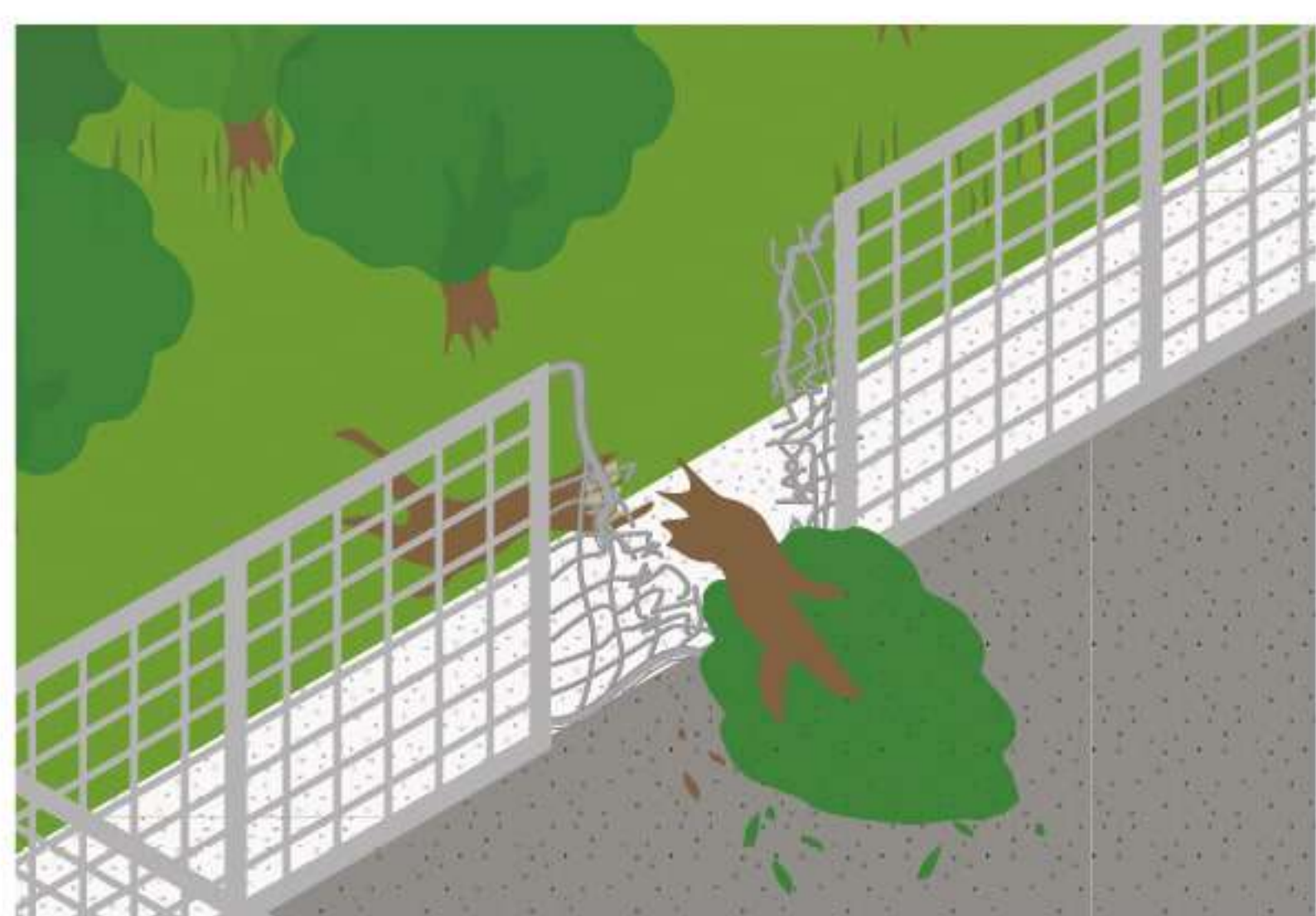


豚といのししは元々同一の種だから、いのししと豚が接触すると病原体が伝播する原因となる。だから、いのししが生息する地域内の農場では対策が必要なんだ。いのししは跳躍力があり、地面を掘り返す習性もあるからくぐり抜けを防止できて、十分な高さや強度がある防護柵を設置しよう。また、定期的にチェックし、破損があればすぐに修繕する。ネズミやイタチなどが、いのししの排せつ物の中に含まれる病原体を機械的に伝播する可能性もあるから、防護柵周囲の除草や舗装により、野生動物の隠れられる場所を無くして、衛生管理区域に侵入させない対策をする必要があるよ。

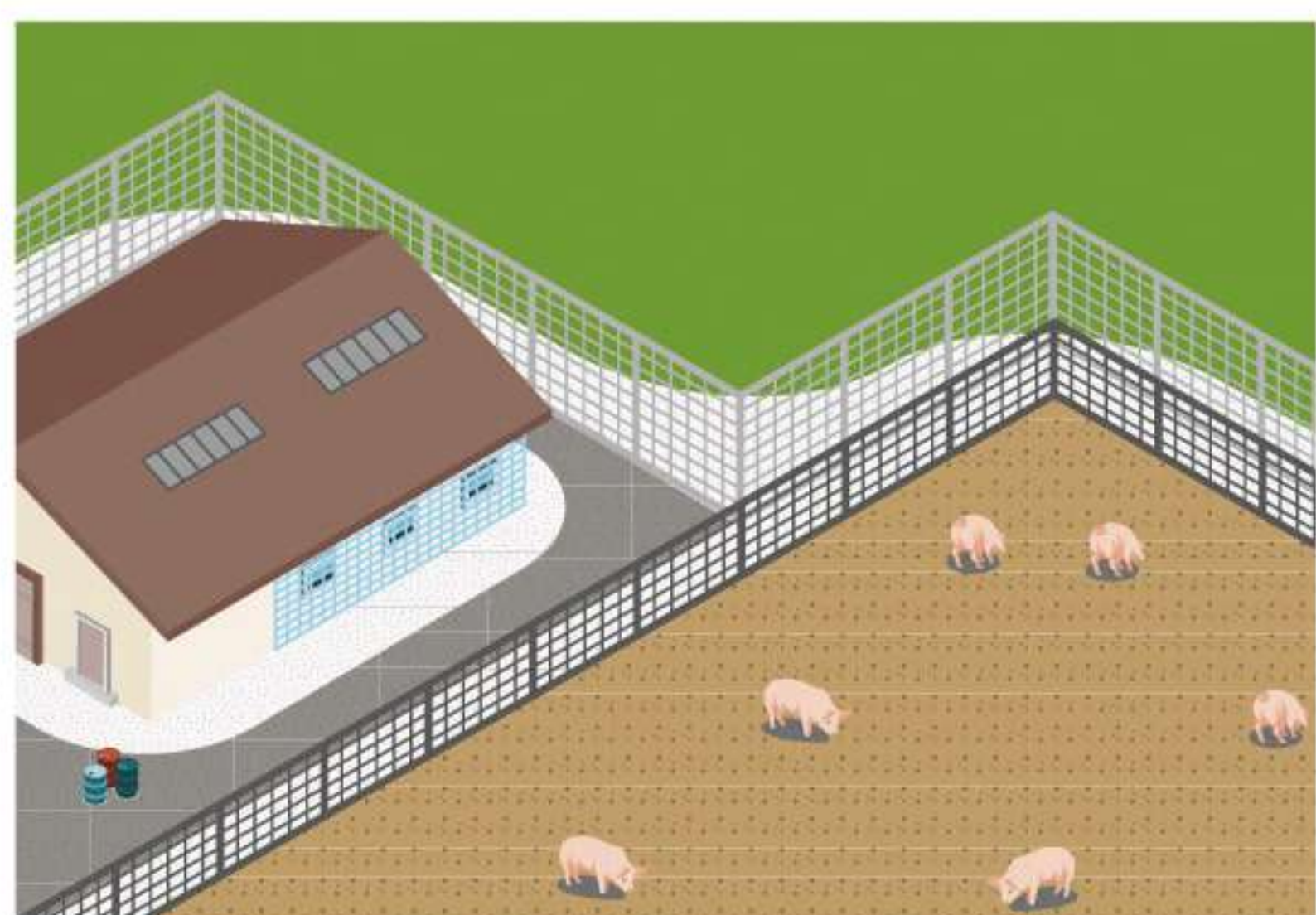
つまり、いのししも含め全ての野生動物が侵入しないようにしないとイケないですね。



農場に現れる可能性のある主な動物



▲破損したフェンス



▲農場周囲のフェンス、草刈り・石灰散布された畜舎周り

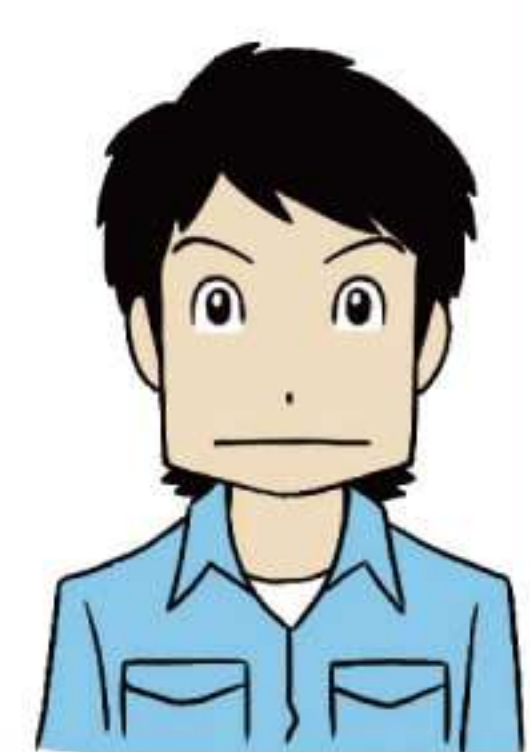
※放牧場等の屋外飼養施設には、2重柵を設置しましょう。

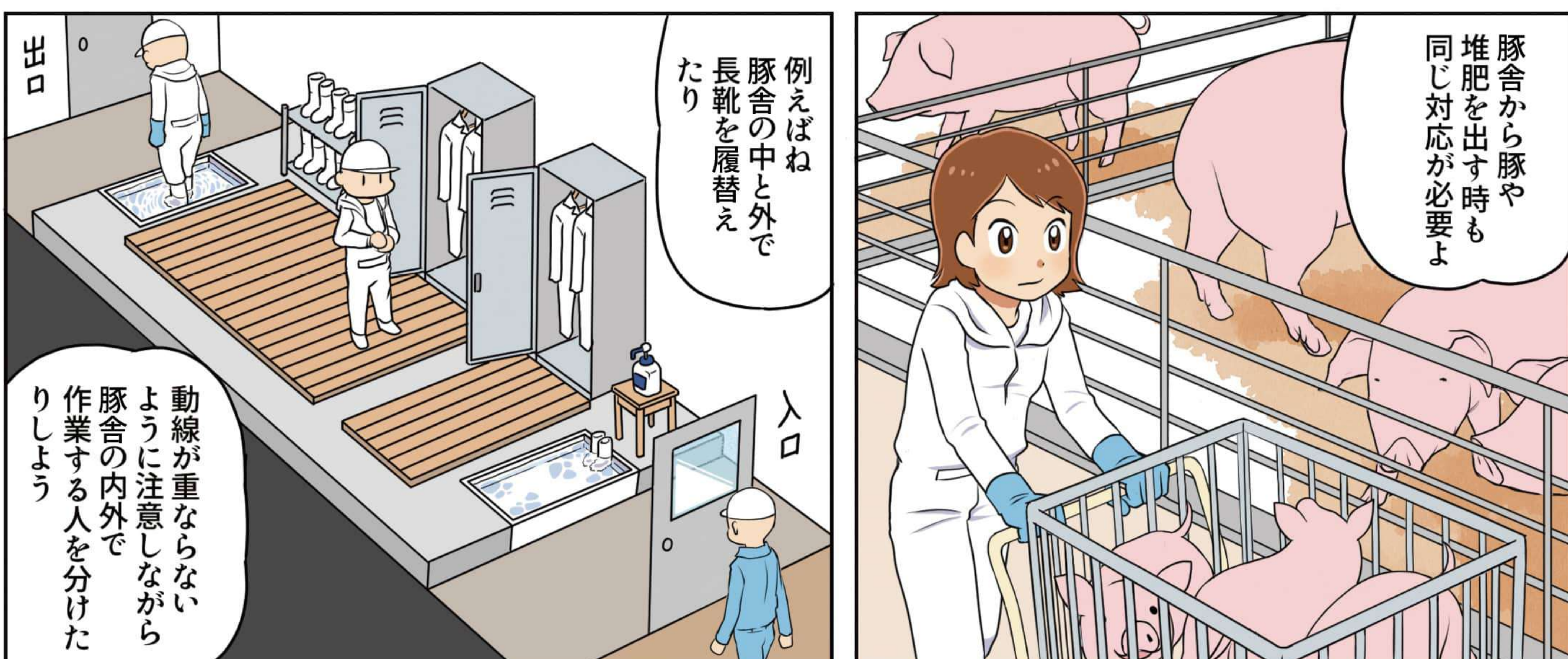
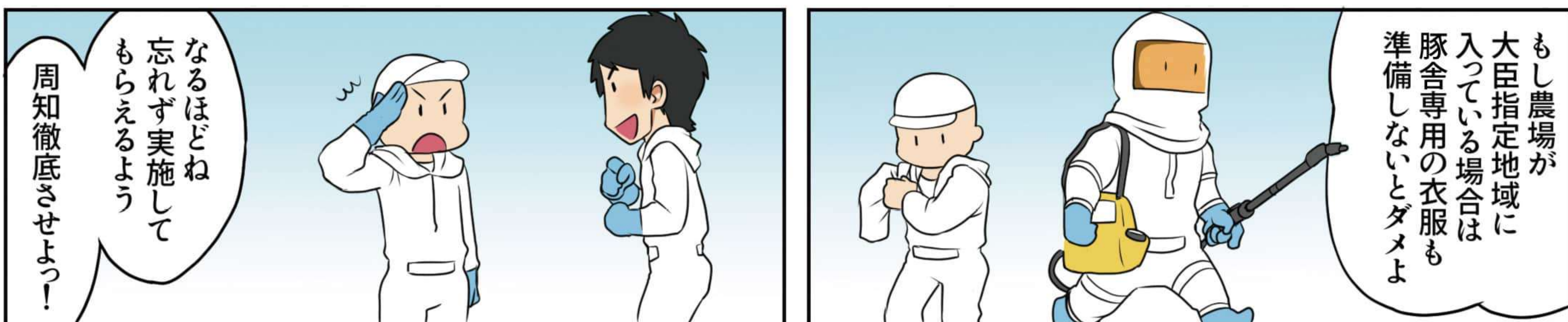
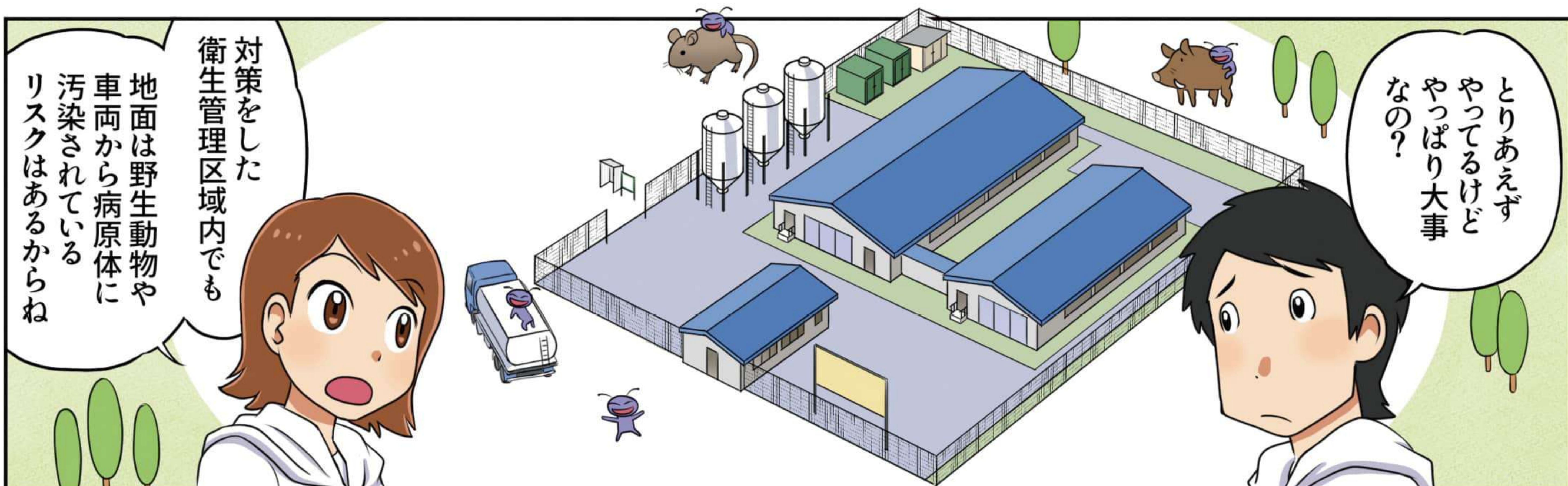
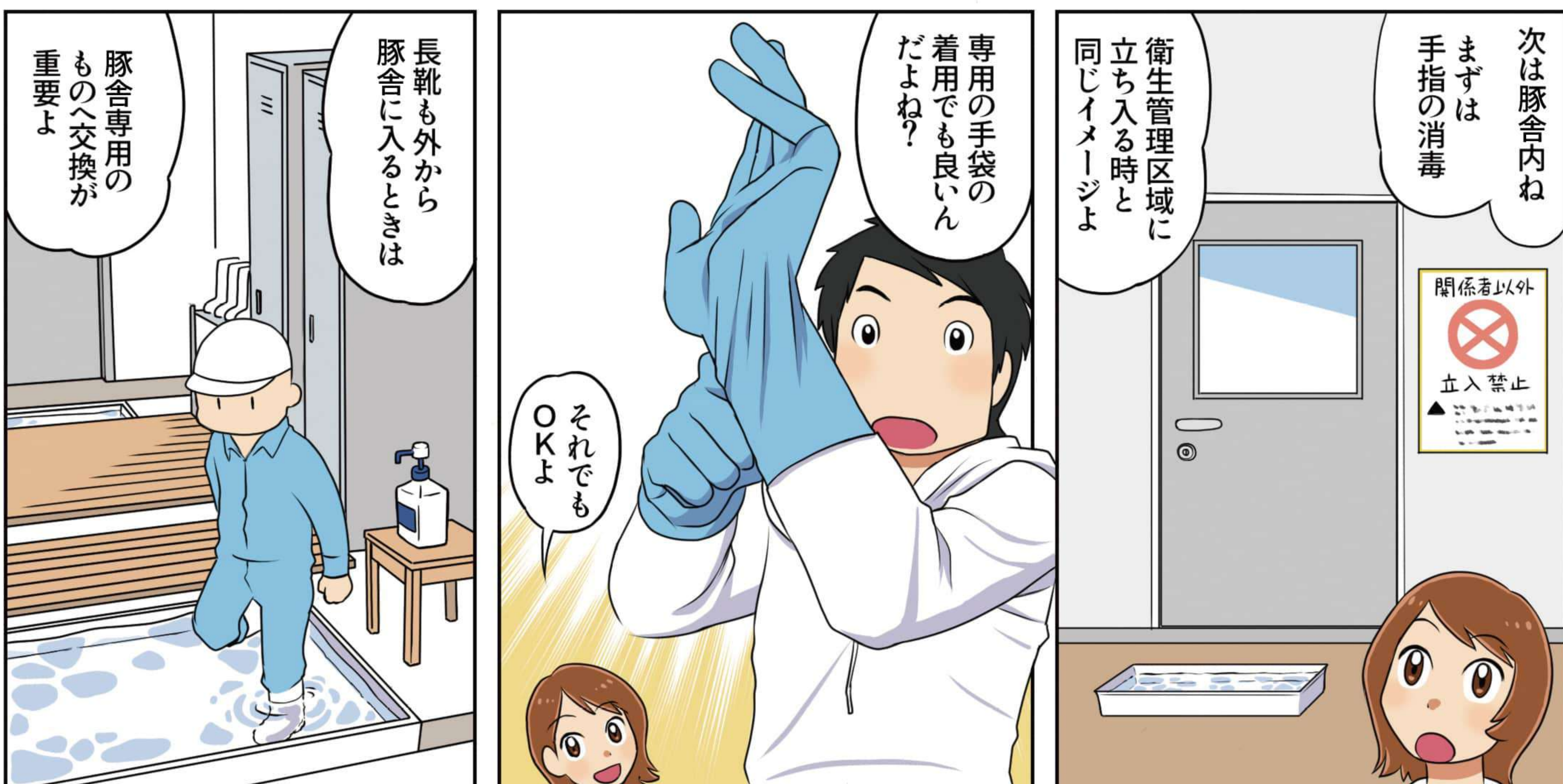
24

家畜を導入する際の健康観察等

家畜を導入する場合には、導入元農場の衛生状態を確認して、健康な家畜を導入する事を心がけよう。導入時に異状が無さそうだからと言って、導入後の健康観察をせず、直ぐに飼養中の豚と接触できるようにしてはいけないよ。健康観察の際には、異状が無い事を確認するまでの一定期間、隔離豚舎等で飼養し、他の豚と直接接触させないように注意しよう。健康観察の期間は、管理獣医師や家保の先生に相談してね。

一定期間様子を観察して、記録も付けとこう！





人に関する事項

25



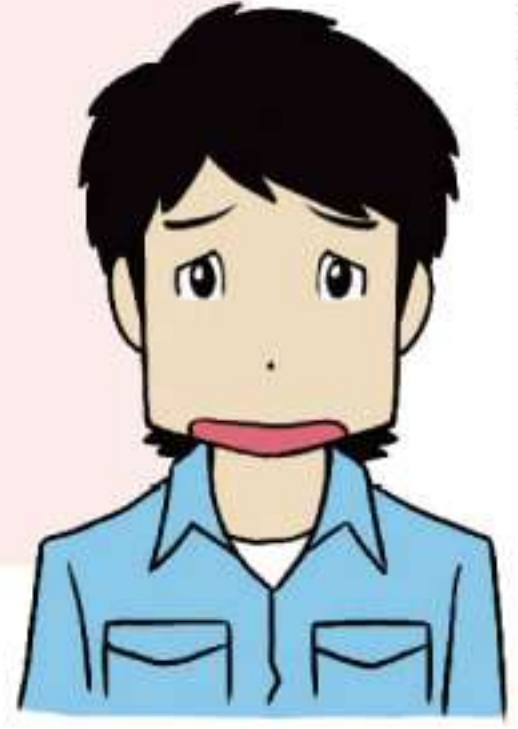
26

畜舎に立ち入る者の手指消毒等・畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置並びに使用

25 畜舎に立ち入る者の手指消毒等

今まで勉強した

汚染防止対策で本当に全て防ぐことができるのかな……。



100%防ぐことは難しい。

だから、衛生管理区域内でも病原体が存在している可能性があることを前提に、判断・行動することが大切なんだ。



例えば、畜舎に入る時も、

手指を洗って消毒すること。

手指が汚れていると、消毒効果が十分でなくなることもある。手指を洗って、

畜舎専用の手袋を着用すれば消毒

しなくてもいいけれど、

手袋はしっかり洗濯しようね。

消毒効果を十分に得るため、

消毒の前に手を洗淨し**有機物等を除去**

すること！

畜舎から出るときも
忘れずにね。



26 畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置並びに使用

畜舎では、その畜舎専用の
長靴に履き替えよう。

また、大臣指定地域では専用の
衣服に着替える必要もあるんだ。
ただし、畜舎間通路を通るなど、

病原体の汚染リスクがない状態での
移動では衣服や靴の交換は不要だよ。

衛生管理区域に立ち入るときと

同じように、衣服を着替える場所は、

着脱前後の衣服や靴が

接触しないよう、すのこ等で

区域を分けて動線を区分しよう。

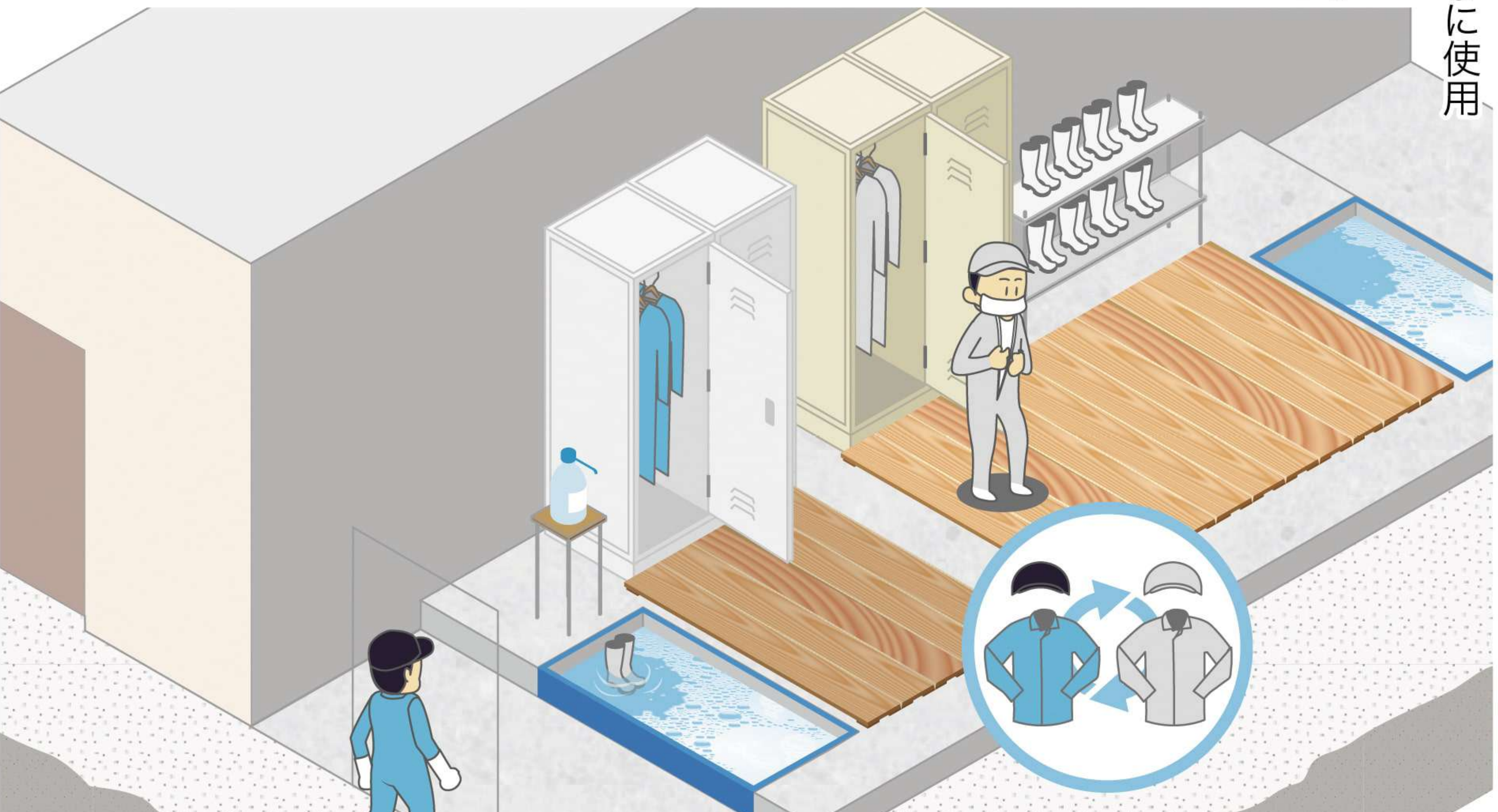
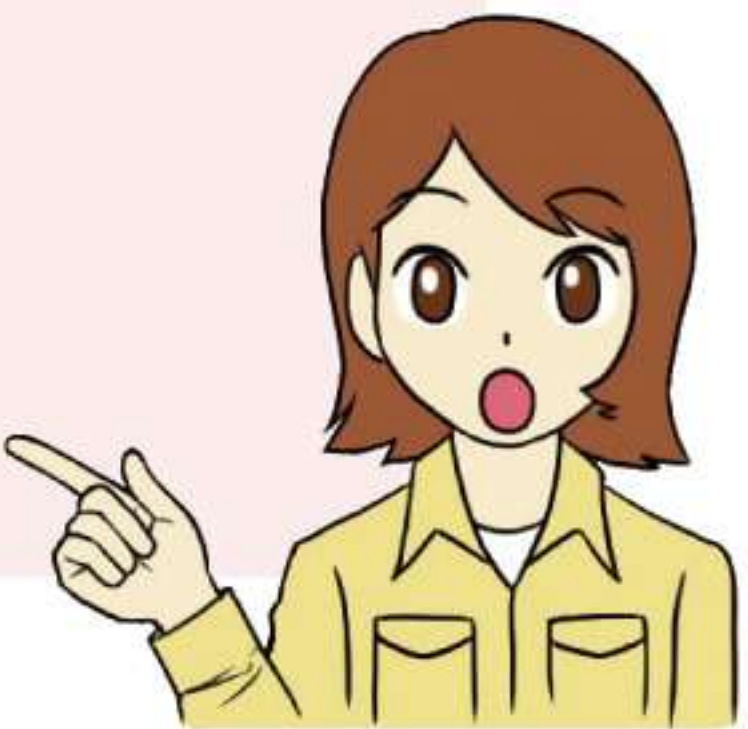


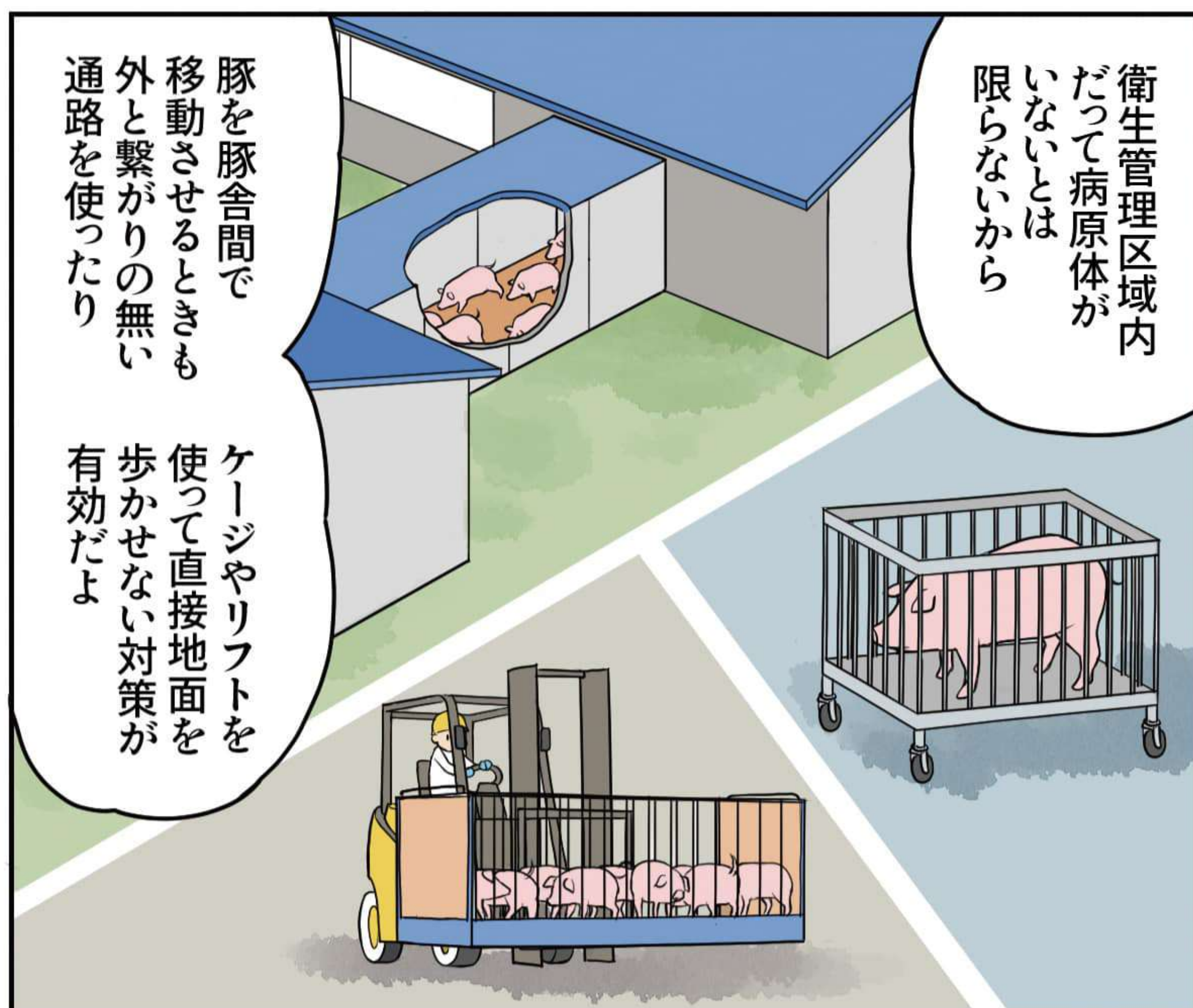
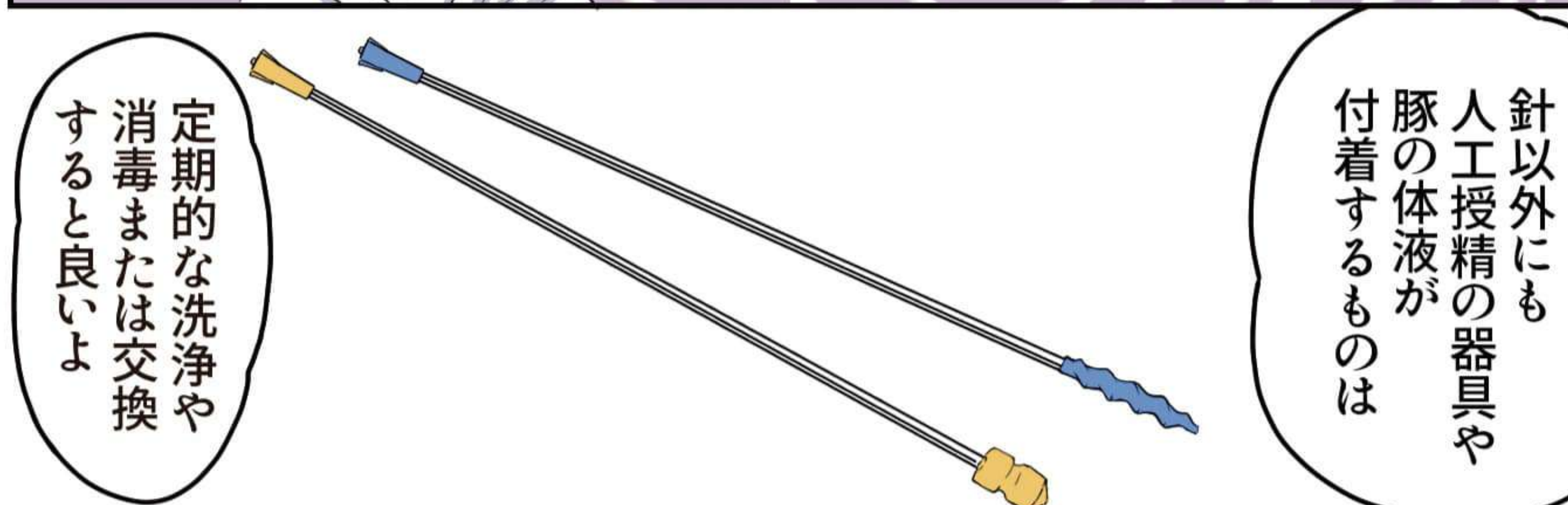
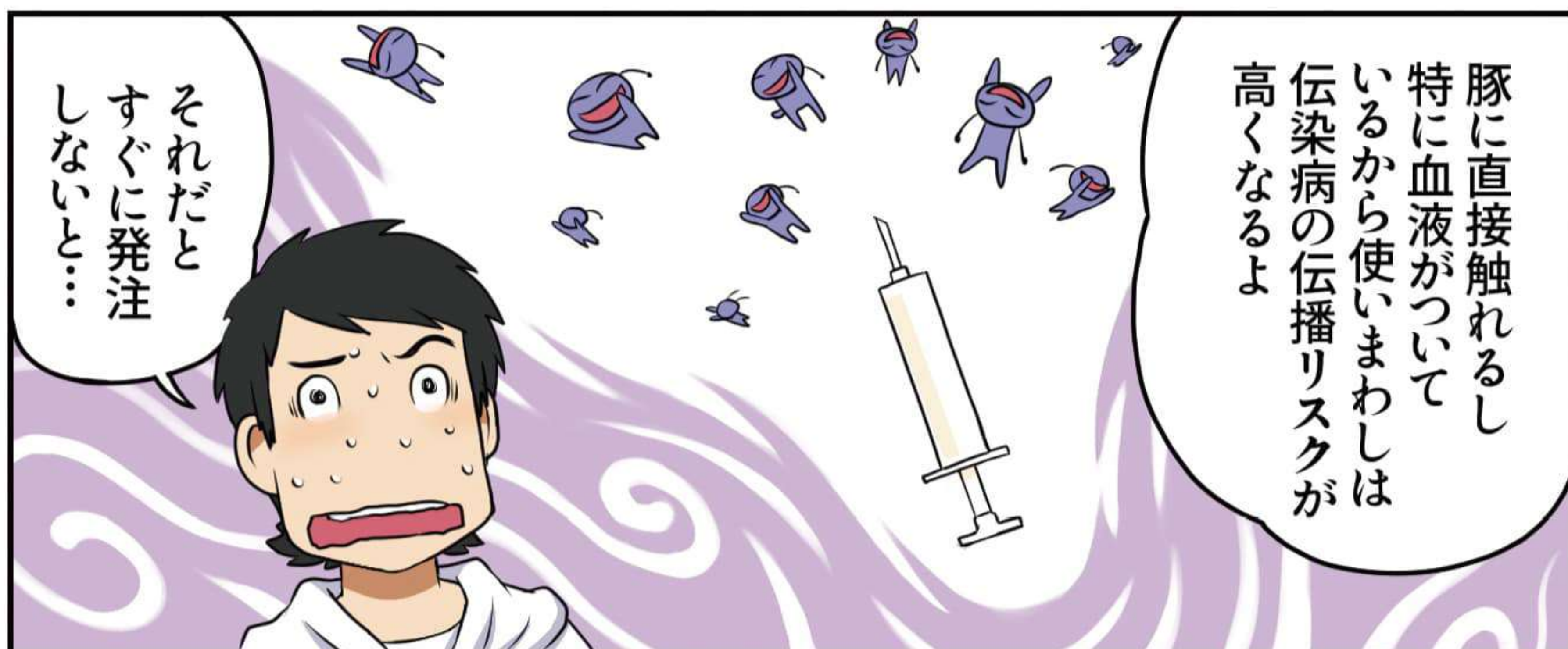
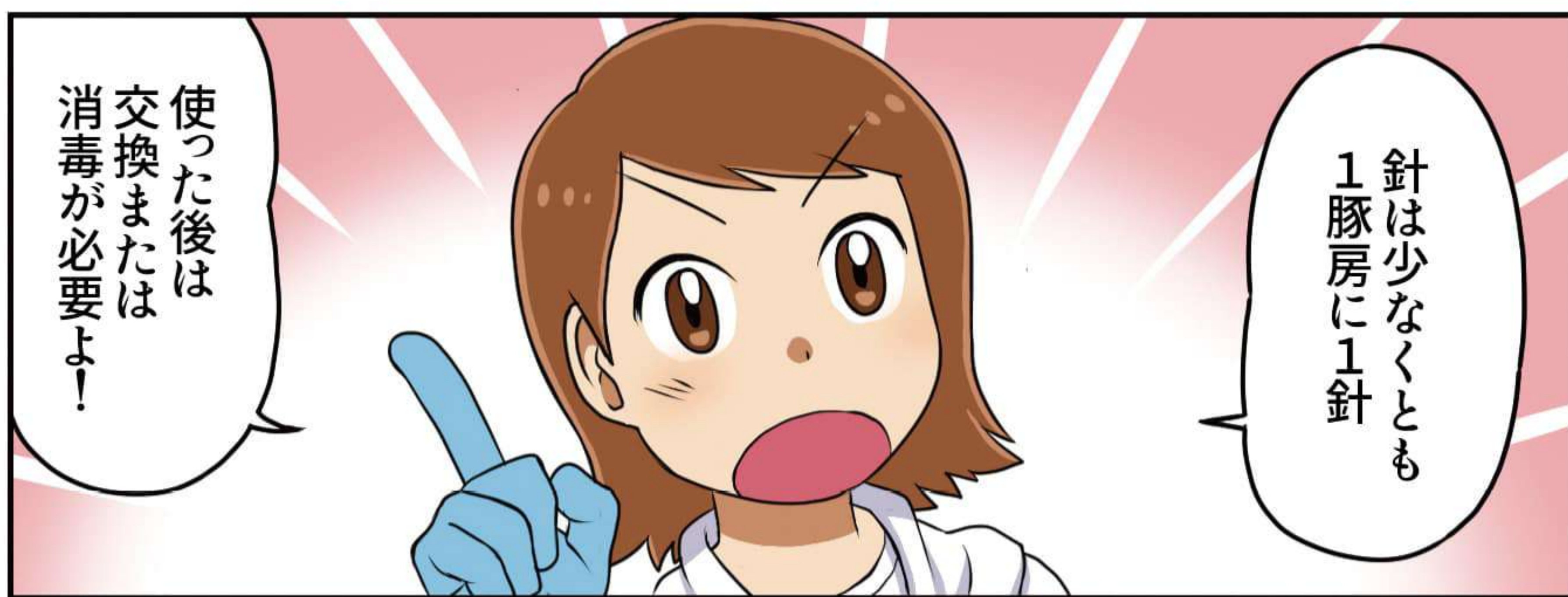
畜舎に入る人に対して、

畜舎専用の衣服

(大臣指定地域の場合)と靴を用意

しないといけませんね。





物品に関する事項

27

器具の定期的な清掃又は消毒等

飼養管理に使用する

注射針、人工授精用器具などの

体液が付着する道具は、定期的に

清掃又は消毒を行う必要があるよ。

それと、豚房内で使用する注射針は

少なくとも豚房ごとに、人工授精用

器具その他の体液が付着する物品は

1頭ごとに交換又は消毒を実施

するようにね。



28

畜舎外での病原体による汚染防止

衛生管理区域内のものでも、

不必要なものは畜舎に持ち込まない

ようにしないといけないんですね。



そうなんだよ。

衛生管理区域内であっても病原体が

存在している可能性があるから、

不必要な物品は持ち込まないように

しないといけないし、

持ち込む必要がある場合は十分に

消毒を実施する必要があるんだ。

さらに、大臣指定地域では、

畜舎間で家畜を移動させるときに、

消毒済みのケージやリフトを

使用するんだ。

畜舎内に持ち込む重機や一輪車も、

畜舎出入口付近で消毒するんだよ。

大臣指定地域における病原体侵入対策

対策例…1

豚の移動時には屋根、壁から野生動物の

侵入を防止できる畜舎間通路を設置するか

洗浄、消毒済みケージ、リフト等を使用する。

対策例…2

畜舎に重機、一輪車等を持ち込む場合には、

畜舎の出入口付近で洗浄、消毒をする。

「野ざらしの畜舎間通路や地面を直に

歩かせての家畜の移動」、「移動用のケージ、

リフト等を洗浄及び消毒せずに使用」などを

してはいけません。



電気ポットでの煮沸消毒

殺菌庫での消毒

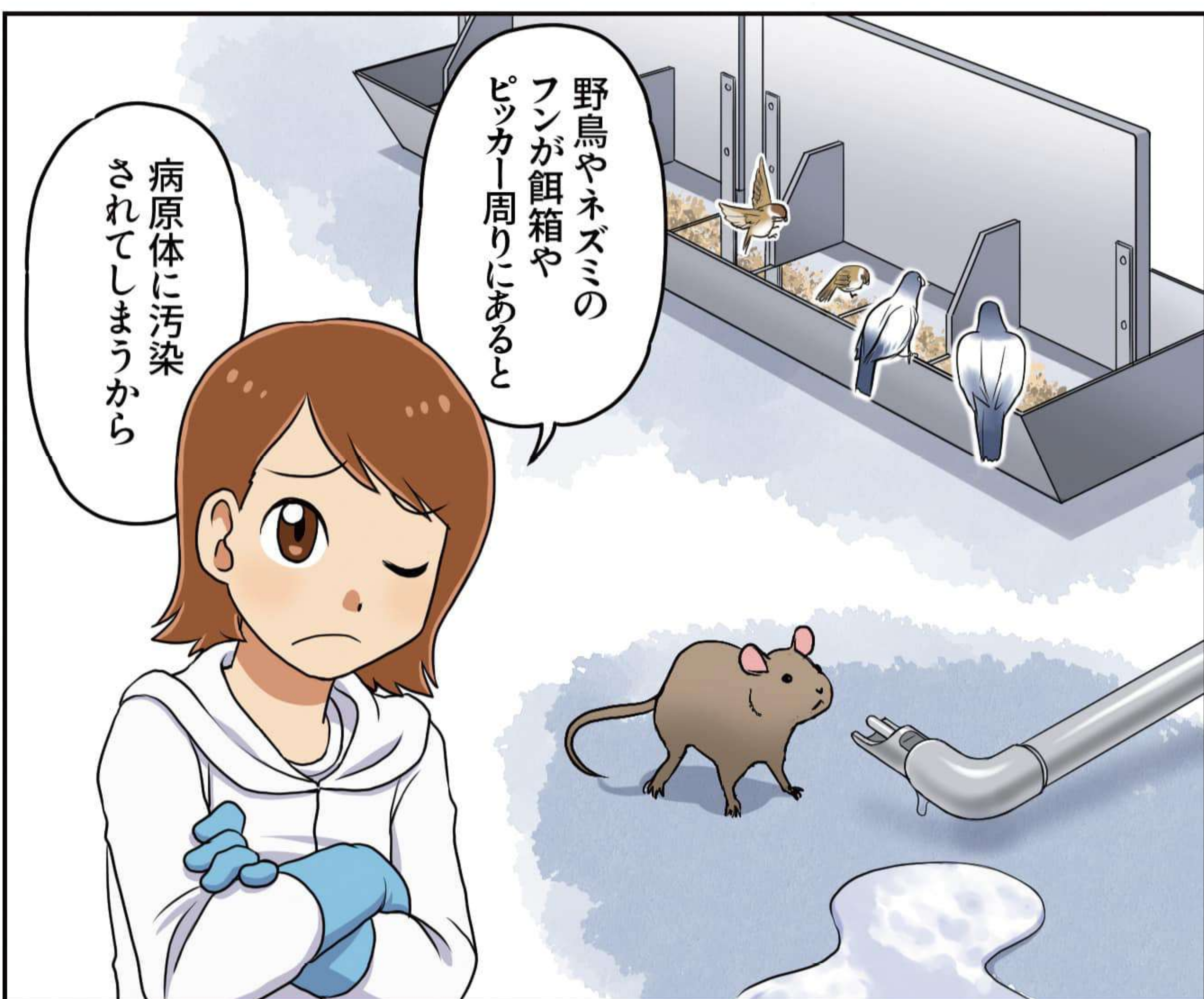
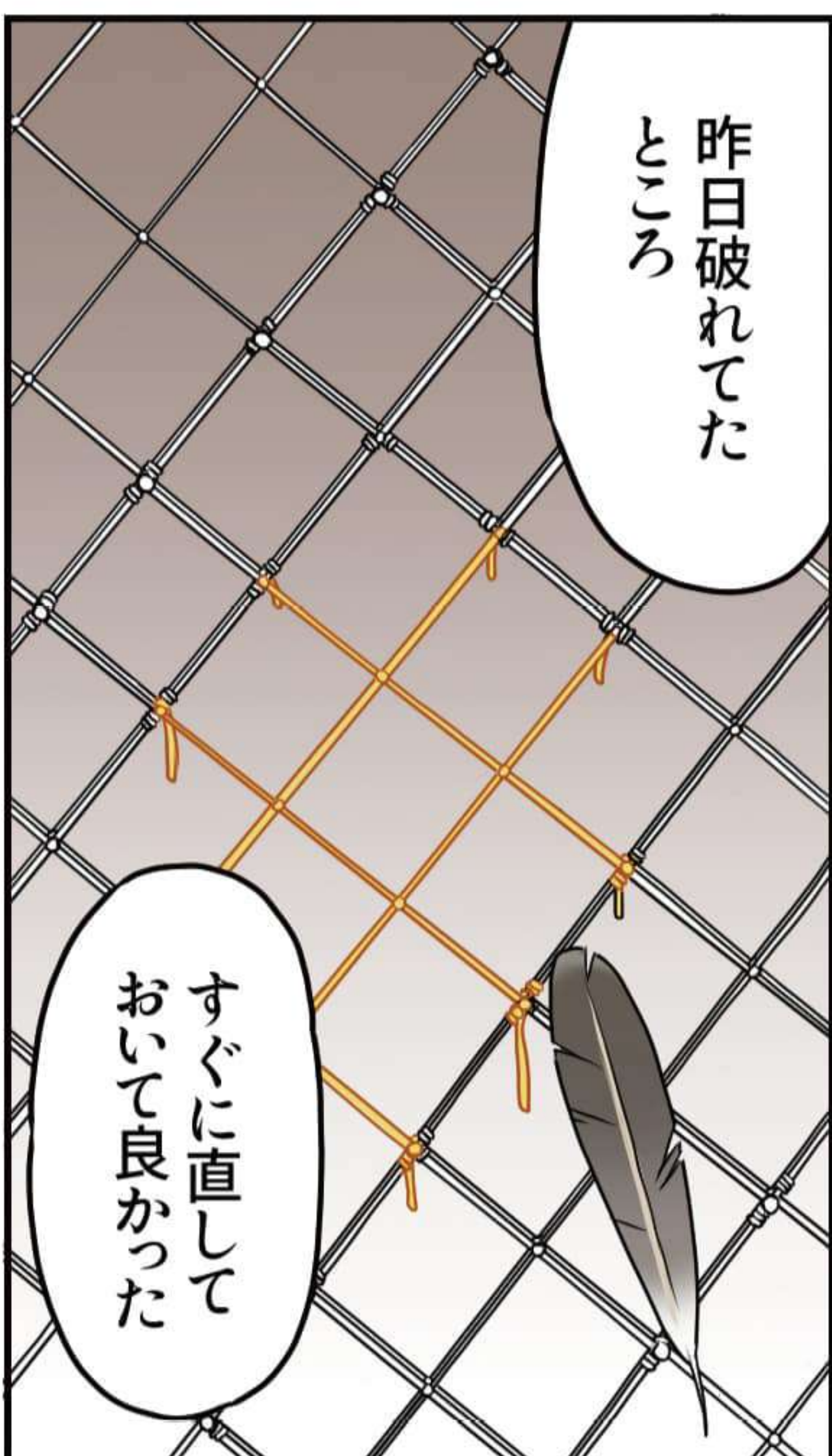
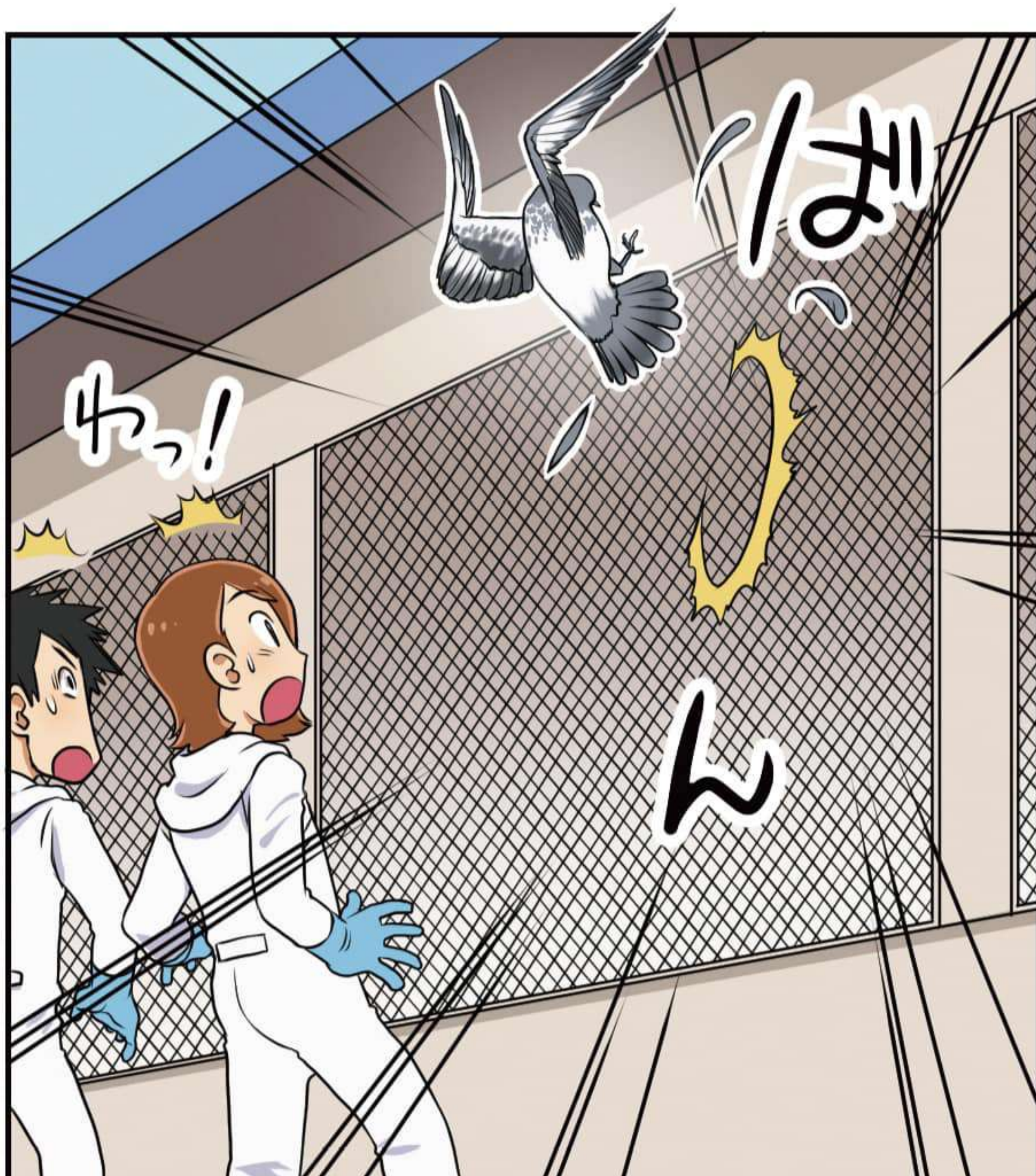
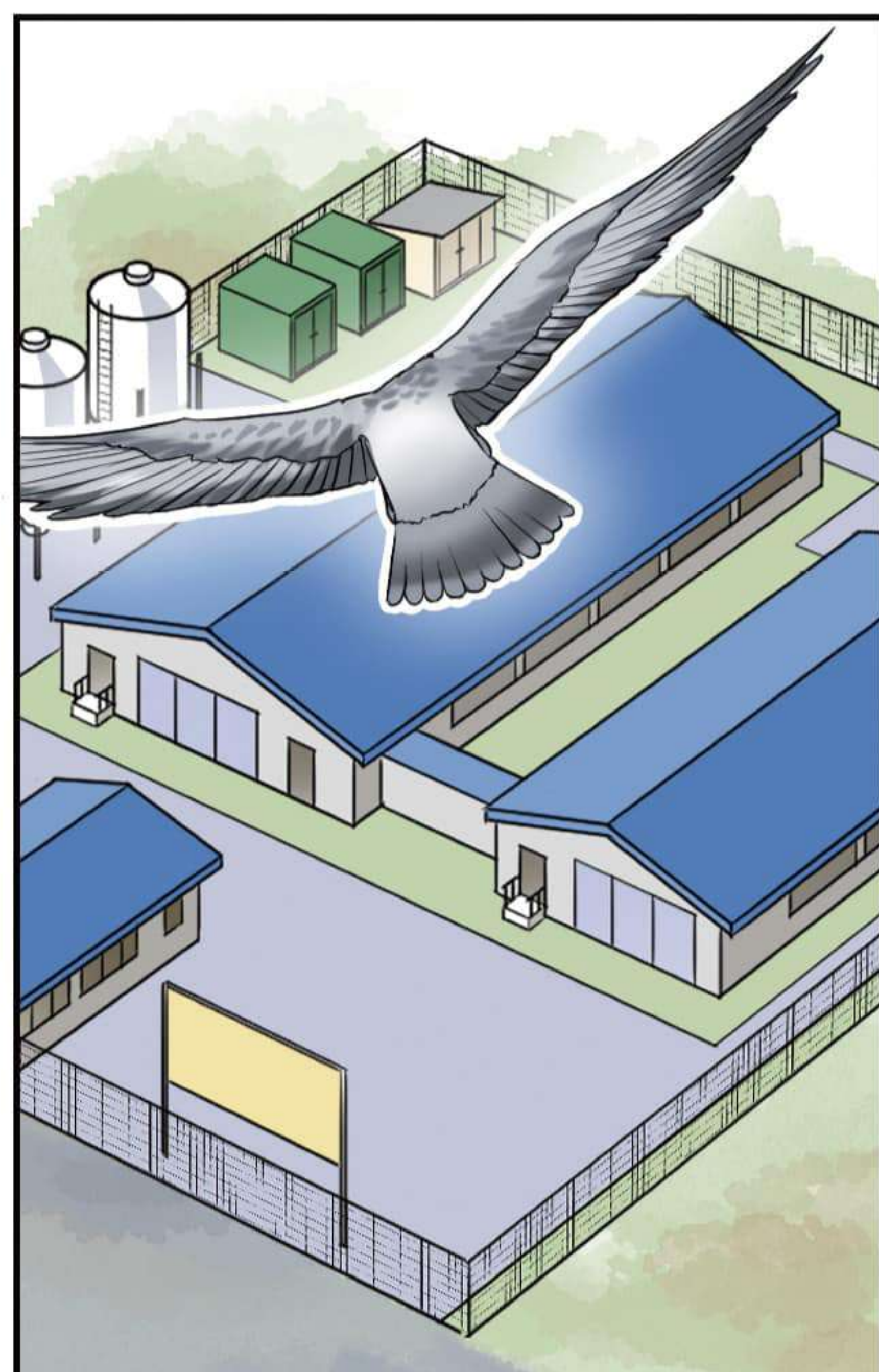
消毒は徹底的にね！



畜舎間通路の設置



消毒済みケージ、リフトで移動中の豚



野生動物に関する事項

29

野生動物の侵入防止のための
ネット等の設置、点検及び修繕並びに
大臣指定地域における
放牧場についての取組

野鳥により病原体が

畜舎へ侵入しないように、網目の
大きさが2 cm以下の防鳥ネットか、
これと同等の効果があるものを
設置し、定期的にチェックして
破損があればすぐに修繕する。
大臣指定地域では、放牧場の
給餌場所への防鳥ネットの設置、
家畜を収容できる避難用設備の
確保をしないといけないんだ。



野生動物 侵入防止が必要な施設例

- ・ 畜舎
- ・ 給餌場所
- ・ 飼料保管庫
- ・ 堆肥舎
- ・ 死体保管庫



29

31

野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕並びに大臣指定地域における
放牧場についての取組・給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止・ネズミ及び害虫の駆除

30

給餌設備、給水設備等への野生動物の
排せつ物等の混入の防止

野生動物の排せつ物などが飼料や

飲用水に混入すると、伝染病の発生に繋がる
恐れがあるから、飼料や飲用水それぞれに左枠
内のような対策を行うことが大切なんだ。

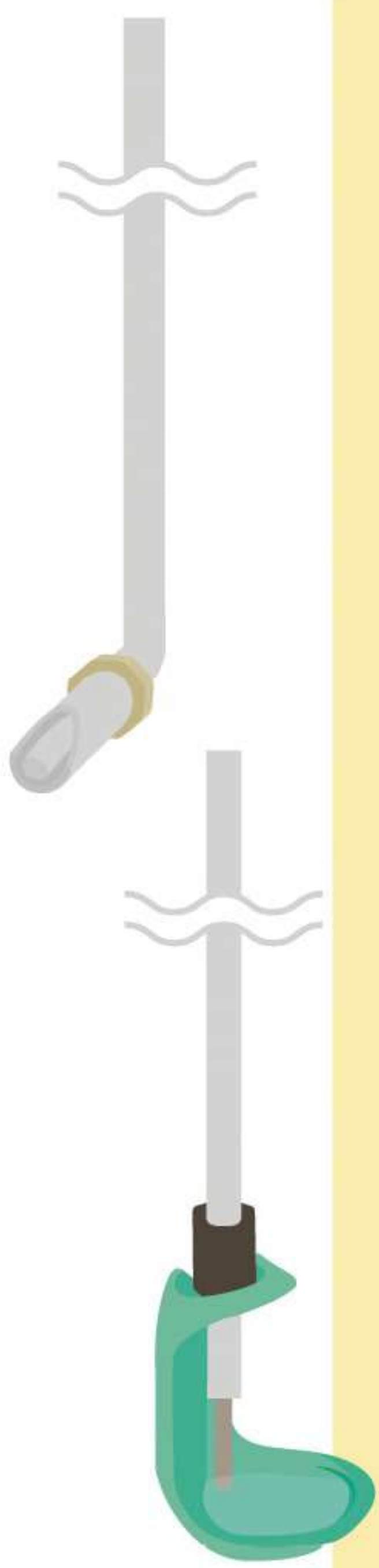


飼料

畜舎の給餌設備及び飼料保管場所などに、
ネズミ、野鳥等が接触しないよう、
飼料は蓋付き容器やタンクに貯蔵し、
飼槽は定期的に清掃すること

飲用水

水道水以外の井戸水などを利用する場合には、
貯水施設に蓋を付けるなど異物の混入防止
措置を講じるほか、ウォーターカップなど
の給水設備を定期的に清掃すること

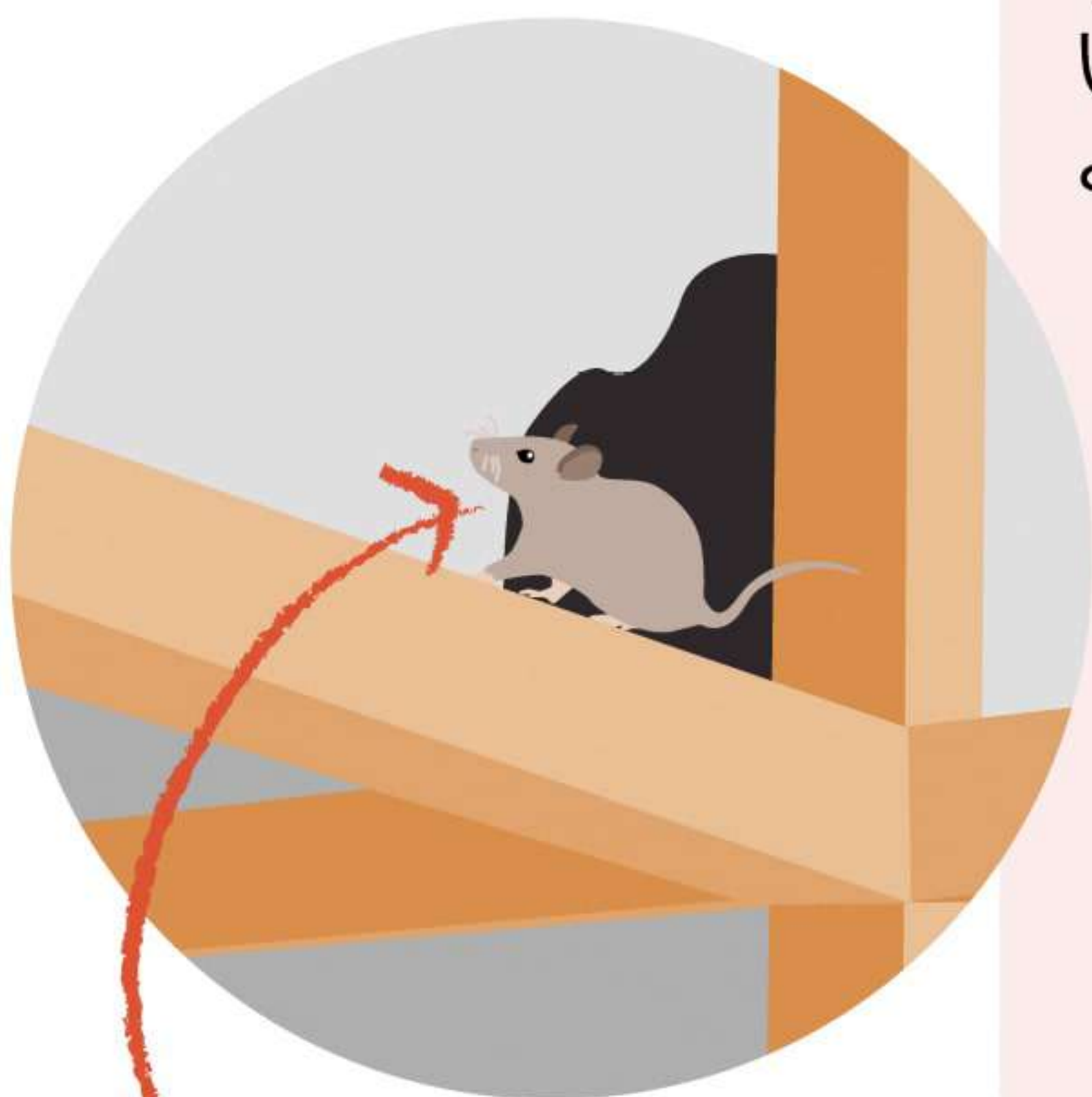


▲ウォーターカップ・ニップル式給水器を定期的に清掃

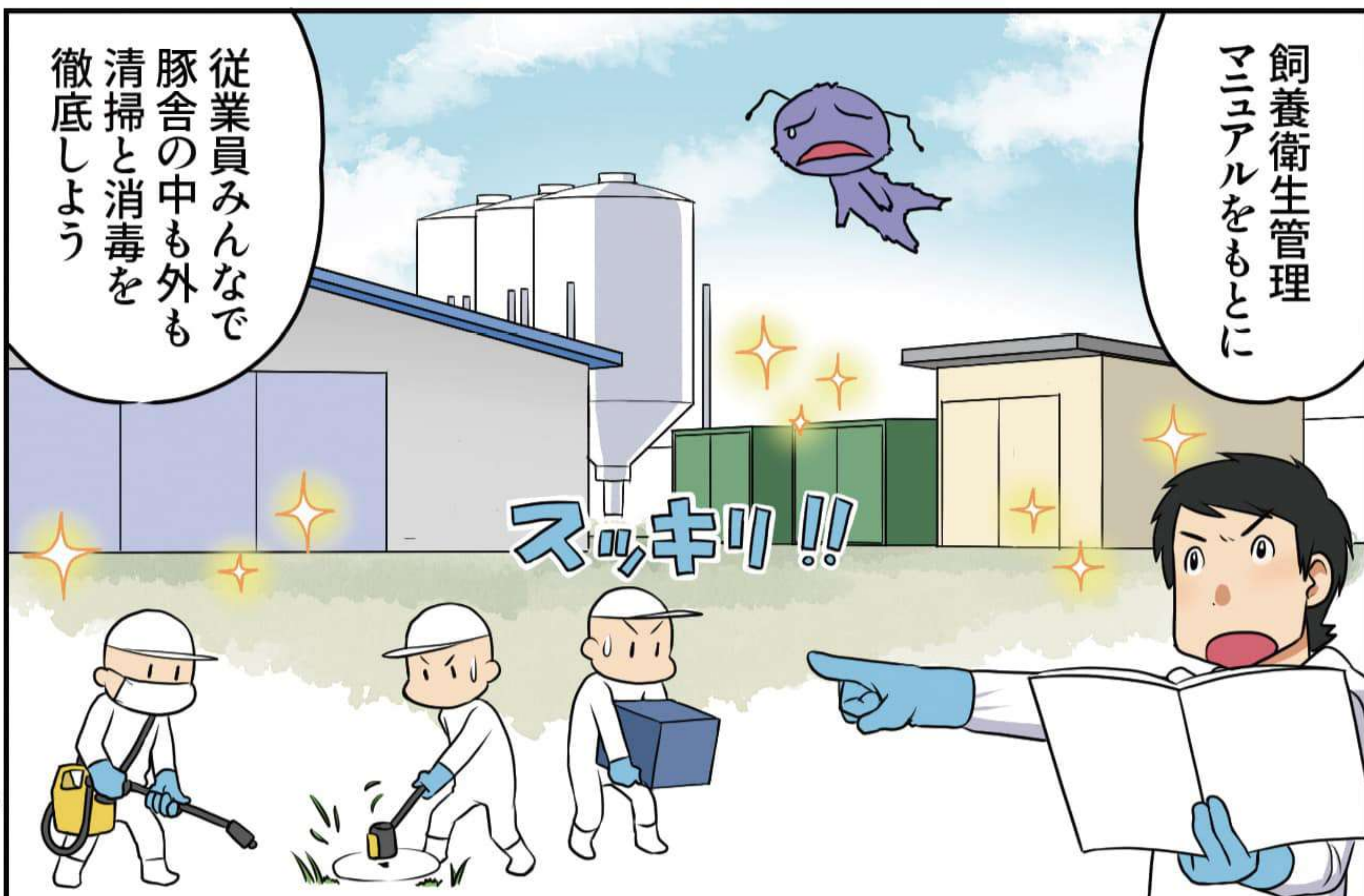
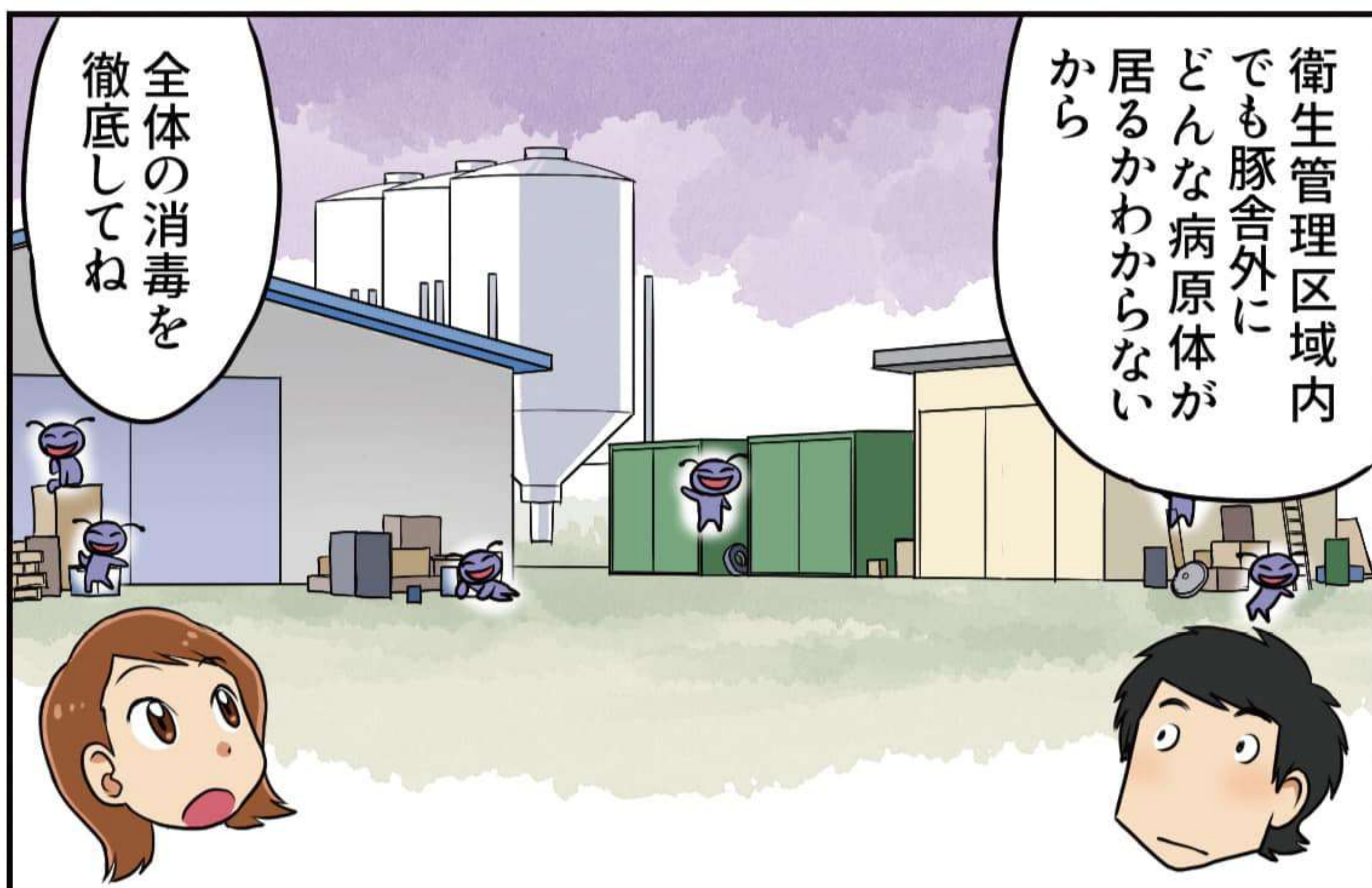
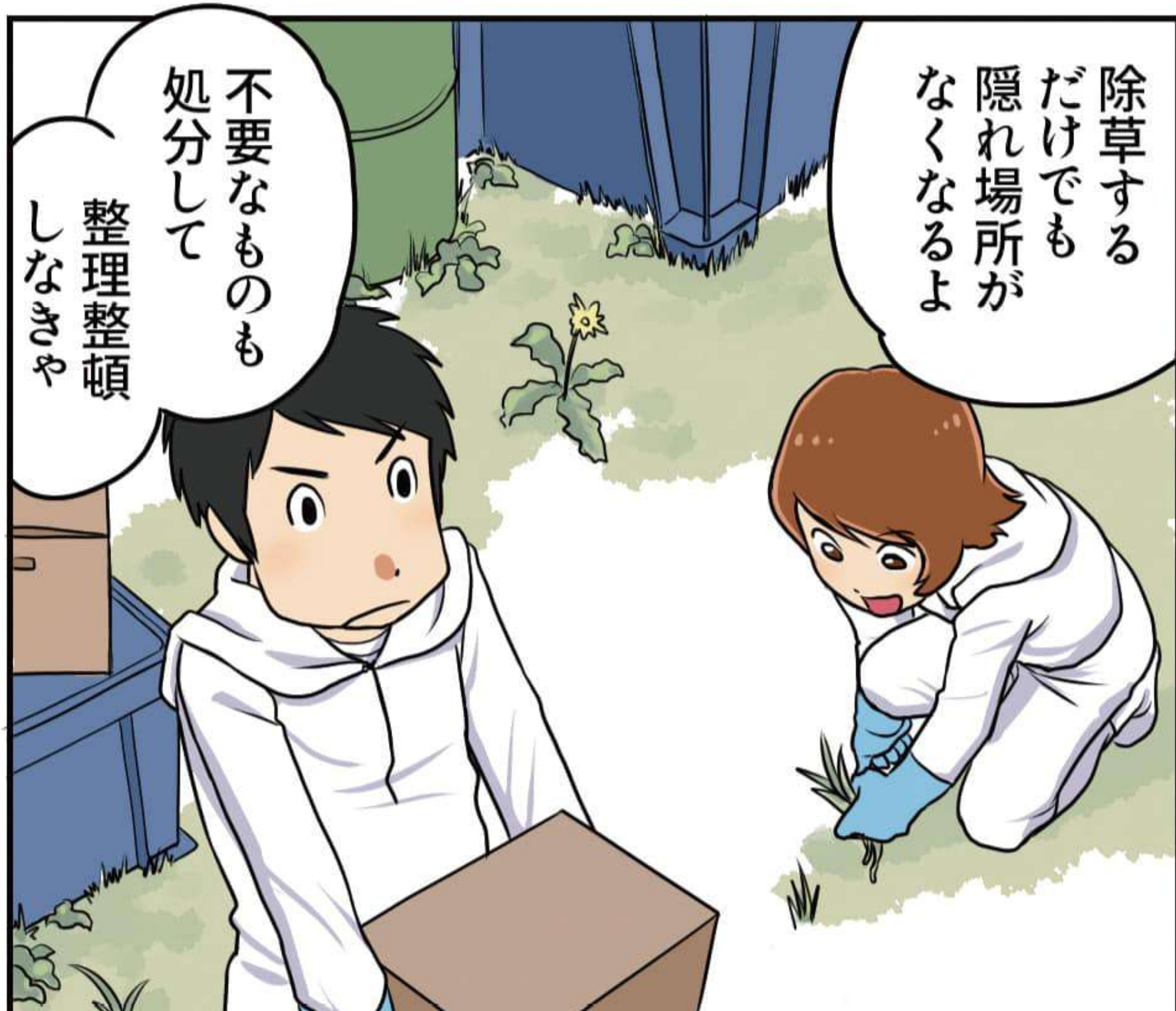
31

ネズミ及び害虫の駆除

ネズミやハエは、
いのししの排せつ物等を口や
体表に付着させて、畜舎内に
病原体を持ち込む可能性がある。
病原体の侵入リスクを減らす
ために、定期的に殺そ剤や殺虫
剤の散布、粘着シートの設置等
を繰り返して数を減らさないと
いけないね。それと、ネズミは
小さな穴からでも侵入するから
畜舎の屋根又は壁面に破損があ
る場合にはすぐに修繕しないと
いけないよ。



▲屋根や壁など、修繕箇所



飼養環境に関する事項

32 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

衛生管理区域内にネズミなどが侵入して、区域内を動き回る事は、



病原体を拡散するリスクになるんだ。
だから区域内は、ネズミなどの野生動物が隠れにくく、病原体が残存しないようにするため、まずは不要な資材等の処分、除草及び資材や機材の整理整頓をして、敷地を定期的に消毒する必要があるんだ。

除草や整理整頓は、身を隠せる場所が無くなってネズミなどの小動物が侵入しにくくなるだけではなく、効果的な消毒ができるようになるんだね。



32 33

衛生管理区域内の整理整頓及び消毒・畜舎等施設の清掃及び消毒

33 畜舎等施設の清掃及び消毒

畜舎などの掃除は飼養衛生管理基準で何か決められているんですか？

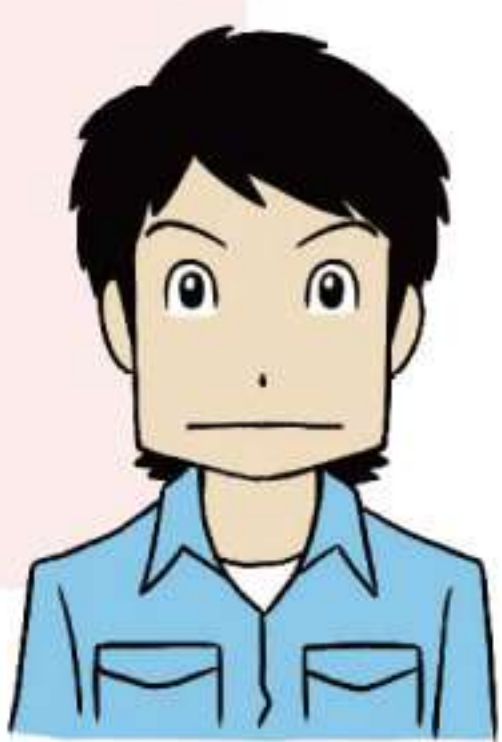


畜舎や衛生管理区域内にある



施設の掃除については、飼養衛生管理基準の3で規定されたマニュアルに基づいて定期的に清掃及び消毒する必要があるんだ。消毒効果を最大限に発揮させるために、誰がやっても同じ効果が出せるよう、マニュアルで管理をするんだ。

えさの食べこぼしを清掃することは



野生動物を引き寄せてしまう要因を少なくすることにも繋がるなど、清掃の意味って大きいですね。



石灰塗布後の豚房

石灰塗布



洗浄消毒後の豚房

※おが粉豚舎では、空房となったタイミングで適切な発酵を行い、発酵床の温度を上げることで消毒の実施とみなすことが可能です

家畜に関する事項

34

毎日の健康観察

34 毎日の健康観察

毎日の健康観察が重要なことは分かるんだけど、具体的にこういった内容を観察すればいいんですか？



まず、畜舎内に異状がないか



確認しよう。健康観察では全ての家畜の健康状態がいつもと変わらないかどうかを確認し、豚房ごとの離乳日のロット記録、調子の悪い豚のいる場所や頭数、症状などを記録するように。
もし、異状な行動や症状を示したら、程度に応じて管理獣医師への連絡や相談、家保への通報も必要だよ。

毎日の健康観察でチェックする事項

- ・豚房ごとの離乳日
- ・調子の悪い豚がいる場所や頭数、症状
- ・死亡豚の有無と状況
- ・出生記録（分娩舎の母豚カード）

毎日の健康観察でチェックする事項をまとめたカード作成例

肉豚管理表(様式例)

豚舎No: 1-1

農場名: まもるファーム

日付	頭数	死亡とう汰	理由	ワクチンなど	飼料	治療歴	備考
8/11	♀ 6 ♂ 5			〇〇 ワクチン	人工乳前期		8/11離乳
8/12					↓	2頭〇〇注射	2頭セキあり
8/13	♀ 5 ♂ 5	1	肺炎		↓		

母豚カード(様式例)

母豚No. 生年月日: 年 月 日 導入日: 年 月 日

産歴	1産	2産	3産	4産	5産	6産
種付日						
分娩予定日						
分娩日						
総産子数						
正常産子数						
死産頭数(白/黒)						
⋮						

【番外編】オールイン・オールアウト(AI/AO)を目指したグループ生産システムについて

連続飼育になってしまつて、
畜舎や豚房の洗浄・消毒・乾燥の徹底が
できないとき解決方法はないんですか？



そういう時は、



オールイン・オールアウト(AI/AO)
のグループ生産システムがお勧め。
家保の先生や農場の管理獣医師さんと相談
して、農場に合ったシステムを見つけよう。

グループ生産システム(例)

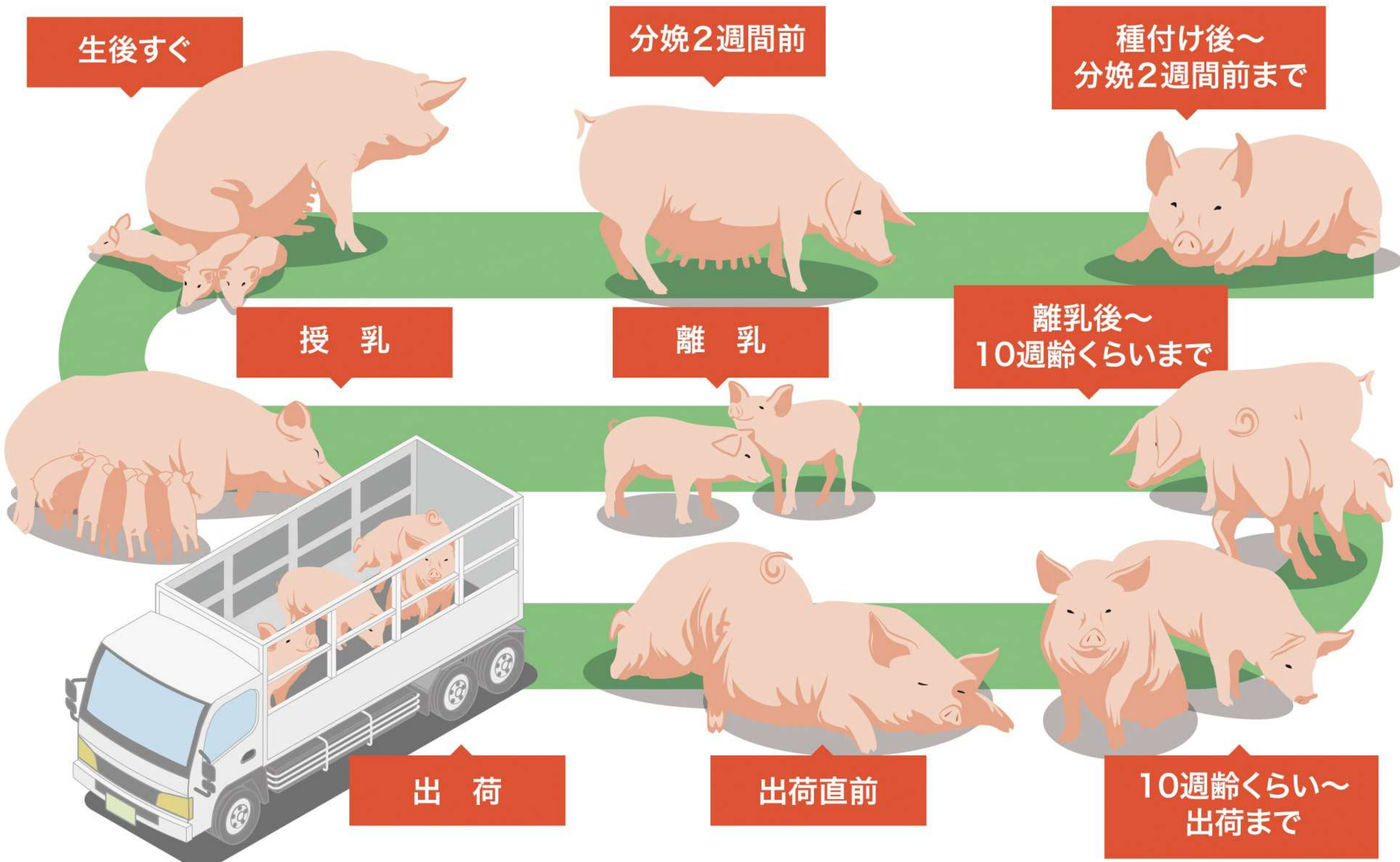
	ウィークリー	ツー・テン	スリー・セブン	フォー・ファイブ
交配、分娩、 離乳実施頻度	毎週	2週間 間隔	3週間 間隔	4週間 間隔
グループ数	20～ 21	10	7	5
グループごとの 子豚日齢差	最小 1～2日	最小 1週間 程度	最小 2週間 程度	最小 3週間 程度

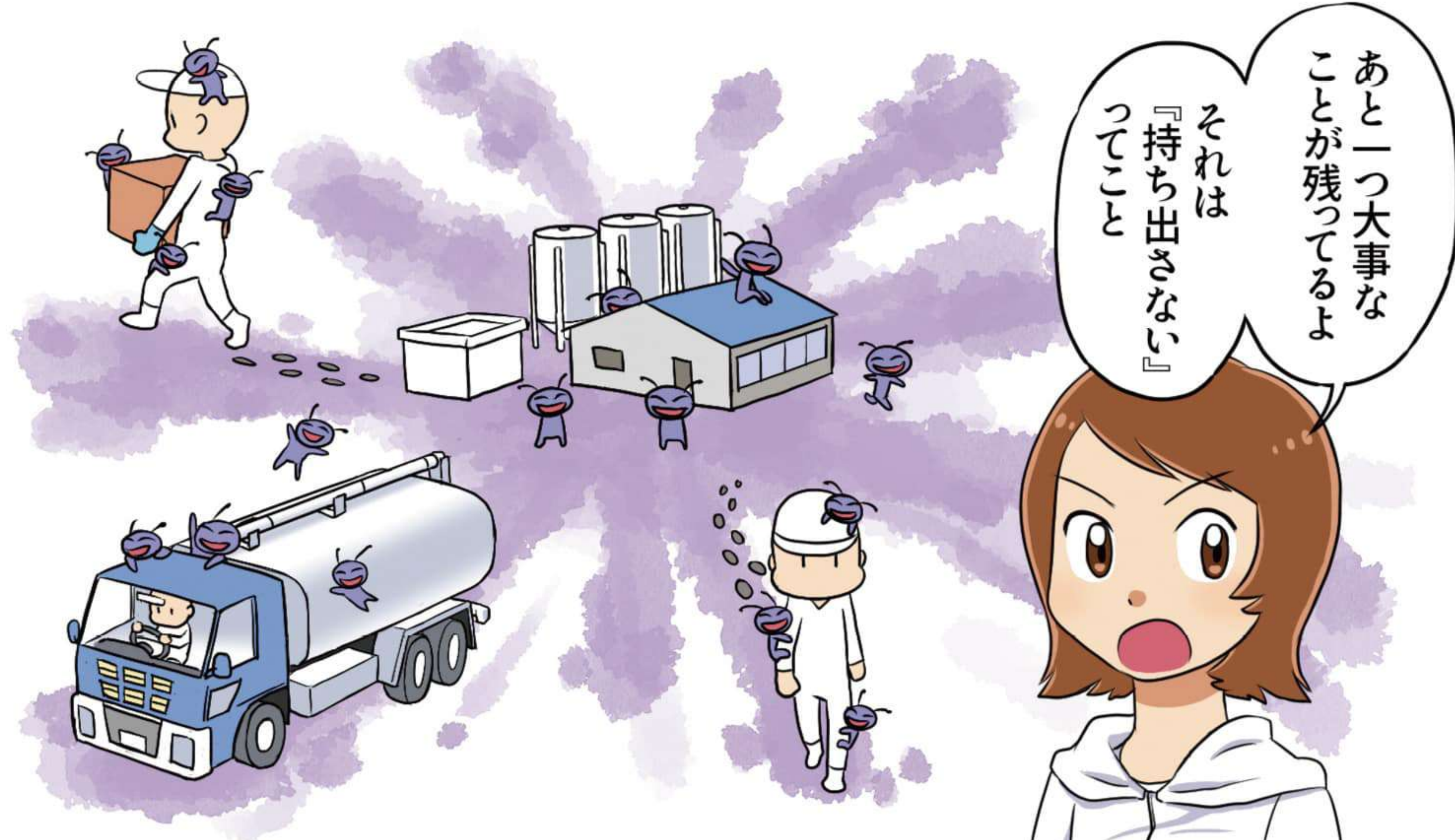
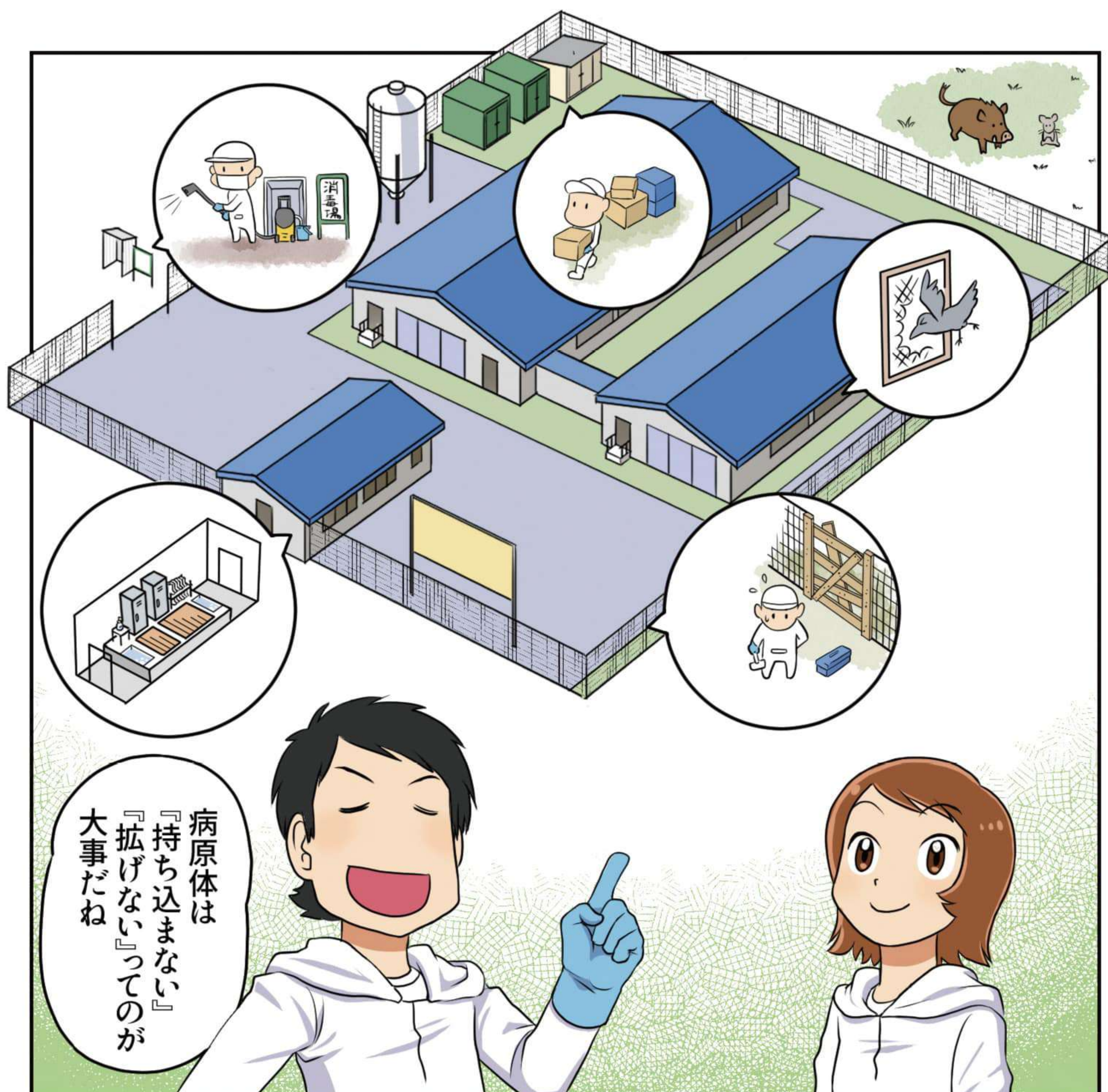
メリット

- ・小規模農場でもロットごとの頭数を確保できるようになる
- ・AI/AOが実施しやすい
- ・伝染性疾病発生時に対策しやすい
- ・伝染性疾病の制御による生産成績向上
- ・作業時期にメリハリが生まれ、従業員が休みを取りやすい
- ・グループごとの管理記録を取りやすい

デメリット

- ・作業が特定の期間に集中し、従業員の負担増加や、資材の確保が難しくなる場合がある
- ・システムによっては、再発情母豚の種付けが実施しにくい
- ・システムによっては、出荷頭数に波が出る場合がある





人に関する事項

35

衛生管理区域から退出する者の手指消毒等

35

衛生管理区域から退出する者の手指消毒等

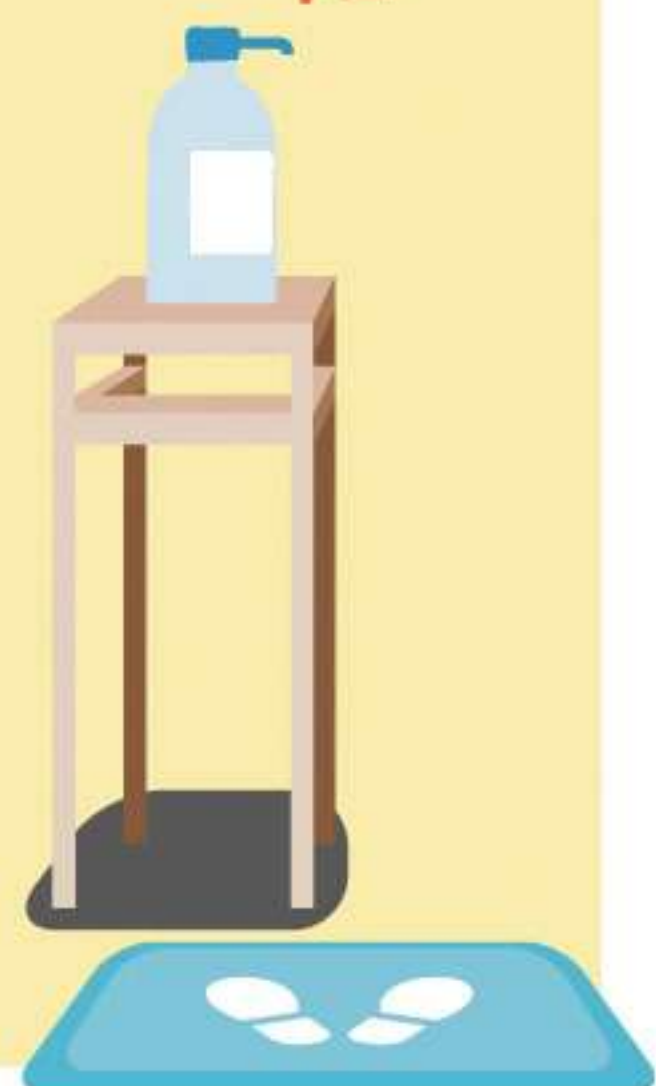
- ・病原体を持ち込まない
- ・区域内で拡げない
- ・区域外へ持ち出さない

病原体を持ち出さないためには、衛生管理区域の出口付近での手指の洗浄及び消毒が重要だね。



衛生管理区域から退出するときに重要なこと

衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置すること



退出者には必ず消毒設備で手指の消毒をしてもらうこと

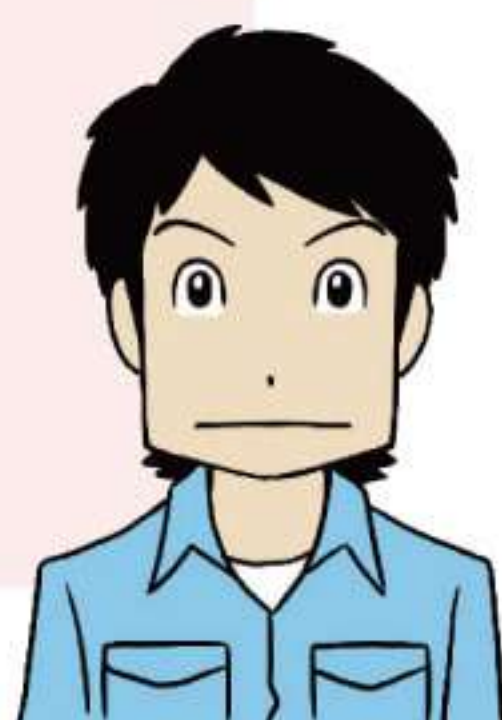


怖い伝染病から僕たちを守ってね！



衛生管理区域の入口と

出口は分けた方がいいんですか？



よい質問だね。



衛生管理区域の入口と出口は別々に分ける必要はないし、同じ消毒設備で構わないよ。もし入口で専用手袋を着用した場合、衛生管理区域内で

外したり、中が汚れていなければ、出口で手袋の外側に触れないように外すということでも構わないんだ。

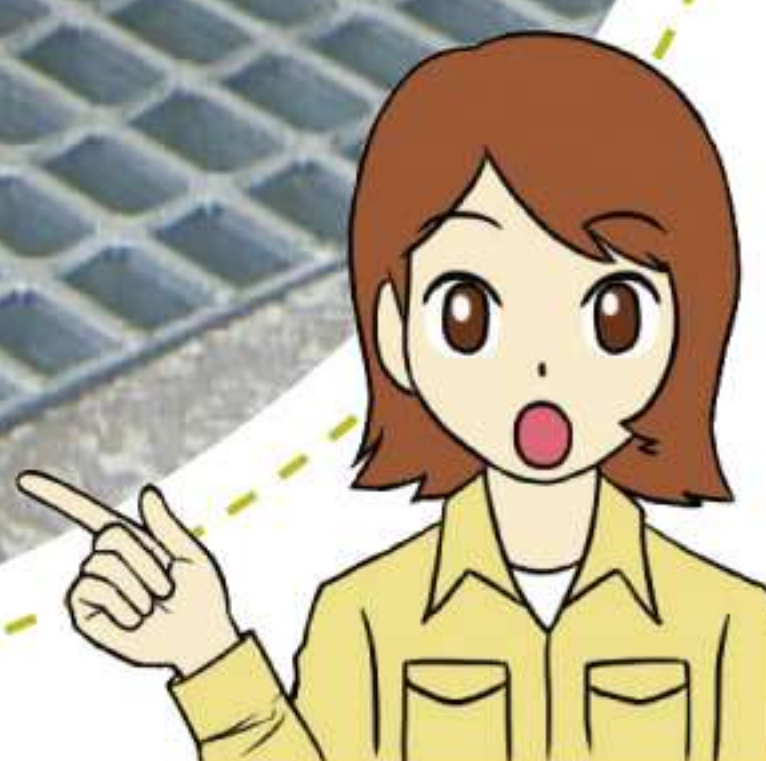
使用済みの手袋は消毒するか、使い捨ての場合は袋で密封して処理してね。

長靴も出る時に洗浄して、履き替えることを忘れないように。

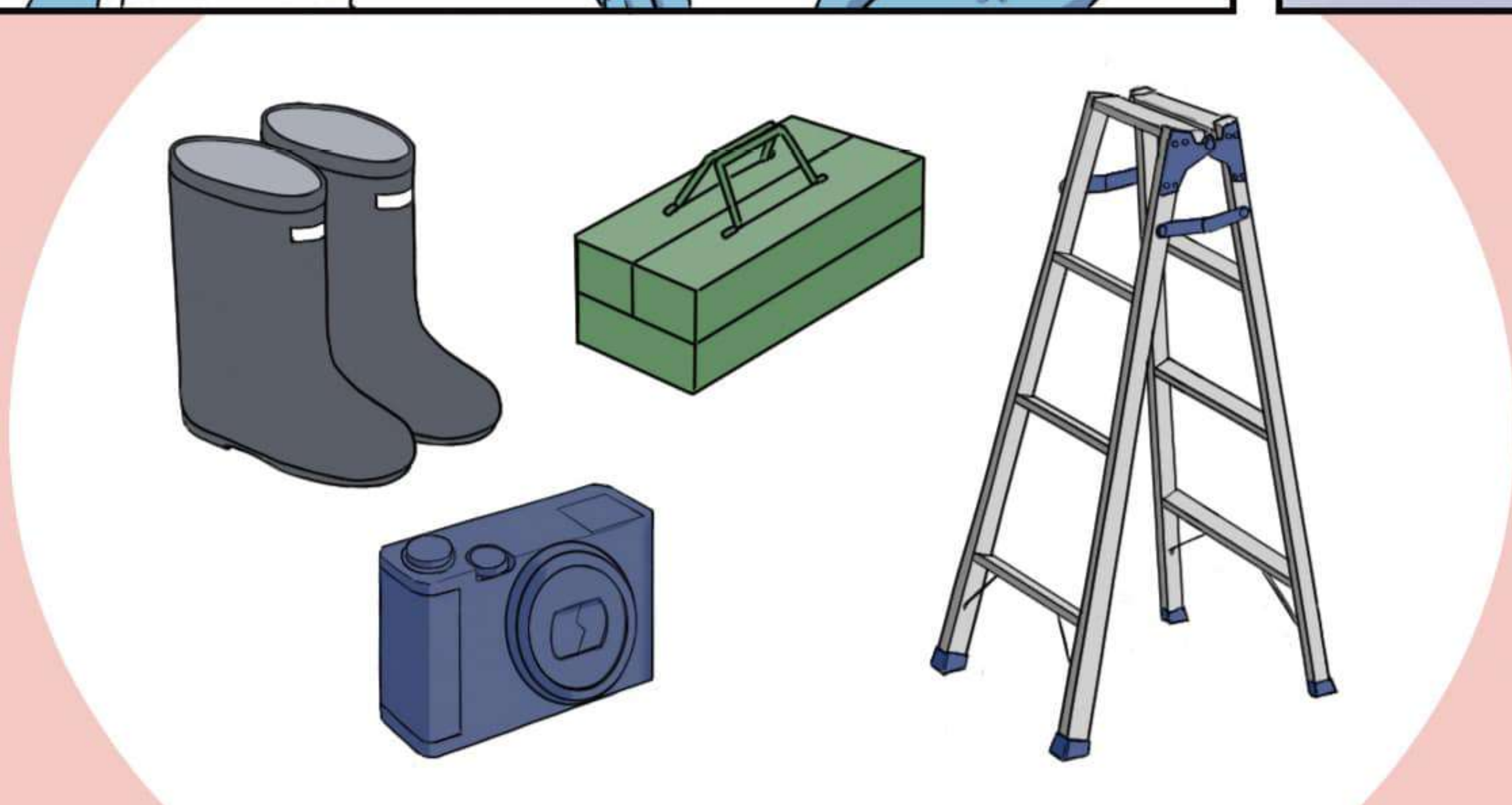
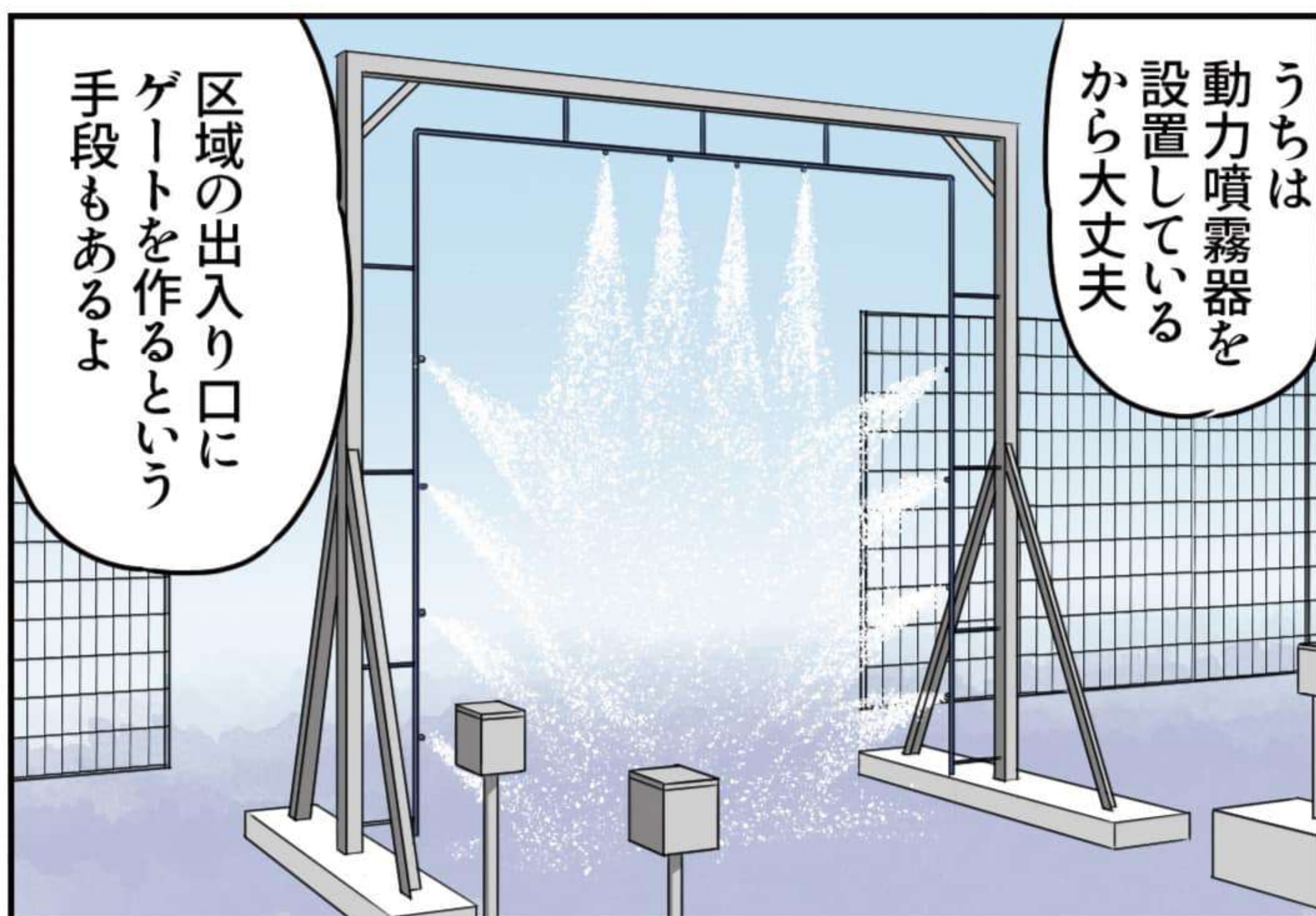
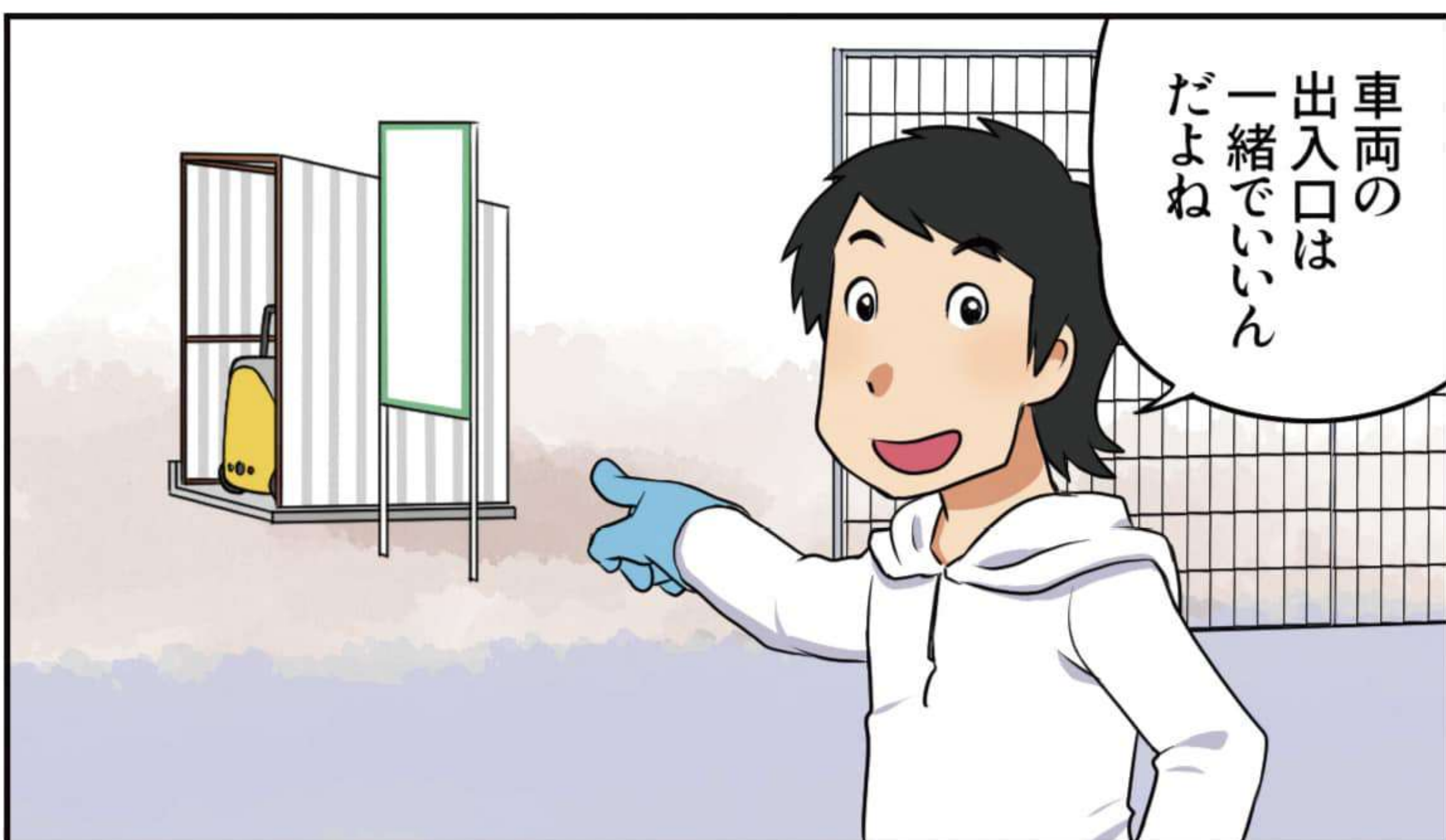
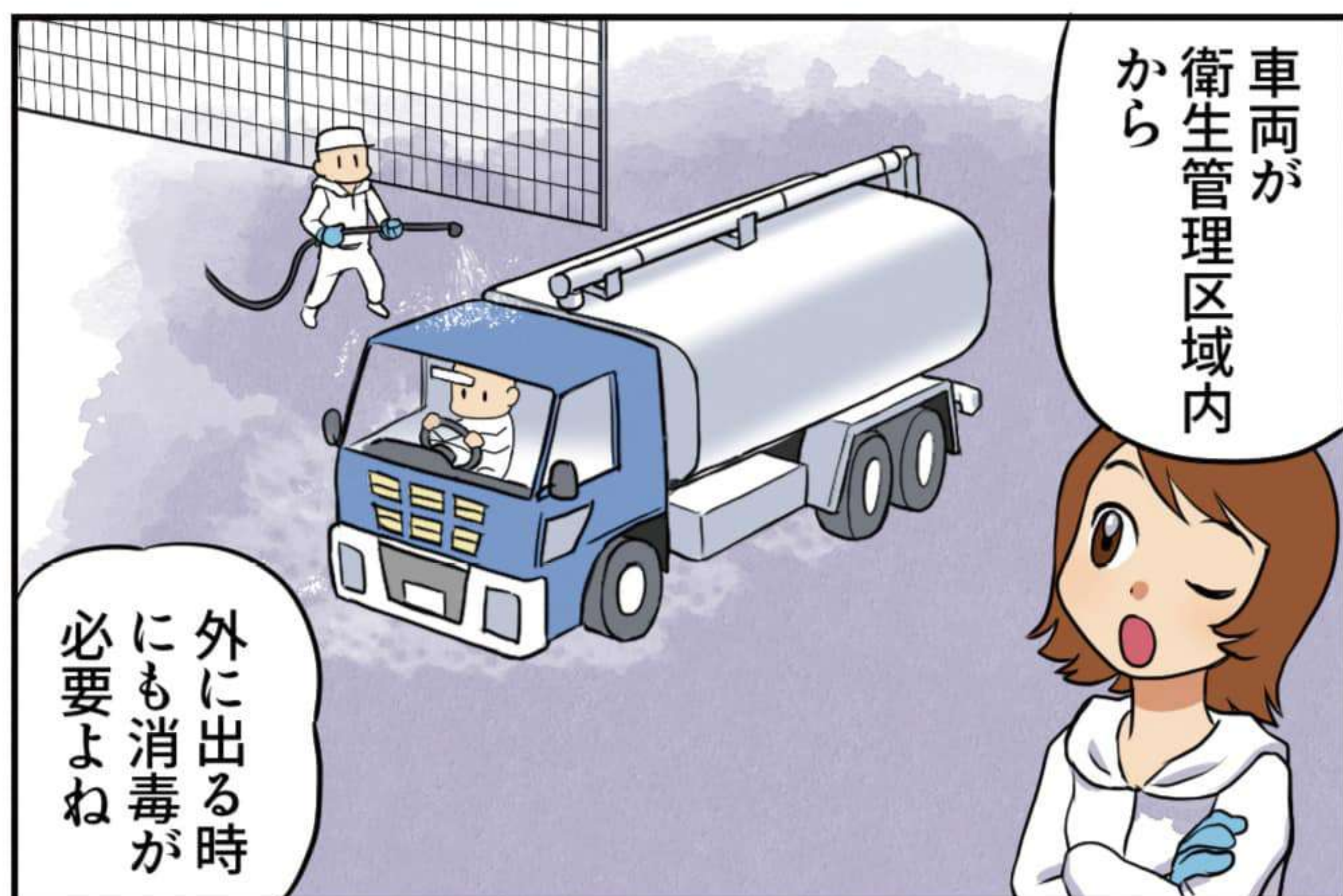
しっかりと洗浄ね！



汚れが付着した長靴をしっかりと洗浄



靴底までしっかりと洗浄をする



物品に関する事項

36

37

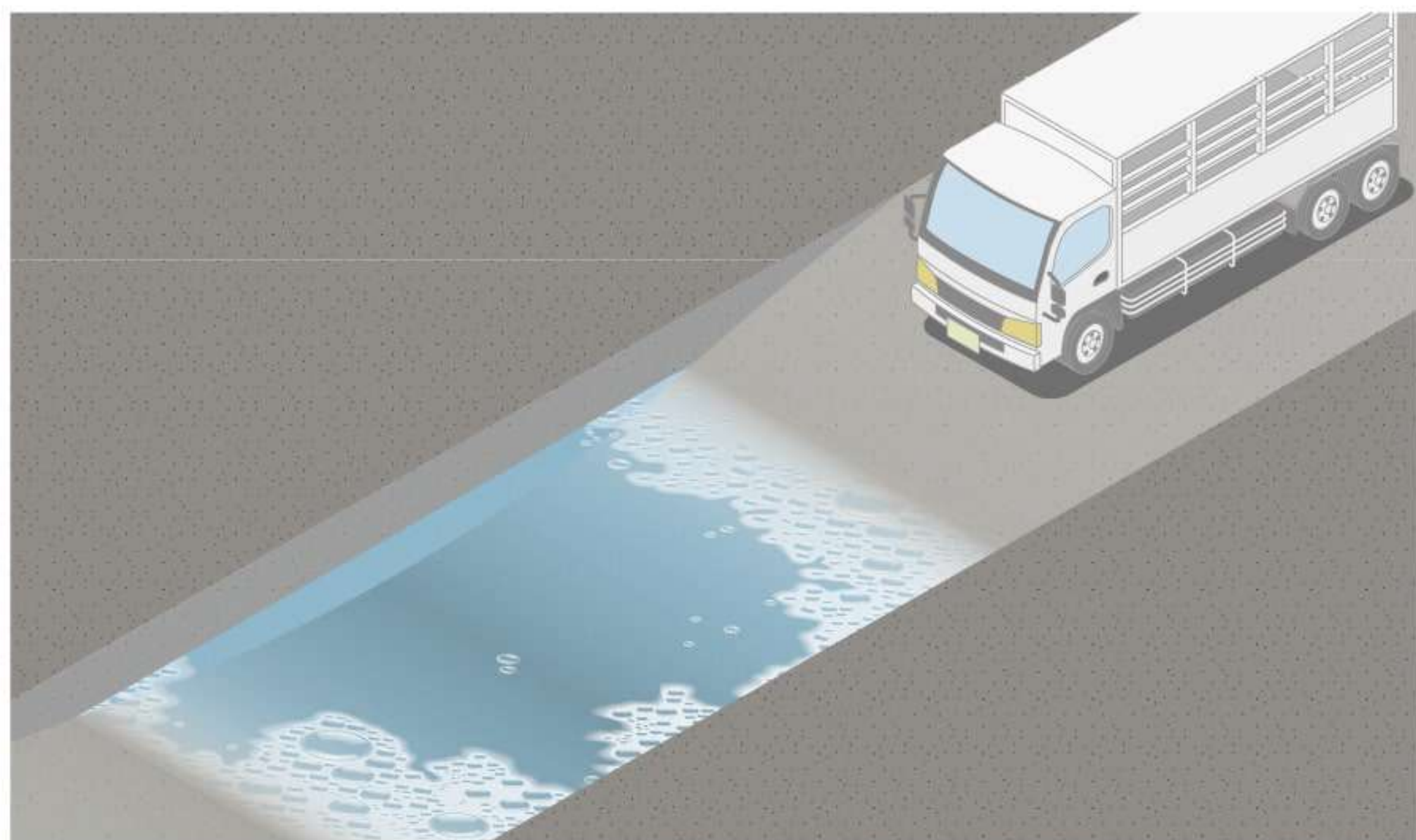
衛生管理区域から退出する車両の消毒・衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

36

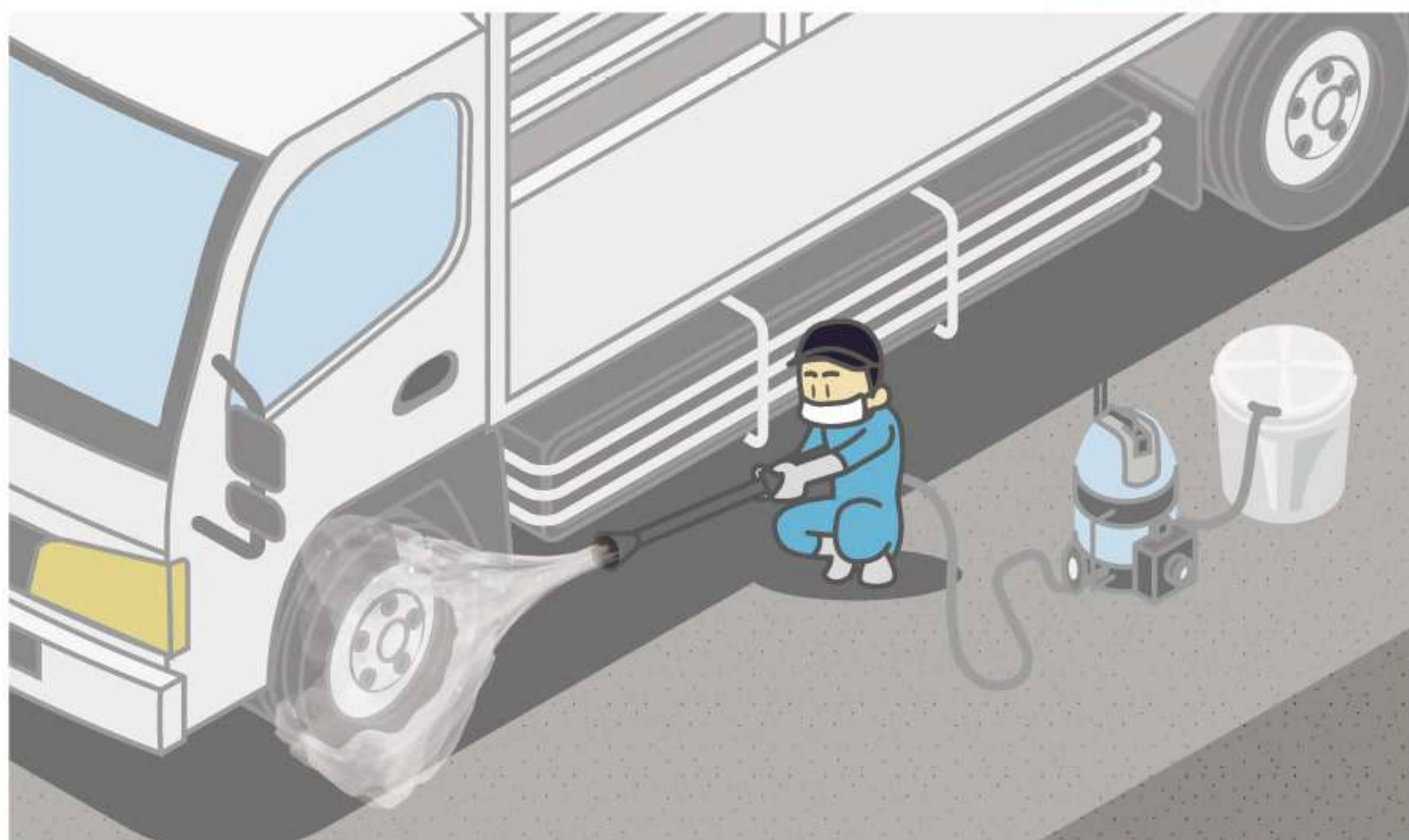
衛生管理区域から退出する車両の消毒

防疫は自分の農場に病原体を持ち込まないことも大事だけど、自分の農場から外に病原体を持ち出さないということも重要なんだ。だから、農場に入る時と同様に出るときも車両消毒をしようね。

車両の消毒には、動力噴霧器、車両用消毒ゲート、車両用消毒槽、消石灰帯（日常的に、幅は出入りする車両の長さの約2倍等の十分な長さ及び適切な量の散布が必要。）など、それぞれの地理的状况に応じて適切な消毒設備を整備し、必ず車両消毒を実施する事が大事なんだ。



▲車両用消毒槽



▲退出時の動力噴霧器を用いた車両消毒風景

37

衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

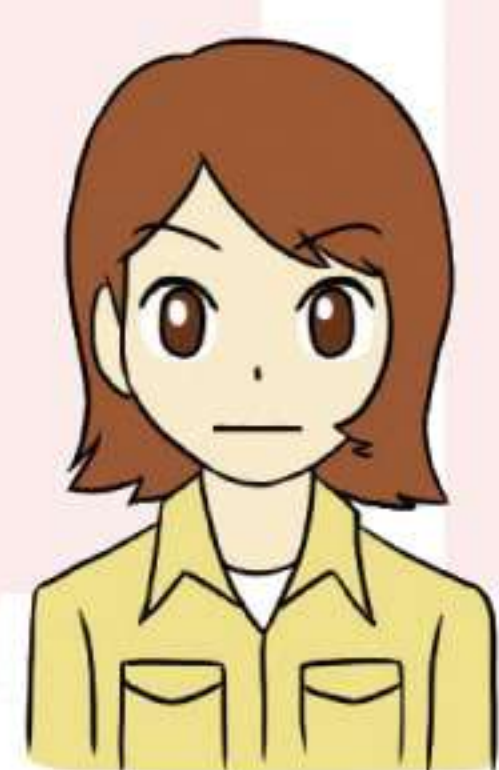
衛生管理区域内から物品を持ち出すときには、必ず消毒をするように。

物品には何が含まれるんですか？

衛生管理区域内で使用した、家畜の排せつ物などが付着し又は付着したおそれのあるもの全てなんだ。

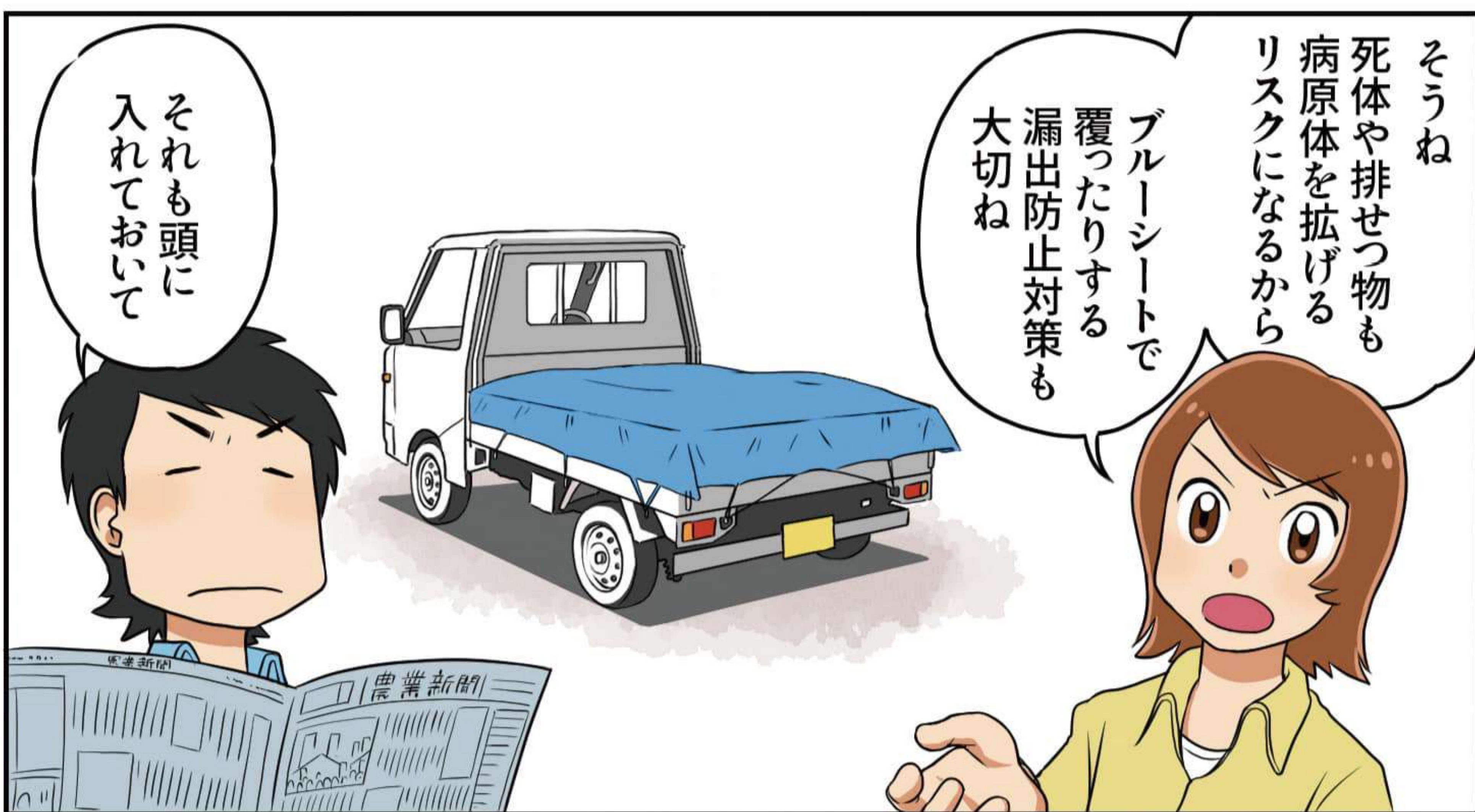
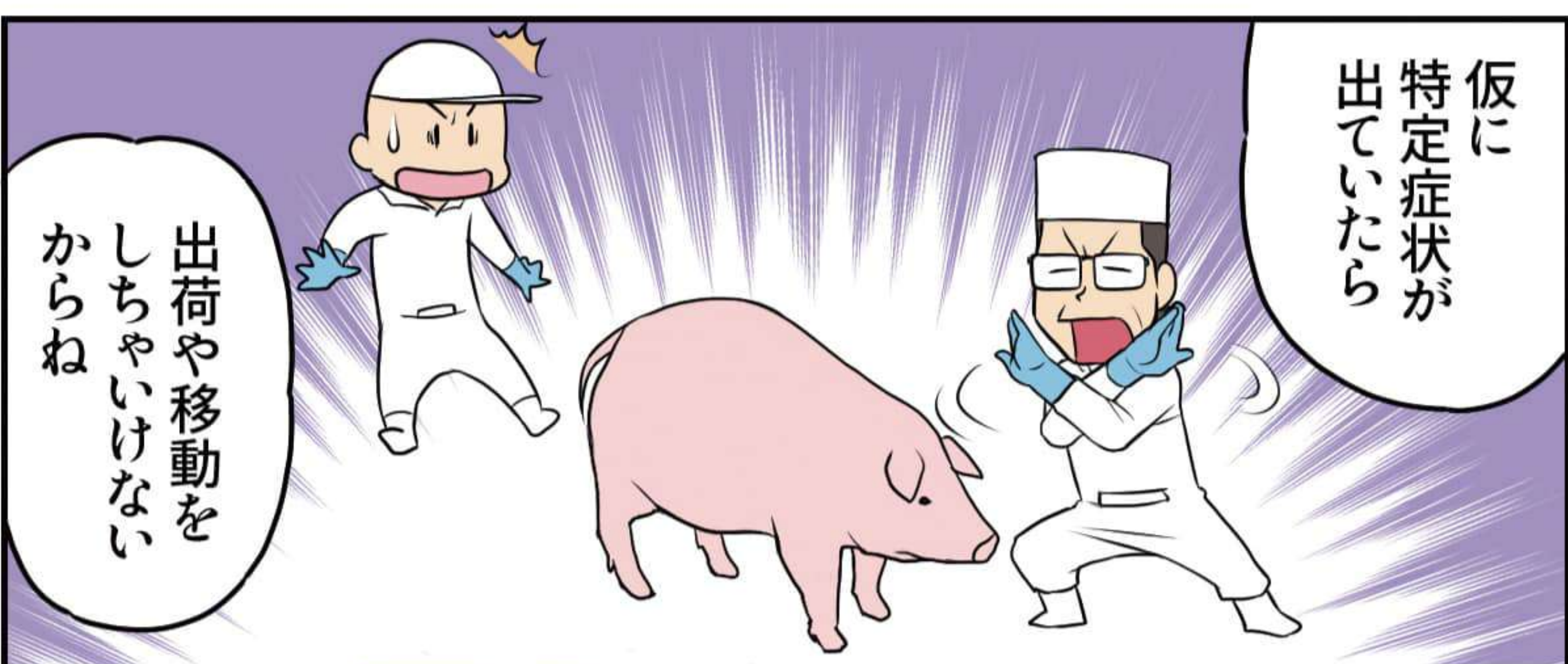
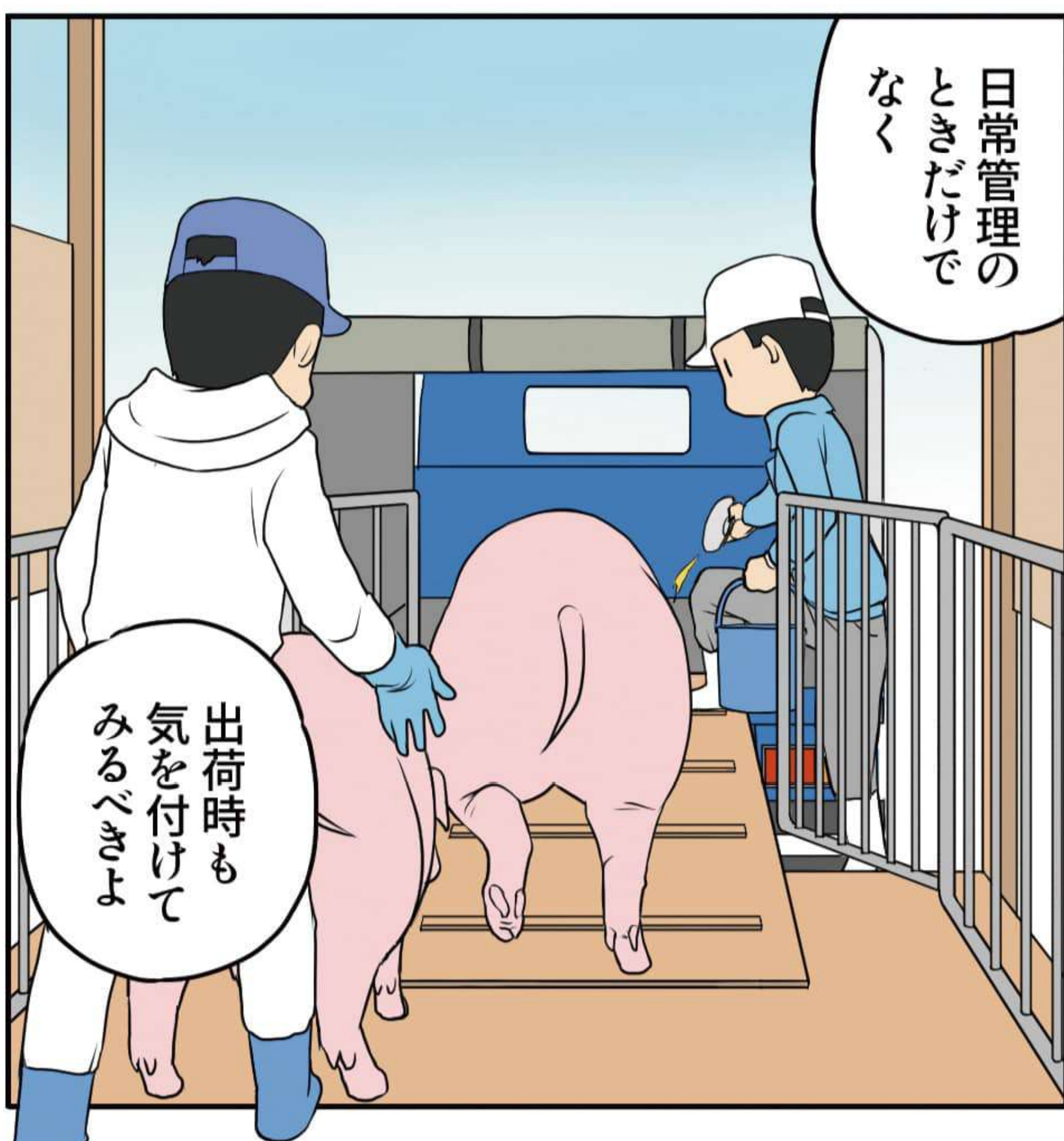
衛生管理区域内の工事で使用する工具など、家畜の飼養に直接関係しないものも含まれるよ。

それぞれの素材に適した消毒方法で消毒するか、使い捨ての物は密封できる容器に入れて持ち出すように。



極力不必要なものは衛生管理区域内に持ち込まないようにしないとな。





家畜に関する事項

38

家畜の出荷又は移動時の健康観察



出荷時も家畜に異状がないか健康状態をしっかりとチェックしよう。農場外への移動で家畜に異状があれば、農場外へ病原体を拡げてしまう可能性があるからね。家畜の死体又は排せつ物も、農場外へ移動させる場合は、ブルーシートなどで漏出防止策を行おう。もちろん、特定症状が出ていたら、出荷や移動をしてはいけないよ。

39

こんな症状を確認したら、速やかに家畜保健衛生所に通報を！

通報及び出荷・移動を停止！

※死体、畜産物、排せつ物、衛生管理区域内の物品等も含まれます

通報！

特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止

38

40

家畜の出荷又は移動時の健康観察・特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止
特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止



口蹄疫 (FMD) 【宮崎県提供】

発熱や食欲不振に始まり、後に泡状のよだれを流したり、口、ひづめ、乳房に水疱（水ぶくれ）が見られます。



← FMDについて



アフリカ豚熱 (ASF) 【動物衛生研究部門提供】

病状は多岐に渡り、甚急性では突然死亡、急性では発熱が見られます。



← ASFについて



豚熱 (CSF) 【岐阜県提供】

発熱、食欲不振、元気消失等、うずくまり、便秘に続く下痢、呼吸障害等が見られます。



← CSFについて

40

特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止

特定症状が

なければ大丈夫ですか？

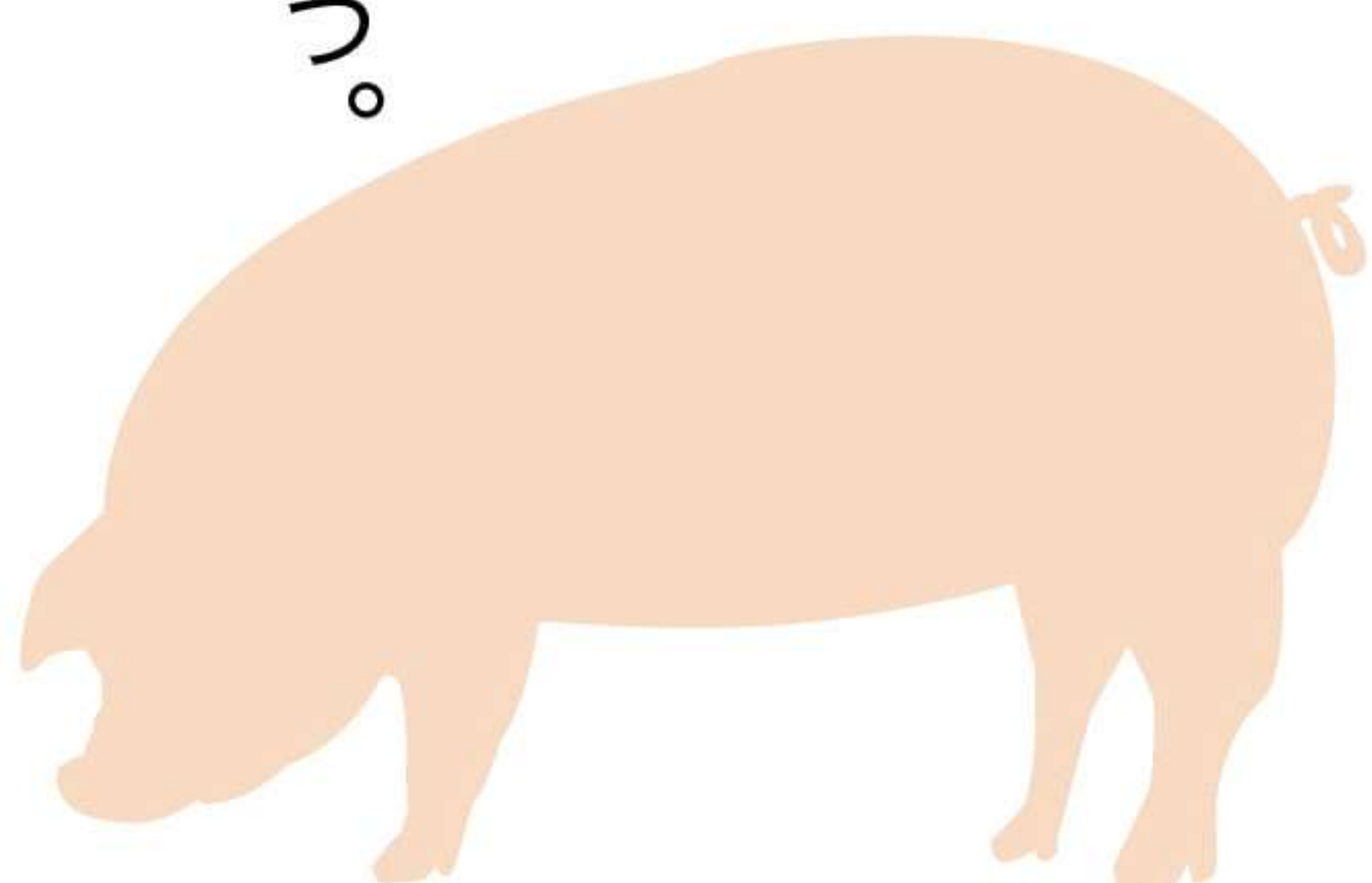


特定症状以外の場合でも、CSF、ASF、FMDなどの伝染病が疑われる異状がある家畜の増加や死亡率の上昇があれば、管理獣医師の診療か家保の指導を受けて、少なくとも監視伝染病に罹っていないことが判明するまでの間、農場から家畜の移動は行わないようにすること。もし異状豚を移動すれば、伝染病がまん延してしまうおそれがあるから注意しないといけないんだ。

消毒薬について 各消毒薬の効果の違いを理解し、適切な濃度で使いましょう！

消毒薬のポイント

- ・病原体によって効果のある消毒薬が異なるため、有効な消毒薬を選択しましょう。
- ・消毒対象によっては適さない消毒薬があるため、その特徴を確認しましょう。
- ・消毒薬の効果を十分に発揮するために、用法用量に従って適切な濃度に希釈して使用しましょう。
- ・糞便などの有機物が残っていると、消毒薬の種類により、その効果が十分に発揮されません。できるだけ事前の水洗等で消毒対象の汚れを落としてから使用しましょう。



注意

異なる消毒薬は水洗後に使用

豚房の消毒などで、同じ場所に異なる消毒薬を使用する場合は、基本的に水洗や乾燥後に使用しましょう。消毒薬はpHの影響を受けるものが多く、消毒薬が混ざる事で場合により消毒効果が思うように得られなくなります。

(例1) 酸性で効果低下：逆性石鹼、アルデヒド系など

(例2) アルカリ性で効果低下：塩素系、ヨウ素系、過酢酸、オルソ剤など
また、塩素系消毒薬がヨウ素系・過酢酸などの消毒薬と混ざった場合、塩素ガスの発生などの恐れもあるため注意しましょう。

注意

消石灰は合わせて液体を使用

消石灰は液体と混ざる事で消毒効果を発揮します。消石灰の粉を踏込消毒槽として使用する場合は、事前に踏込消毒槽等で長靴を濡らしておくなどの対応をしましょう。また、畜舎周囲の消毒など野外に散布して使用する場合には、消毒効果の発揮まで時間がかかります。

消毒効果を保ち続けるため、頻繁に撒きなおしましょう。

※消石灰は液体と混ざりアルカリ性となるため、踏込消毒槽通過後に消石灰散布面を歩く場合は、アルカリ性でも効果が低下しない逆性石鹼などを使用しましょう

		消毒薬の種類							
		逆性石鹼	オルソ剤	ヨウ素系	塩素系	グルタルアルデヒド	過酢酸	アルコール類	消石灰石灰乳
病原体の種類 △○…効果弱 △○…効果有 ×…効果無	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○
	芽胞菌	×	×	△	△	△	△	×	×
	ウイルス(膜有)	△	△	○	○	○	○	○	○
	ウイルス(膜無)	×	×	△	○	○	○	×	△
	コクシジウム	×	○	×	×	×	×	×	○ (物理的封込)
消毒対象 △○…適用 △○…状況・消毒薬種類により不適 ×…不適	手指	○	×	○	△	×	×	○	×
	踏込消毒槽	○	○	△	△	○	○	×	○
	車両	○	×	×	△ (腐食性有)	○	×	○ (車内)	○ (タイヤ)
	敷地内	△	×	×	△	○	×	×	○
	畜舎・設備・器具機材	○	○	△ (腐食性有)	△ (腐食性有)	○	△ (腐食性有)	○ (器具機材)	○
	飲水	○	×	△	△	×	×	×	×
	畜体	○	×	○	△	×	×	○ (注射時)	×

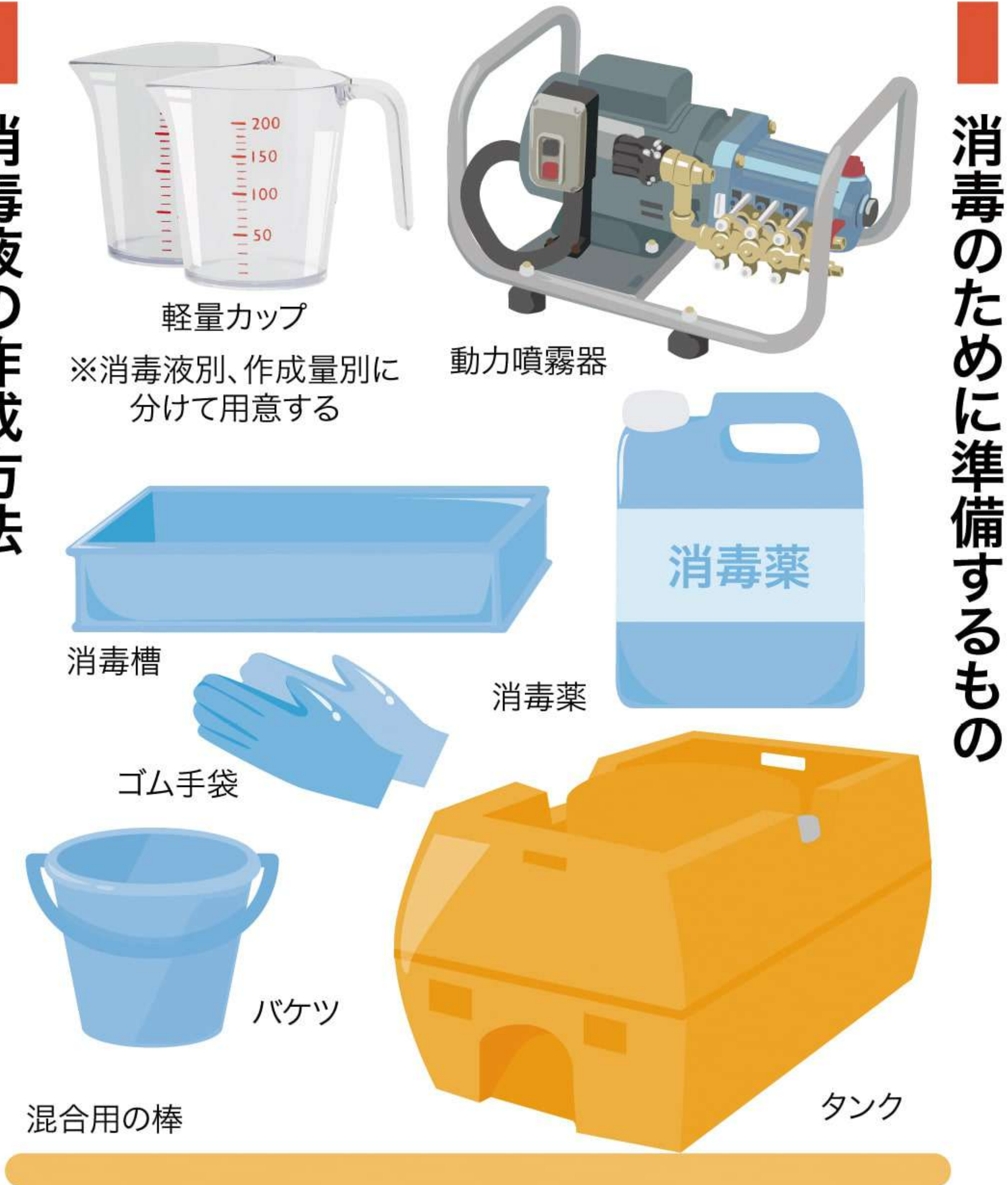
一般細菌 --- 大腸菌、サルモネラ属菌など ウイルス(膜有) --- CSFウイルス、ASFウイルス、PEDウイルスなど
芽胞菌 --- クロストリジウム属菌など ウイルス(膜無) --- FMDウイルス、サーコウイルスなど

※消毒薬の種類や用途により、休薬期間が発生する恐れがあるため、使用にあたっては家保の先生や管理獣医師に相談しましょう

消毒液原液量 (mℓ)		水(ℓ)			
		2	10	100	500
消毒液の希釈倍率(倍)	100	20	100	1000	5000
	500	4	20	200	1000
	1000	2	10	100	500
	2000	1	5	50	250

表を参考に、作りたい消毒液の希釈倍率と水の量を確認して、消毒薬と混ぜましょう。

消毒薬の作成方法



消毒のために準備するもの

用語集

■飼養衛生管理基準

家畜の所有者がその飼養に係る衛生管理に
関し最低限守るべき遵守規定のこと。

■衛生管理区域

家畜を飼養する畜舎、放牧地、家畜に直接接
触する物品の保管場所、飼料タンク、飼料保管庫、
給餌場所、堆肥舎、死体保管庫、畜に触れた者
が消毒や衣服、長靴の交換などを行わずに行動
する範囲を全て網羅した区域のこと。

■飼養衛生管理者

衛生管理区域ごとに選任された、飼養衛生
管理の責任者のこと。家畜の所有者自ら管
理者となることも可能。

■飼養衛生管理マニュアル

- (1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼
養及び狩猟における禁止事項
- (2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項
- (3) 海外からの肉製品の持込み（郵便物に
よる持込みを含む。）に関する注意喚起
- (4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止
- (5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ
持ち込まないための取組

- (6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
- (7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での
飼育禁止

- (8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
- (9) 農場における防疫のための更衣
- (10) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等
の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、
消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等
全10項目を、家畜保健衛生所や管理獣医師
等の専門家の意見を反映させて作成した
マニュアルのこと。

※当該マニュアルを印字した冊子を配布し看板
を設置するなどして、従業員や外部事業者
に遵守してもらうよう周知・徹底を行うこと。

■衛生管理記録

衛生管理記録は、以下の事項を網羅しており、
少なくとも1年間保管すること。

- (1) 当該農場の従事者以外が衛生管理区域
に立ち入る場合には、次の項目について記
録をすること。

「氏名」「住所又は所属」「年月日」「目的」

「消毒の実施の有無（人と車両について記載

すること。消毒台帳は衛生管理区域の出入口

に設置し記録すること。」「過去1週間以内
の海外での滞在歴」「滞在した全ての国又は
地域の名称」「その国又は地域における畜
産関係施設等への立入りの有無」

※観光牧場その他の不特定かつ多数の者が
立ち入ることが想定される施設において、
衛生管理区域の出入口における手指及び靴
の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管
理区域に出入りする際の病原体の持込み及
び持出しを防止するための規則をあらかじめ
作成し、家畜防疫員が適切なものである
ことを確認した場合は、この限りでない。

- (2) 従事者が海外に渡航した場合には、その
滞在期間及び国又は地域の名称を記録
すること。

- (3) 導入した家畜の種類、頭数及び健康状
態、導入元の農場等の名称並びに導入
の年月日を記録すること。

- (4) 出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数
及び健康状態、出荷又は移動先の農場等
の名称並びに出荷又は移動の年月日を記録

すること。

(5) 飼養する家畜の頭数、月齢及び異状の有無を記録すること。異状がある場合にあっては、その症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況を併せて記録すること。

(6) 家畜保健衛生所、管理獣医師等からの当該農場への指導の内容を記録すること。

■監視伝染病

家畜伝染病予防法に定められた、28疾病の家畜伝染病と71疾病の届出伝染病の総称のこと。

■伝染病

病気、感染症のこと。家畜の伝染性疾病全てを指す。

■病原体

細菌、ウイルス、寄生虫などのこと。

■家保

都道府県に設置された、家畜保健衛生所の略称のこと。

■家畜防疫員

主に家畜保健衛生所に勤務している、都道府県知事に任命された都道府県職員の獣医師のこと。家畜の伝染性疾病の検査や

飼養衛生管理基準の遵守指導等の業務を通じて、畜産の発展、食の安全安心に貢献している。

■管理獣医師

農場ごとに定められた、家畜保健衛生所と緊密に連絡を取っているかかりつけの獣医師のこと。

■特定症状

農林水産大臣が家畜の種類ごとに指定する症状のこと。

■大臣指定地域

野生動物が豚熱等の家畜伝染病の病原体に感染していることが確認されているなど、家畜での発生リスクが高まっていると判断した場合に、農林水産大臣が指定する地域のこと。

■埋却地

家畜伝染病予防法の規定に基づき、家畜の死体の埋却用として供する土地のこと。家畜の所有者は、その土地を確保することが必要。

■化製処理施設

牛・馬・豚・めん羊及び山羊の死体などを処理する施設のこと。

■まん延、伝播

伝染病が地域、農場間で拡がること。病原体が家畜へ感染して拡がること。

■機械的伝播

野鳥など、感染していないが、体に付着した病原体を運び、周囲に拡げていくこと。

■食品循環資源

食品が食用として供された後または供されずに廃棄されたもの並びに食品の製造、加工または調理の過程で得られた副産物のうち食用に供することができないものであり、飼料の原材料として有用なもののこと。

■有機物

豚の糞便や体液などのこと。

■二次汚染

病原体に汚染された手指、長靴、泥、豚などを介して、他の人、物や場所が病原体に汚染されること。

■ASF

アフリカ豚熱 (African swine fever) の略称。

■CSF

豚熱 (Classical swine fever) の略称。

■FMD

口蹄疫 (Foot-and-mouth disease) の略称。

令和2年7月1日

制作

飼養衛生管理基準ガイドブック製作委員会

製作委員



農林水産省 消費・安全局動物衛生課



JAグループ CSF・ASF対策協議会

監修

一般社団法人 日本養豚開業獣医師協会 (JASV)

一般社団法人 日本養豚協会 (JPPA)

